

第六十五回国会 衆議院 通信委員會 會議錄 第十六号

昭和四十六年四月二十六日(月曜日)

午前十時十二分開議

出席委員

委員長 金子 岩三君

理事 内海 英男君

理事 古川 丈吉君

理事 水野 清君

理事 樋上 新一君

理事 池田 清志君

理事 江藤 隆美君

理事 木村 武雄君

理事 坪川 信三君

理事 浜田 幸一君

理事 三池 信君

理事 森山 欽司君

理事 阿部未喜男君

理事 堀 昌雄君

理事 池田 禎治君

理事 中村 拓道君

出席國務大臣

郵政大臣 井出 一太郎君

出席政府委員

郵政大臣官房長 野田誠二郎君

郵政大臣官房電氣通信監理官 牧野 康夫君

委員外の出席者

防衛施設庁総務部補償課長 佐久間 章君

法務省刑事局刑事課長 前田 宏君

農林省農政局参事官 岡安 誠君

通商産業省重工業局電子政策課長 平松 守彦君

労働省労働基準局監督課長 吉本 実君

労働省職業安定局雇用政策課長 岩田 照良君

自治省行政局行政課長 遠藤 文夫君

日本電信電話公社総裁 米澤 滋君

日本電信電話公社副総裁 秋草 篤二君

日本電信電話公社総務理事 井上 俊雄君

日本電信電話公社営業局長 遠藤 正介君

日本電信電話公社運用局長 中林 正夫君

日本電信電話公社計画局長 浦川 親直君

日本電信電話公社経理局長 好本 巧君

日本電信電話公社経営情報開発協会理事 稲葉 秀三君

日本情報処理開発センター会長 難波 捷吾君

法政大学助教授 岡本 秀昭君

参考人 岩田 友和君

参考人 佐々木久雄君

通信委員会調査室長

八百板 正君 堀 昌雄君

同日 補欠選任 長谷川四郎君

同日 稲村佐近四郎君 木村 武雄君

同日 浜田 幸一君 八百板 正君

同日 堀 昌雄君

同日 長谷川四郎君 坪川 信三君

同日 補欠選任

同日 長谷川四郎君

本日の會議に付した案件

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

○金子委員長 これより會議を開きます。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、参考人より御意見を聴取いたします。

本日、本案審査のため参考人として御出席いただいた方は、日本経営情報開発協会理事稲葉秀三君、日本情報処理開発センター会長難波捷吾君、法政大学助教授岡本秀昭君及び日本消費者連盟代表委員岩田友和君であります。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人各位には御多用のところ本委員会に御出席いただき、厚く御礼を申し上げます。本日はそれぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただき、審査の参考といたしたいと存じます。

ただ、時間の都合もありますので、最初にお述べいただく時間は一人十五分程度にお願いし、後刻委員からの質疑もあろうかと存じますが、その際十分お答えくださるようお願い申し上げます。

それでは、御発言の順序ははなはだかつてながら委員長に御一任願ひ、稲葉参考人からお願いいたします。稲葉参考人。

○稲葉参考人 ただいま御紹介にあずかりました稲葉でございます。

きょうは公衆電気通信法の一部改正に関する改定案に対しまして意見を陳述させていただきます。今回の改正案は三つの側面を持っていると思われれます。

その一つは、電報料金の改正であります。その二つは、電話料金の是正及び施設費の是正でございます。その三つがデータ通信のための回線の開放ということになります。このうち一と二につきましては、広義の意味の料金問題でございます。まして、現状のあり方が必ずしも情勢に即応しない、また現状のあり方は公社の赤字が累増していく、こういうことを配慮をいたしまして、そして料金体系の合理化、このようなものを行なうとするものでございます。また、三のデータ通信の改正につきましては、後述いたしますように別個の意味を持っております。

まず、電報料金と電話料金につきまして私見を開陳させていただきます。

最近、公共料金の値上げが問題になっております。これにつきましてはいろいろの見解が出ています。ということも事実でございます。ですから、人件費の増大、また新しい情勢に即応した近代化をやっていくというための原資を獲得していく、そのためには私は原則として利用者の負担を増大させていくということはやむを得ないものだと思っております。国民負担の増大、つまり国民の税金負担でこれをカバーするということにつきましては、こういう見方、考え方もあらうと思ひますけれども、これは非進歩的、非能率的、非民主的なやり方である、このように思っております。と同時

回線を開放するという事はあまり合理的ではないのではなからうか、このような意見が出ている次第でございます。必ずしも、これが全部の方々の御意見だ、このように思っておりませんけれども、私は、この主張につきましては、十分これを聞くべき必要があると思っております。ですから、申し上げたいことは、私たちはすでに日本におきましてもここ十数年來いろいろコンピュータの利用が推進をされ、そしてだんだん最近になりましてどうしても多角的な回線利用というものをしたいかねばならない、このような必要性を感じておる次第でございます。私はいま、コンピュータの利用を推進するための財団法人日本経営情報開発協会の理事長であり、またソフトウェアときわめて関係の深い日本の計算センターの会長のほか、また各種のコンピュータの協会の会長であり、また各種のコンピュータの利用を推進するユーザ団体連合会のお仕事にも御協力申し上げております。また、私たちは利用者の声がどういうことになっているのかということも年に一回必ず調査をいたしております。そして、おとしと比べて去年、さらに最近になりまして、どうしても一経営単位、一社単位、コンピュータの利用ではなくて、もっともっと広範にこれを利用するという道を開いていただきたい、このような熱意がだんだん強くなりつつあるというのを身にしみて感じておる次第でございます。また、今後の日本の社会というものを考えますと、やはりそのようなことをどうしても推進をしていかねばならない。このようにいたしますと、自身の申し上げたいことは、やはり今回の通信回線の開放の措置というものは認めていただきたい。そして、こういふような措置をお認めくださいますと、情報産業全体のあり方ということにつきまして、二年かかり、三年かかって新しい事態にどう対処するかということを検討していただきたい。そして、そのためには、私はその双方の面におきまして、いわゆる御理解と御協力が必要ではなからうか、このような点を強く強く感

じて、どうか皆さま方にこの点をお願い申し上げます。たい次第でございます。

ちょうど時間が参りましたので、あとは御質問に応じて答えさせていただきます。

○金子委員長 次に、岡本参考人から御意見を賜りたいと存じます。岡本参考人。

○岡本参考人 岡本でございます。産業社会学をやっております立場から、本法案に対していささか意見を申し上げます。

御承知のように、コンピュータと通信回線の結合は情報処理のシステムというものを形成いたします。したがって、そのシステムの持つ能力というものが人間の情報処理の能力を飛躍的に拡大させるという観点から、多くの経済学、社会学の分野において潜在的な影響に関する論議や調査が展開をされてきております。本日はそのような業績ないしは日本のあり得べき可能性についての展望の上に立つて、本法案に対していささか意見を申し上げます。

コンピュータと通信回線の結合によるシステムは、たいへん強力な情報処理のシステムでありまして、それはたとえばソフトウェアの開発でありますとか、あるいは通信回線の利用に関する個々の立法において断片的にそれに適合するような法律措置によって促進をはかる、情報化や普及の促進をはかるというふうな性格のものではないというふうに判断いたします。したがって、アメリカやあるいはイギリスやヨーロッパの各国におきましても、この問題については何らかの形で情報産業の将来に対する展望とガイドポストというものを政府は明らかにして、その上で行政委員会や必要な管理組織を前提として個々の立法を推進しているという状況でございます。そういう情報処理システムの持つ社会経済的な影響というものを判断いたします際には、現実の社会経済の基的な諸趨勢との関連においてその作用を判断すべきであるというふうに思います。

第一は、今日は技術革新の時代というふうにい

われておりますが、それは次第にコンピュータ主導による技術革新の時代となり、専門家はこれをテクノロジックの時代というふうに称しております。問題の発見に、それから管理に、たくさん可能性を拡大し、技術革新を刺激しつつ、また技術革新によって刺激されて情報技術が高度化するという社会で、それが持ちます雇用面やあるいは就業構造への影響はきわめて大なるものがございます。わが国におきましても、昭和四十四年九月末現在において、コンピュータはその設置額にして五千億円でありましたが、そして設置台数にして五万六千台でありましたが、たとえば電電公にして五兆円、そして設置台数にして六万台のコンピュータが稼働する見込みであります。あとでやや詳しく申し上げますように、こうしたものが持つ就業構造やあるいは労働問題への潜在的な影響はきわめて大きいというふうにいわなければならぬと思っております。

第二に、現代は大量消費の時代というふうにいわれますが、これがコンピュータと結合いたしました商品情報化の時代が展開をしております。そうして今日先進的な工業国で見られるように、過剰広告と情報独占というものがあらわれてくる傾向性が大きい。これに対しまして、たとえばイギリスなどでは、広告費の規制であるとか、あるいは社会的に見て望ましい優良商品の公認証票制度の提言であるとか、あるいは広告白書などの必要性が唱えられております。わが国におきましては、商業活動においてそれを規制する倫理はもっぱら企業内倫理の段階にとどまっております。こうした状況のもとにおいて商品情報化の時代が全面的に拡充するということには問題があるといわなければなりません。同時に大量消費の時代は、平均所得を大衆市場として予定いたしますから、したがって低所得層の窮乏化はよけいに増大するという問題があり、また余暇の市場化という問題が出てまいります。

第三に、産業構造の上からは集中化の時代で、

これはテクノロジックと相まって情報独占という問題を生み出す可能性を持っています。現在でも情報組織に対して敏感に反応しておりますのは、巨大企業の企業集団であり、そしてそこにおいてネットワークが形成され、それは市場と生産の各領域において支配的な影響力を持つてくるということが考えられるわけでありまして。

第四に、国際化の問題があります。情報化はすでに国際的なネットワークに進展しており、たとえば圧倒的な情報テクノロジの技術ギャップを背景といたしまして、アメリカを中心とする国際的な情報網の持つ影響力はきわめて大きい。こういう段階において世界的なネットワークとの結合がわが国の情報産業やその他の自立性というものに対していかなる影響を与えるかということとは、慎重に検討するべきだというふうに思うわけでありまして。

以上の観点から、やはり情報産業というものを方向づける国民的ないわば抱負を體現したところのガイドポストというものが先行をして、そうしてそれに基づいて各個別の立法が展開すべきであるというふうに思うわけでございます。

本法案のデータ通信関係に注目をしてみますと、それは第一に、企業レベルの専用回線の奨励的促進という趣旨に基づいて、この専用回線については全面的にこれを促進する趣旨が盛り込まれているわけでございます。そのこと自体の是非はともかくとして、それは結果として企業内のいわゆるMIS、管理統合システムを促進いたします。わが国の場合、標準化が先行し、次いで機械化があり、次いでシステム化があるという順序を踏んで経営管理のいわば合理化が展開したのでなく、システム化と機械化が同時並行的に行なわれ、標準化がこれに次ぐというふうな状況にあり、かつまた労働力構成の上から間接労働の比重が大きいということを考えてみますと、雇用問題の発生可能性に対する懸念は大きいというふうに言わざるを得ません。こうした諸問題に対して、たとえば西ドイツやあるいはスウェーデンの労働組合や

あるいは労働関係各省は、テクノロニクに備えた基本的な雇用政策を用意しておりますが、遺憾ながらわが国の場合には産業別、職業別の雇用構造の長期展望すら欠けているという状態であります。

第二に、グループ共同のネットワークの促進というものがありますが、これはシステム独占というものを展開する可能性を持っております。有名なアメリカの連邦通信委員会にございまして、AT&Tとウエスタン・エレクトリックのいわば企業間関係が独禁法に触れるかいないかということがたいへん問題になっており、そして現在でもなっておりますが、そのようなシステム独占というものに対して独禁法はどういう態度で臨むのであるか、それから企業秘密の問題はどういうふうにか、それから系列支配と経営権の問題は中小企業保護の観点からどのように考えるべきかというふうな一連の問題が伴うわけでございまして、同時に計算センターや情報処理業界の発展は、やはり非常に大量には市場情報と結合する可能性が強いわけでございまして、そのことは先ほど申しましたように、大量消費社会における情報公害という問題と関連をしていくわけでございまして、したがって、この個別企業内の通信回線の展開や企業間の連携やあるいはその情報センターとの結合というそれぞれ今回の法的措置の諸項目においてそれが無政府的行なわれた場合には、出てくる問題性の可能性に対する懸念を私は抱かざるを得ないわけでございまして。

次に、通信回線の利用の問題がありますが、これはやはり資源配分の問題と不可分にかみついてきます。具体的に申しますと、公衆通信との疎通統合関係でございまして、これは一面においては通信回線の容量の増大によって対応することができず、現在の法律でいうように、郵政省の事前の判断で競合するまいかというのをあとでチェックできる技術的な保証は考えられないという問題があります。したがって、これはあとで申し上げます電話の問題と不可分でありまして。

さて、通信回線に関する問題点は多々その他申し上げたいわけですが、時間が経過しておりますので、結論的に言って、可能態として重大な社会経済的な問題ははらんでいまして、そのような場合であればあるだけガイドポストを内容とするような基本法が必要であるということ、第二に、そうした諸問題の発生に応じて諸影響を研究し、問題を提起し、そうして情報産業の展開を全体として国民生活の向上に関連づけていくところのそういう機能を持つ情報委員会というものが必要であるというふうに主張いたします。

次に、料金の問題でございまして、立案当局の御苦心のほどはいろいろ読み取れるわけでございまして、電話に関する事項について、まず次の事実を申し上げたいと思っております。

御承知のように、今日では生活圏の拡大や経済圏の拡大に伴いまして、住宅電話はいわば必需品化してきていくわけでございまして、それは政府当局も公社もたびたび申されているとおりでございまして、第二次五カ年計画においては、昭和四十七年に少なくとも顕在需要は充足するということが内外において公約されてきているわけでございまして、いまだその目標は果たされず、現段階においては昭和五十二年まで延長して、その時点ではやう充足するということになっております。こういう段階においては、つまり情報化の進展を予想すればするほど電話の国民的な普及はいわばその前提であるべきであって、かつまた国際的に見ればわが国の電話普及率は十二位というランクであり、これはコンピュータの普及率世界第二位と比較すれば画然とした差異があるのでございまして、こういう段階においては電話の普及を促進する措置を考えるべきであれこそすれ、いわばその需要を抑制するようなことは考えるべきではないと思っております。

この段階において、電話設備料を三万円から五万円に引き上げるといふことは、むしろそういう促進措置の逆行であるといふふうに考えられます。その理由として、電話関係の収支が赤字であるかいないかということが問題であります。これは公社会計のいわば現在のメカニズムからいたしますと、判定いたしかねるという状況にある。このような状況では一挙に設備料値上げに対しては賛成いたしかねると申さざるを得ないわけでございまして。

それと関連して、電話の料金体系の改定であります。御承知のように、生活圏の拡大に対応するように御苦心をなさった、その全体の趣旨は賛成であります。しかしながら、その範囲の設定がいわば従来の行政区画をやや拡大したものにすぎない。したがって、現在のようにはメトロポリタンやあるいはメガロポリスの成立というふうな現実と合致しないという問題がございまして。

最後に電報であります。やはりよりきめのこまかい料金設定が必要ではないか。公社組織はその本質において企業性と公共性を持っており、その公共性においては社会政策的観点は不可分に重要でございまして。こうした段階において、いわば事業収支の原価計算は総括原価でありながら、採算は製品別に行なうということは会計上矛盾したものであります。そしてまたそれは公社組織に對する今日の国際的な考え方とそぐわない。

と申しますのは、製品別のいわば収支決算は明確にして、そして公共性を持つ商品に対する赤字は、これを国家財政で補てんするというのが今日の意味での公社経営のたてまえであります。そうした観点から見るときは、経理的に見ても、そして社会政策的に見ても、そしてまた電話の普及がいまなお顕在需要を満たさないういう状況である段階における電報料値上げは、全体の趣旨からして、本立法が必ずしも国民生活の向上に保障を与えないという意味合いを持つものであるといふことを象徴的にいわば示唆するように思えるのであります。

以上を諸点について諸先生の賢明な御討議をお願いいたしたいというふうに思います。

○金子委員長 次に、難波参考人から御意見を賜わりたいと存じます。難波参考人。

○難波参考人 ただいま御紹介にあずかりました難波でございまして。私はこの改正法案につきまして、主としてデータ通信の面について私の意見を申し上げたいと存じます。

わが国の戦後の経済の発展は非常に目ざましいものがございまして、さらにこの国力を増進いたしますために、現在いろいろな政策が考えられております。その中で運輸、通信の面におきまして、戦争前には全く考えられていなかった重要方針がたまたま幾つか実行されております。その最初は、御承知のごとく高速自動車道というものでございまして。それから第二は、国鉄の鉄道新幹線というものでございまして。それから第三がたまたま問題になっております電気通信のハイウェイでございまして、これはアメリカあたりでは今度デジタルハイウェイという名前がついておりますが、要するに大量の通信を高速に伝送処理するという電気通信網でございまして、これは近年における電子計算機の著しい進歩に促されて、新たな大きな通信のネットワークとして登場いたしましたものでございまして。

さて、わが国は戦後荒廃いたしました国土において、焼失した電話網の復旧整備に多年努力を続けてまいりました。その結果、今日、電話網につきましては先進国の仲間として恥ずかしからぬところまで立ち至っておりますが、しかし、データ通信網につきましては、現状は全く不十分でございまして、先進国アメリカに比べてかなり遜色でございまして。この立ちおくれの原因を考えてみますと、一言にして申しますならば、敗戦による不幸な現実と申すべきものでございまして、戦後の日本におきましては電話の復旧がまあ精一ぱいで、データ通信の拡充といふことはどうもいそぎで手が回らなかったというのが真相であらうと存じますのでございまして。

ところで、いまやわが国の国力の伸張は著しい

ものがございまして、経済的にも技術的にもデータ通信の拡充をなし得る実力を備えてまいりました。ところで、データ通信の場合は電話とかなり違った面がございまして、電話の場合には申しまでもなく針金の先に電話機が、この電話機というのはいわゆる標準化された電話機が接続されているだけでございまして、データ通信の場合には、目的によりまして電子計算機の種類とか関連機器とか、あるいはまたソフトウェア等の使い方も、まことに多種多様でございまして、従来の電話のネットワークのようにシステムとして単純なものではございせん。そこで、われわれは整備された基本的なデータ通信回線を国民に開放いたしました。利用者として技術上の協力を行ないながら仕事を進めるといふ形式をとることが大局的に見まして国力増進に寄与するところが大きいと考えておるものでございまして。もちろん、この際技術上の見地から定められました適当な基準を用いまして、データ通信と既設の電気通信との間に運用上の混乱が起らないように配慮するといふことは、これは当然なすべきことでございまして。

以上のような基本的な考えから、私は今回国会に提出されます改正法案の内容は、わが国の現在の事情におきましては、きわめて妥当であるものと信じて、たいへんけっこうだと存じておる次第でございまして。

なお、この機会にこの法案が成立いたしました場合に、国内の情報産業の関連においてどういふような問題が起るかということにつきまして、二、三私の私見を申し述べたいと思ひます。

まず第一に、外国資本の問題でございまして。御承知のごとく通信事業というものにつきましては、わが国は世界の主要国との間に結びついた航海通商条約によりまして、外資の進出から守られておる状態になっております。しかし、情報処理産業というものにつきましては、そういう条約の關係がございせんので、この法案の成立とともに外資、少なくとも一部外資によりましてオンライン方式の情報処理事業がわが国においてもある程

度興るということをご予期せなければならぬ状態にございまして。この場合にこのオンライン事業に使用されます一連の電子計算機といひましては、ある程度外国の有力製造会社の機械が使用される可能性がございまして、その結果として国産の電算機の占めますシェアが少なくともある期間内は現在よりも少しく低下することが考えられるのでございまして。この問題にどうして対処するかという点につきましては、たとえば政府及び公益的のネットワークにおきましては国産機の採用を奨励すること、これは現在イギリスなどでも採用しております政策でございまして、かような政策を採用することにも必要でございまして。それからまた国産機の製造の合理化ということも一つの問題でございまして。現に今日の日本産業界の實力をもつていたしましても、米国における電算機の製造は、年産額におきましてわが国の約二十倍という大差がございまして。これはいわゆるヘッドウェアという範囲の比較でございまして、その他ソフトウェアの比較ではさらに大きな懸隔があるものと考えられております。

しかし、これは今日の状態でございまして、あすの状態ではございせん。日本は高度に教育された潜在的人間の資源を持っておりますし、それから特に電子計算機のような高度の頭脳産業は日本人に今後最も適したものと思われるのでございまして。そこで、今日の生産額が一对二十であるという現実のこの比率に失望することなく、非常に勇氣を持って立ち上がる必要でありまして、この点としてわが国は国全体としての非常に慎重な強力な政策が必要であると信ぜられます。このようにいたしまして、本法案の精神であります通信回線の利用を社会に容易にする、そして社会活動を盛んにするという政策と同時に、国内電算機の製造が沈滞しないようにするということを、同時に私は政策として解決することが可能であると存ずるのでございまして。

次に、ある方面で懸念されております秘密保護と申しますか、あるいはプライバシーの侵害とい

う問題がございまして。本質的に申しますと、これは通信回線の開放という問題とは直接関係のないことでございまして、この際、私、これにつきまして一、二見解を述べさせていただきます。要するにこの問題に対する対策は、人間と技術の両面にございまして、磁気テープとかあるいは機械装置とかを取り扱う人間の管理を厳重にして、モラルを高揚するというのが一つでございまして。それから技術面では、秘密保護の必要性の高いものほど、たとえばデータファイルから取り出し、検索する場合の信号を複雑にするということの原理でございまして、あるいはまた金庫の合鍵を複雑にするという理屈と同じでございまして。しかし、一般論といたしましては、まずどういふ範囲のデータをファイルすべきか、また一たんファイルされたものはどの程度の秘密保護を必要とするのかという基本方針をあらかじめはっきり樹立することが大切でありまして、その辺をあいまいにして出発いたしますと、せっかくの情報検索能力をむだに使うということになるのであります。

ただいま述べましたような若干の心配は抽象的にはございまして、電算機によりましてこの情報処理が社会の発展にきわめて強力でありますことは言を待たないところであります。他の卑近な例をもつて申しますならば、自動車というものは誤って運転すれば人をひき殺すおそれがあるから廃止すべきであるという議論と同様でございまして。要は、信号とか安全施設とか運転法規とかあるいは人間のモラルとか、こういう一連の關係事項を整備いたしまして、その結果、自動車が本来持つております特徴を社会において有効に生かすということを見現せなければならぬのでございまして。

以上のように、データ通信を発展させることは、いまの日本といたしまして非常に緊急な問題でございまして、これには非常に大きな投資とそれから技術の開発とを必要といたします。そこで

私は、今後この計画を基本的に立案される側と、それから現実にこのデータ通信を建設、保守をいたします側と、それからこのデータ通信を実際に利用してその利益を享受しようという側と、この三者が緊密に話し合う場というものを待つことが非常に必要でございまして、できればこういう常設的の機構をつくって非常に能率よく運用いたしまして、この法案の精神を生かすように努力することが私は最も肝要と思うのでございまして。ありがとうございます。

○金子委員長 次に、岩田参考人から御意見を賜わりたいと思ひます。岩田参考人。

○岩田参考人 私は、消費者の立場から、今回の公衆電気通信法の一部改正の法律案に対して意見を述べたいと思ひます。

第一点は、今回の改正の中に盛り込まれております電報料金の改定についてであります。現行まで十字で打てばそれなりに支出を防ぐことができた、そういうものを、今度は二十五字までという制限に変えることによつて一律に百五十円に上げるといふことにつきましては、これは十字で三十円で済んだ市内電報が、たとえ十字であっても百五十円払わなければならないという結果に追い込まれるわけでありまして、したがって、これは一般の企業におきましてはとうてい考えられない、いわゆる公社であるからという売り方をするところであるという、消費者にとつては非常に迷惑な売り方、商法であると思ひます。これは、食品に例をとりますれば、一方的にメーカーが、いままでは小袋詰めであったものが今度は一箱買つてくれなければ売らないという商法の転換をしたというのと同じでありまして、通常の経済社会においてこのようない方の盛りの売り方というものは、それを必要としない人については非常に迷惑な売り方であるわけでありまして、したがって、消費者にとつて電報という存在が、非常に緊急な場合に簡単に連絡をする方法として重要視されてきている存在の中で、こうしたものまでも赤字であるという一言をもって値上げをしてい

くという考え方について、多くの疑問を持たざるを得ません。公共料金の抑制をするという事は、国会においても政府の最高責任者が国民に向かって幾たびか公約した事柄であるはずでありまして、赤字であればすべて黒字にしなければならぬとするその考え方と、政府の最高首脳部が国民に対して約束をしたそのことと、どちらが重要な点であろうという事を実は私も疑問に思っています。すべてを黒字にするまで値上げをしていくということでありまして、政府が公約をなさいました公共料金の抑制というのは不可能な話でありまして、単にこれは郵政の関係だけではないで、すべての独立採算の原則、受益者がすべてをまかなっていくという考え方については、あとでもう少し触れたいと思いますが、消費者にとつては非常に重要な、そして議会制民主主義をこういう関連の中でみずからこわそうとなさるうとすることに對して、私も心配をいたしました。議会制民主主義の信頼は、やはり国民に對する政府公約をまず守ることから始めなければ回復できるものではないと信ずるからであります。

さらに、現状維持で電報の赤字をそのまま負担していけるという思想は私も持つてはおりません。しかし、電報の取り扱いについて最大の赤字といわれれば人件費の問題につきましても、いわゆる電話の潜在需要を満たすという約束が公社において積極的に果たされてきたならば、いわゆる電話を通じて電報を取り次ぐという方法も決して不可能ではないわけでありまして、またはもよりのところに電話で取り次ぐ、そういうような合理化をはかる余地はまだ残されておると思います。またこういう人件費のからぬ電話電報というような取り扱いを優遇するという考え方が出てきますれば、必ずしも人間が配達をしていかなくても済む地区は多くなり、そして部分的に人間が配達しなければならぬ特殊な地区について総体の中でやはりこれの採算をとっていくという姿勢をぜひ望みたいわけでありまして、赤字

になればすべて取ればいいんだということになりますれば、これは政策も何も不要な存在になつてしまふと思うわけでありまして、

それからその次に、広域時分制の実施についてであります。現行の市内通話の度數制を三分刻みで取っていくということにつきまして、私もはきわめて困った事態だと考えております。これはすでに実施をされました公衆電話の三分打ち切りによつて、出先から通話しようとする人々は非常に迷惑を受けているわけでありまして、議事録によりましますと、郵政当局は定着をしつづつあるということを申されておられますが、これは一方的に自動的に打ち切られておられるにやむを得ずもう一回かけ直さなければならぬということが繰り返されておられるにすぎないわけでありまして、これを定着というに見る郵政当局の感覚のズレは、全く私どもとしては迷惑な話であるといわざるを得ません。三分でかけるためには、まず向こうへ、連絡個所に電話をかけて、そして何分後に電話するからとめておいてくれと言つても一回かけなければならぬ話では通じ得られない、そういう不便さをわれわれは現実の問題として強行されておられるわけでありまして、これが今度は住宅用電話——公衆電話の場合には長話の防止というところで押しまくられたわけでありまして、今度はそういう心配のないいわゆる住宅用電話において料金で強制されるということについては、これは通話をする者の立場といたしましては非常に迷惑な話であります。さらに、データによりましますと、公社のとりましましたデータでは、通話の平均が百一十秒と示されておられ、説明をされておられます。百一十秒であるならば、言うところの長話をなくせという御主張は、このデータから見ると全く矛盾しているわけでありまして、三分間以内の平均値が出ておられるというデータを示しながら、片方において電話の長話にかかわるしつけの問題みたいな話が展開されておられる。また別なデータでは、増収が百六十億見込まれるというところが出ておられるわけでありまして、これらを一

緒に考えますと、一体、三分以内の平均値であつて、それがなおかつ三分ごとの改定をすることによつて、どうして百六十億が浮くのであらうか。これらの関連については非常に疑問を感じざるを得ません。特に先ほど申し上げましたように、これらの疑問を残したまま、たとえばの話であります。一つのデータをともなうというふうな矛盾が存在する。それが議会の中で十分資料提示やその他のことが検討されないままにも採決をされ、成立をしたというふうなことになるまいりますれば、一般国民の議会審議に対する信頼感はずなす失われるというのを特に申し上げておかなければならぬわけでありまして、諸先生方の十分なる御検討をお願いしたいわけでありま

す。それからその次の問題といたしまして、「試験実施」という問題が附則の中で書かれておられるわけでありまして、この処置については、私も重大な関心を持たざるを得ません。いつ、どこかの地区が指定されるのか、これは電話をかけるほうの消費者の立場に立ちますれば、全く一方的に公社がきめることができる。郵政大臣が認めさえすればどこの地区でもかつてに選択をして指定することができ。指定されたところは新料金で払わなければならぬという義務を生ずる。これは無差別爆撃を突然受けるような心境でありまして、一体こういう処置が公然と認められてくるということについては、他のものについてもこういう慣行ができたらいへんなことになる。われわれの仲間の中にもこれは経済ファッショだ、官僚ファッショだという声すらあがりました。このような法律の中で一部分の人だけが抜き出されて被害をこうむるというふうな立場に立たせられるという事は、法の公平のたてまえからいって、またこの法律自体の第一条の精神からいって、おおよそ考えられない事柄がこの中に組み込まれてきておられるということについて、これが実施されれば、おそろくわれわれのいままでの討議の中で参加した人々、消通連傘下の、特に団地自治会、そ

うところを中心とした指定地区反対運動は必ず起きるといわざるを得ないわけでありまして、また民間団体におきましても、この法律的な裁判上の争いも検討せざるを得ないというふうに言われている重大な個所であるということをお伝え申し上げておくわけでありまして、

それからその次に、前後いたしました、電話設備料の値上げについてであります。これはある日、法律の改正によつて価格が変わつた。そのことによつて、いままで長いこと一方的に待たされていた人たちは新しい基準によつて支払わなければならない。そういう人々に対する考慮というのがやはり払われてしかるべきだと思うわけでありまして、それはどこかで実施をしようとするれば、当然そういうボーダーラインにかかる者はおられるわけでありまして、少なくとも一年以上前から待たされておられる人々たちに対する考慮は払われてしかるべきだといふふうに考えます。こころはどうか審議の中で——申し込み者のせいではなくて、公社の都合でいままで待たされておられる人々、極端に待たされておられる人々たちについては、やはりそれなりの考慮が払われてしかるべきなのに、そういうことが払われていない。特にこのことを申し上げておきたいと思うわけでありまして、次に、データ通信のことについてであります。先ほど来三人の参考人の方々が語る述べられましたように、データ通信の關係については今後非常に重要な位置づけがされてくるであらうとわれわれも考えております。これを部分的にこうした法律の一部改正の手だてとして突っ込むのではなくて、岡本参考人も言われましたように、まず基本法をつくつて、そして電報、電話というふうな種類とは性格を異にするこれらのものについて、そのあるべき姿、規制しなければならぬ点、それからその影響するいろいろな問題を、別個に検討するに十分な存在であると思ふのであります。コンピュータが導入されることについては、それなりに便利さもまた進歩もあることは認めておりますが、反面、機械でありますから、そのために

起こる事故も決して少なくない。アメリカにおいてもそういうコンピュータ事故によるいろいろな困った問題が起きている。本来何でもない人が信用取引を中止されて、データの間違いである、または機械の故障であるというような事例が出たり、またアメリカの話ではなくて、現実に日本でも料金計算において、全く留守にしていた期間の電話料が通常より八万円も高く請求された。そして再三四足を運んでその不在を証明し、かつそういう中で幾らかまけてもらって妥協せざるを得ない、そういうような消費者の立場からすると困った事故も発生しておるわけでありす。それらの点から、コンピュータを否定はいたしません、コンピュータにかかわる取り扱いにはそれだけに慎重な、十分な検討を必要としますし、また、こういった部分改正ではなくて、基本的な基本法の制定等を通じて十分な御審議をいただかなければならない点が多々残されていると思うのであります。

最後に、受益者負担の問題について一言申し上げて終わりたいと思います。最近、この受益者負担という原則がいろいろな方面で積極的に行われております。高速道路をつくる、それについて受益者負担としてガソリン税を財源とするというように、もうすべてが受益者負担の原則で押しつけられてきている。これはもとに税金を払っている納税者の立場からいいますと、受益者負担という名前において税金が二重三重にかけられてきている、そういう感じを免れないわけでありまして、一体税金というのは何のために使われているのかということが問題になり、そして政治への不信へ次第につながりつつあるという事実を国会においてもぜひ重要視して考えていただきたい問題だと思っております。これは何でも利益を受ける者がすべてを負担していくんだという原則でありますれば、そこにおける財政的な政策も不要でありますし、一番簡単な方法ではありましよう。しかし、それでいいのかということが、国会政治というものを中心にして運営されるという国

民感覚の維持のためには、やはりもっとも検討されてしかるべきだと思っております。

以上、大要を急いで申し上げましたが、結論をいたしまして、特に今年に入りましてからの郵政関係の値上げは、すべての面において一斉に行なわれているという感じを消費者に与えています。小包料金の値上げが最も最近行なわれました。また郵便料金の値上げがたまたま公聴会にかかったという時点でありす。さらに電報、電話、こうした料金が値上げをされていく。これらの事柄につきましても、企業はそれらの経費増加を物の値段に転嫁して補給することは可能であります。しかし、これは明らかに物価の問題にはね返ってまいります。消費者は、住宅用の電話の値上げだけではなくて、こうした一連の通信、連絡、そういうものにかかわる一切の経費増を商品で受け、また自己負担の形で受けとめていかなければならぬ、そういう物価値上げの誘発という問題を非常に思っております。したがって、政府が再三公約なさっていた物価安定の大方針と公共料金抑制の大方針を貫かれるという意味におきましては、今回出されております一連の配慮の中でぜひこれらの問題を再検討していただきまして、国民にかかわる負担の軽減に最大限に努力した上で、これらの問題の提示をしていただきたいものだとおぼるを得ません。したがって、消費者の立場から、今回出されましたこの法律改正につきまして、結論として反対であるということをお願いするを得ないことを非常に残念に思うわけでありす。意を尽くしませんが、いま国民生活が置かれていこの窮乏感なり反発感なり、こういうものをどうにか十分におくみ取りいただきまして、十分な御考慮を政策の中で生かしていただきたいということをお願いして、私の参考意見を終わりたいと思っております。

○金子委員長 以上で参考人の方々の御意見開陳は終わりました。

○金子委員長 参考人の方々に質疑の申し出があらますので、順次これを許します。羽田孜君。

○羽田委員 参考人の皆さまには、何かと御多用の中のおりにもかかわりませず本委員会に御出席賜りまして、先ほど来それぞれのお立場から種々私どもに公衆電気通信法の一部改正にかかわる諸問題につきまして御示唆を賜りましたことを、まず御礼申し上げます。

なお、この機会をいただきまして、私ども日ごろ感じておりますこと、また先生方の御意見の中から、非常に初歩的な問題でございすけれども、各項目につきまして御質問申し上げてみたいと思ひます。たいへん時間の関係がございすので、私どものはうで項目別にお願ひ申し上げます。で、簡単にけっこうでございすから、御答弁いただきたいと思ひます。

まず、稲葉先生にお聞きしたいわけでございますけれども、このたびの改正案によります通信回線の開放の範囲についてどのようにお考えになるかということでございます。一部では完全開放しなさいとか、また今度の法改正は不十分であるというふうなお声もあるわけでございますけれども、この点につきましてお聞きしたいと思ひます。

○稲葉参考人 私たちは先ほど申し上げましたように、やはり漸次日本の実力を發揮をして、そして通信回線の開放を通じてだんだん日本の威力が世界的に伸びていかなければならぬというのを感じております。したがって、完全開放という考え方もございますけれども、やはり現状から出発していただきまして、こういったような順序で開放していただくというのが現実的な立場ではなからうかと思っております。

ただ、いままで私たちがお願いをしておりましたことについて若干申し上げますと、これが今度開放されますと、いままでの特定回線につきましてはその範囲が大きくなります。また一年か二年後には電話線と連結をする、こういったようなことも取り運びが出来ます。しかし、できるならば

公衆電気通信を利用するというものにつきましては、公社はこの九月からおやりになるわけでございますから、やはり民間につきましても一年後、二年後ということではなくて、条件がそろえばひとつやっていく、そして政府と民間と双方によりまして、この情報化社会に向かひまして立ちおくれた日本が前進をする、こういったような配慮をしていただきたいということをお願いいたしております。

○羽田委員 ありがとうございます。それでは次の問題に移らせていただきますけれども、稲葉先生並びに難波先生からちょっとお聞きしたいと思ひます。現在の電電公社が大規模にデータ通信業務を行なうと民間企業が太刀打ちができないという声があるわけでございますけれども、公社が提供しますデータ通信システムといったものはどうあるべきか、こういった問題について、簡単にけっこうでございすけれども、お聞きしたいと思ひます。

○難波参考人 これはデータ通信というものが将来どういふふうに進展するかということの期待によつて多少感覚は違ひますけれども、私も考えておりますのは、データ通信というものは相当大きく発展するでありましようけれども、電電公社がいま現在考えておられるシステムだけではどういふ全部カバーできない、そういう基本的な考えでおります。ですから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、公共的な問題とか、たとえば非常に広域性のある全国的なネットワークとか、そういうものは当然電電公社がおやりになることが私はいいと思ひますけれども、何でもかんでもやるといふのは、これは能率をかえって非常に下げるのではないかと存じております。

○稲葉参考人 簡単に答えたいと思ひます。先ほど私、実は全国の有力電子計算センターを網羅した情報センター協会の会長としておるということをお願い申し上げましたが、事実として次のような問題が起つておるということをお報告申し上げます。

なことに對してどういう措置ができるのか。または先ほど、イギリスやアメリカではそういうことをしているじゃないかとおっしゃいましたけれども、イギリスやアメリカは通信回線を開放しながらやはりそういったような問題と取り組んでおります。そして、みながわかるまでも何もしないではならぬという理屈は、何もしないで日本は現状維持をしておれという理屈を進歩の名前でおっしゃっているということにすぎないのであります。したがって、私はやはり今度通信回線を開放されてどういう問題が——ここで集团的に利用して統計がどうなる、いろいろなものがあるという、中小企業に對してどういう問題が起るかという問題を現実に調べないで、基本法というものはできないだろう、私はこういうふうに思っております。

○羽田委員 どうもありがとうございます。実はほんとうにこの問題につきましてもう少しお聞きしたいわけでございますし、また実は電報、電話につきましても多少お聞きしたいわけでございますけれども、質問時間もあれでございますので、あとこの問題につきましても同僚の議員の質問にお譲りしたいと思います。どうもありがとうございます。

○金子委員長 武部文君。

○武部委員 稲葉参考人にお尋ねをいたします。いまの基本法の問題は単刀直入におっしゃったわけでありまして、そういう意見もあらうかと思えます。しかし、私どもは産業構造審議会の提言にもありますように、ガイドポストというものが必要である、基本法というものが必要である。国会でもそういう決議をいたしておるのであります。そういうものが全然無視をされて、現実問題としてそういう具体化が進んでおるのだから、そういうものは先にならなければいけないんじゃないかというところは、私どもとしては若干うなずけない点があるわけですが、いまお述べになりましたように、基本法というものは、それならば一体どういう方向でもって進むべきか、そういう点に

ついてはどのようにお考えでしょうか。これが第一点です。

第二点は、お述べになりました御意見を聞いておりますと、今度の法案の持つておる内容、電報なりあるいは電話の料金の改定等について、これはやむを得ない、またデータについても一定の範囲内でやらせるべきだ、あるいは省令なり政令については弾力的運用をされたいという意見が、こういうお話でございました。特に料金問題について、遠距離の通減制度というものは思い切つてやるべきだ、不公平な点は是正すべきだという点や、広域時分制度は前進的だということをおっしゃったわけですが、市内通話の三分刻みのことについてはお触れにならなかったようでありますが、この点についてはどういうふうにお考えなのか。この二つをお伺いいたします。

○稲葉参考人 実は私、先ほど先生が触れられました通産省の産業構造審議会の情報産業部会の委員でございます。そして将来をにらんでどのように情報産業を進めていかねばならぬかということとをいろいろ議論をし、すでに中間報告というものを提出しているわけでございます。そしてそのような考え方をふえんしで申し上げますと、私は、やはり行政の面及び民間のいろいろな面、それから情報をもとに扱うかといったような面におきまして、基本的にここでもっと精密な調査あるいはそれに対する国としての対処方針をとつていかねばならぬ。また、コンピュータの利用というものを進めてまいりますと、やはり行政機構そのものもだんだんと改善をされねばならぬ、そういったようなことがございます。さらにこの問題は、日本が新しい技術革新に對してどのような対処をしていかねばならぬかということも結びつきます。

それで、私は終戦以来何回か政府の長期経済計画のお仕事にお手伝いをいたしました。また、事務局長、部会長、そういったようなものとしてお手伝いをいたしております。しかし、率直に申しまして、こういったような現状のもとにおいて、

ここ二十年、三十年先を見通して、こういうことであらねばならぬということを決定をしていくということとは、ほんとうにむずかしいと思えます。私たちがいま基本法をつくつていただきたいというのは、この取り扱ひ方が各省によってあまりにもばらばらであり過ぎる。また、この問題は国の行政、地方の問題にも影響するところが多い。このような観点からいたしまして、いま私は政府のお手伝いをいたしまして、行政管理システムを五年、十年、二十年先にどのようにすれば一番能率的なものか、こういったようなことを検討しておりますが、これですらやはり三年以上かかると思っています。そのようなことで、これだけ日本が大きな変革に直面をしていく。しかも私たちは日本人は、事コンピュータにつきましましては、数学に強い、原理、原則に強い、また非常にバイタリティーのある国民で、これを活用する潜在的な能力はアメリカ人以上に持っていると思っております。しかし、それをするためには相当の長期間がかかります。私たちが中間報告として出したのは、先生もお読み願えればおわかりくださいますけれども、一応現実を中心にしてどのようなことが予想されるか、このようなことで申し上げた次第でございます。どうかその点誤解のないように申し上げておきたいと思ひます。

次に、料金の問題でございますけれども、私は三分刻みというその線を支持いたします。現にあまりにも東京都内については低廉に過ぎまして、地方の利用者との間にあまりに大きな隔たりがあり過ぎる、このように思っております。現に私に娘が二人ございましてけれども、三十分も四十分も電話をかけて、それから友達に会いに行くというやうなことをしておられますから、これはやはり是正をするといったやうなことをしていただく。それと同時に、今回そこまでまいりませんでしたが、これも同時に、今度は少くとも遠距離は半分ぐらいの線に将来は料金を安くしていただくということを考へていただきたいと思います。その意味の一つは、いままで電話とデータ通信というものを切り離してお考へ

えになつていくようにございましてけれども、だんだん通信回線が開放され、大規模の利用ができてくる、また電話線も開放されるということになりますれば、その面からの収入というものは相当将来は多額に計上し得るはずだと思っております。そして私は、何も外国の人のように、通信回線で全部民間に開放してしまえというわけのものではないと思ひます。それを能率的に何とか使つていただきたいと思います。またそういう条件ができれば、電話とコンピュータをつないでもつと料金体系を安くしていく、こういったようなことも可能であり、私は、これが電話の問題も間接に将来は解き得る一つの要素ではなからうか、このように思っております。しかし、当面につきましましては度數制を支持いたします。

○武部委員 いまの御意見でもう一回お伺いしたいのですが、いまのお話ですと、将来市外電話料は現在の半分ぐらいにしてほしいというやうな御希望です。三分制は支持されるということですね。私どもが考えますと、今度の改正は、そういう面からいって、個人の負担が増加をして企業の側が軽減をされるというやうな一般的な声があるというのを知っております。確かに三分制の問題なりから見ますとそういうことがいえるわけでありまして、企業が負担が軽くなつて個人の負担が重くなる、こういう世論に對してどういうふうにお考えでしょうか。

○稲葉参考人 前提として間接的なお話から申し上げたいと思ひます。実は私、自分の時間の六〇％ぐらいはガバメントサービスをしておりまして、政府のいろいろな仕事に御協力を申し上げております。その中で、たとえば国鉄をどうしていったらいいのか、食糧をどうしていったらいいのか、それからさらに林野がごとしから大幅に赤字になりまして、それをどのようにしていったらいいかという問題がございします。その点から申しますと、電電公社さんの会計は、どちらかと申しますと、電報を除きましては公共企業体の中ではわりあい健全だと思ひま

す。しかし、将来の投資とか今後増大する人件費
というものを考えてまいりますと、現在の料金取
入というものは、そういったような線におきまして
今後ますますその黒字を、当面は苦しいのですけ
れども、やっていくというペースでは必ずしもな
かるうと思っております。そのためには、公共企
業体といえども、やはり内部の近代化、合理化と
いうのは民間と同じようにおやりになつてしま
べきではなからうか。そしてそのようなことを前
提としたしまして利用者がそれにお手伝いをする
ということはやむを得ない。その際、個人的な消
費者の負担が増大をして、遠距離をやつていく企
業の負担が軽くなる、こういったようなお話でご
ざいますけれども、私は必ずしもそれには同感で
はございません。

と申しますのは、だんだん電話が普及するに
つれますと、確かに住宅電話につきましては利用
度が減つてまいります。したがって、電話一
台当たりの利用回数というのが減つてきて、それ
が将来、マイナスの可能性になる、このように思
いますけれども、将来は、いまの条件がいられれ
ば、日本は何か遠距離の電話というのは高いもの
だというふうに思われ過ぎていっているのですけ
れども、それがだんだんアメリカやヨーロッパ並
みに開かれていく、またそのようにしていかない
と電話というものの広域利用というのは進んでい
かない、このように仮定をいたしております。し
たがいまして、先生の御指摘の面が全然ないとは
いえませんが、将来を考えた場合には、いまの
いはやや返上して度敷制にして、そして遠いところ
からかけられる電話料金については是正をしてい
ただく、こういったようなことが国民経済上望ま
しいのではなからうかと思つております。
○武部委員 岡本参考人にお尋ねいたします。先
ほどのお話の中で、ガイドポストの問題に触れて
おられますが、基本法のこととお触れになったわ
けですが、その中でお話のありました情報委員会
というものの役割りというものは、一体どうい

ことをお考えになつておられるのか。これがまず一つ
です。

二つ目は、さつきもちょっとお触れになりました
たが、コンピュータ、データ通信の關係で、情
報公害とかあるいはコンピュータ公害というよ
うな名前がとうとう出始めてきたわけですが、こ
れについてどういふふうにお考えか。さつきは
ちょっとプライバシーの問題だけにお触れになつ
たようですが、その点もちょっと伺いたい。

○岡本参考人 先ほど稲葉先生からマイナスの現
状維持の議論であるというお話がございましたが、
現在、はつどの必要な準備を、いざば試行錯
誤的にものを見ていく段階であるかどうかとい
うことを、むしろ逆に伺いたいぐらいであります。
やはり国家的な意思決定の上に立つて大規模な振
興が要するということは、産業構造審議会でも出
した結論でありますし、また自民党の情報産業委員
会でもそういう結論が出、またそれに対しては問
題の重要性を自覚して、ガイドポストが必要であ
るという認識はあつたというふうに思つてわけであ
りますが、今日の事態に至つてなぜそのような議
論の変更をされたか、むしろふしぎなぐらいであ
ります。

さて、情報委員会というふうに申しましたの
は、やはり基本的な指導精神の上に立つて、現実
の推移を分析的に見て、問題を提起していくとい
う仕事が多分大きくあると思つて、商法やある
いは税法や、そしてそれらの諸改正を伴うような
問題にMISは不可避的に触れてくるわけで、同
時にまた先ほど申しました広告倫理の諸問題など
にも不可避的にかかわってくるわけですから、こ
ういった事例的な研究はOECDを中心とし
てヨーロッパの研究にはかなりありますし、ま
たアメリカの場合にも大学やあるいはFCCなど
において個別的に行なわれておるわけですね。予
想される事態というものはたくさんあるわけであ
ります。

ように、それは単にコンピュータと通信回線の
結合からなるシステムだけの公害の範囲にとどま
らない。システムだけの問題でありまして、プラ
イバシーやあるいは集権化した管理志向性を高め
るシステムをつくり出しがちでありまして、管理
社会の傾向を深めるといふことがまず第一にい
えるわけでありまして、それが技術革新と結合した
テクノロジクスになり、そしてまた大量消費と
結合して、そして商品の情報化という市場操作
の体系をつくり出す、そしてまた行政分野にお
きましては大量の情報処理能力の導入が、たと
えば住民生活、それから教育、それから司法などの
諸情報を総合いたしますと、個人はナショナル
ワイドなネットワークの中に捕捉されるというふ
うなことになるわけですね。そして個別的な事例
はさまざまにあげられるわけでありまして、それ
も、そういった意味で、つまり人間疎外とい
ふうな一括して唱えられるような問題性が出てく
るわけで、こうした事例は不可避的にやはりそれ
ぞれの側において制度的なふりかへやその倫理規範
が必要となるわけですね。そうした事例を組織的に
取り上げるといふことは、たとえばFCCなどの
アメリカの通信委員会なども取り上げられて、
そういう目的のためのスタッフ拡充がたとえば大
統領に提言されるという状態であるわけで、情報
委員会のたいへん重要な機能になる。

第三に、その情報産業の開発の利点は、単に企
業のものだけにどまるだけでなく、そして企
業を通して一般国民に対して得られる利点だけ
でなくて、直接に国民に対する情報提供があるう
いふふうにも思つております。それらは情報委
員会にやはり付属いたします情報処理センターの
大きな役割りである。以上、三点を申し上げま
す。

○武部委員 終わります。

○金子委員長 中野明君。

○中野(明)委員 時間がずいぶん過ぎております
ので、簡単にお願いしたいと思います。

最初に、稲葉先生にお願ひしたいと存じま
す。先ほどからデータ通信のことについてのお話
が、先ほどからデータ通信の自由化といふことにつ
きましては、これは確かに通信回線を活用して国
力増進といふことの御意見、私もそれには
まことに反対するものではないと思つて、日ごろから
ただ国策としてデータ通信をやることが、
うしろから考え方の上に立ちますと、日ごろから
私たち、電電公社がデータ通信を直営でやる
といふことよりも別会社をつくらせてやるべきでは
ないか、なぜならば公社というのは結局加入者に
さえられている、そういう観点から考えましたと
き、この公社がデータ通信にあまり力を入れない
といふことはそういう面では抵抗があるのじやない
か、ですから別に会社をつくつてデータ通信を
やつて、通信回線をそれによつて利用していけば
いい、こういう考え方を私も持つておるわけ
なわけです。この点、先生の御見解をお聞きた
いと思つて。

○稲葉参考人 いま御質問にございました点につ
きましては、現実的な民間の一部の要望といつた
しまして、そのような点が主張されてまいつた
という事実がございます。そしてそのことは第二電
電公社みたいなものをおつくり願つて、そしてそ
の中でひとつデータ通信についてこれをおやり願
う、こういうことに対していくのが電電公社にとつ
てもまた日本の将来にとつてもプラスではなから

いう面におきまして、やはり日電公社さんとしてはそういったような方向をお出しにならねば責任がとれない、むずかしい、こういったようなことになってきたのではないかと思う次第でございます。ですから現実の、いま私が理解いたしました日電公社の中でい言ったようなことをしていこうということは、従来の形よりもより一歩進められたものとして評価をし、それなりに、絶対反対だと、こういうふうには申し上げていないわけでございます。しかし、今後だんだんこの機能が大きくなるにつれまして、また、民間との間をどのようにしていくのか、こういったようなことにつきまして、三年、五年たてば、先ほどおしかりを受けましたけれども、私はやはりそういったようなことを経過をしていかねばならない。アメリカで私が聞きましたところによると、通信回線の開放については、かつて日本でいわれたほど何でも自由に回線が開放されているというものではないが、しかしでし得る限りやはり民間の利用を認めるといふ形で行なわれて、そうしてある程度これ

○中野(明)委員　非常にこのデータ通信というのは、将来のことにつきまして、いま先生がお話しのうちに種々議論もございますし、非常に大事な問題だと思うのですが、こういう大事な問題を公衆電気通信法の一部改正の中のごく一部分で処理されようとしていること、そこら辺もっともっと大きなところからとらえて考えなければならぬのじゃないか、このように思つて疑問を持つておるわけであります。

それでもう二点ほど、先ほど電報料金の問題にもちよっとお触れになりましたのですが、人件費、確かにそのとおりだと思いますが、現在電話の積滞が公称三百万、潜在的に申し上げれば、これはたいへんな積滞があるわけであります。おそらく公社が七カ年でつけようとしているのは全部積滞と考えて私差しつかえないと思いますが、そういう時点で、先ほど岩田参考人も述べておられました、このような大幅な値上げ、これが電話のない人たちにとっては電報というのは非常に重要な通信の手段になっております。積滞がこんなにあるときに、このような大幅な値上げということは、はたして公共事業として、先生はまあやむを得ないという表現でおっしゃってございましたが、時期として私妥当じゃないんじゃないか、このように思いますので、この点、いま一度お考えをお聞きしたいことと、それから設備料も国民感情と社会通念の上からいきましても、電話を申し込んで、大体いなかのほうに行きますと、三年ぐらいはもう十分待たされているわけです。そうい

○稲葉参考人 私にだけ貴重な御質問が集中してまことに申しわけないと思いますが、一応簡単にお答えをいたしますと、国民感情としては、やはり施設料も電話料金も上げていただいては困る、こういったような点は私は否定できない事実だと思っております。現に、私が今度は値上げの賛成の案に行くんだと言ったら、私の娘が反対いたしました。しかし私自身は、先生も御存じかも知れませんが、いろいろな立場でいろいろな

いろいろ問題を検討させていただきました。そして大所高所から申しますと、日本の電報制度というものについては、そろそろ根本的に考え直してはどうかという感じがいたします。と申しますのは、やはりだんだんと経済が發展をするにつれ、またいろいろな形の通信、交通手段が変わるにつれまして、世界的なほぼ共通の傾向といったしまして、電報の取り扱い高がだんだん減っている、こういう傾向がございます。

それから第二点といたしまして、戦前に對する電報の倍率は、資料によりますと約二百倍である。そして一般の消費者物価の上昇よりも半分以上である。さらにこの事業というものは、先ほども申し上げましたように戸別配達制度、しかも二十四時間制、こういったようなものを原則としており、そして公社創設以來そのために三千五百億円の赤字ができています。しかし、おそらくこの三千五百億円の赤字は、現状をもとにして考えまする限りにおいてはもともとずっと累積をしていく、赤字になっていくというのが不可避だと思います。そして先ほど参考人の御意見がございましたけれども、それでは今度の電報料金になれば赤字

○中野(明)委員　それでは時間があれですので、岩田参考人に一点だけお尋ねしたいと思います。先ほど受益者負担のことについて御意見がありました、私どもも、この公共料金ということにつきまして、非常に最近企業性ということを強く表に出されて、公共性ということが薄れ、独立採算制ということを強く公共事業に表に出してきているような傾向が非常に強くて、公共事業の性格というものに私どもも少し疑問を持つことが間々あるわけであります。この受益者負担ということ、特に公共料金の受益者負担ということについて、岩田参考人のいま少し御意見を聞かしていただいております。

○岩田参考人 受ける側の立場から、受け方としてまして一番はつきりしないのは、公共性の問題について国がどれだけ配慮したかということがはっきり出されない。そして受益者負担ということだけが大幅に前面に出てくる。そうしていわゆるそういうところは非常に不親切であり、マイナスであると思うのであります。それからもう一つは、必要なものは必要なから取るのだという考えであれば、これは自動販売機と同じで、一方面的

に値段をきめて、それに値いするものを払わないものは一切使わせない、求めることができないというような、私企業のなところならそれも通用するでしょうけれども、これはほかに競争原理やいろいろなものがありますから通用するでしょうけれども、公共性を持ったものについては、これを選びとることができない、いわゆる独占的な存在がもうほとんど大部分であります。

したがって、そういう中において、受益者負担という私企業のものの考え方がいわゆる大幅に出されてくる。それからさらに最近問題になっております付加価値税というように、これも形を変えた間接税の増徴でありますから、したがってこれも受益者負担。それから税金が安いという感じを受けていない。それらの関連において受益者負担ということに対する反発は最近ことに強くなっている。そういう中において、やはり国政の場で十分そういう国民感情というものをとらえて適正な施策がそこ示されていく。そして国としての負担、受益者としての負担、それがやむを得ない事情だということが親切にやはり提示される必要がある。その中では必ずしも受益者にすべてをおかふせるのではないんだという姿勢は少なくとも明らかにされる必要があると思うのであります。そういう事情がなくてすべてが受益者負担ということをやつていくならば、やはり納税者としての不満は選挙のときに明らかになってくるだろう、選挙でこたえざるを得ない、もうそういうふうなところに徐々に来つつある、そういう時期であるということを御留意いただきたいということでありませう。いわゆる国の責務として公共のサービスを行なうという責務があるわけでありませう、これはあまねく公平にとこの法律の中にも書かれておりますように、すべてそういう性格のものだと思ふのであります。そういう中でやはり十分に国民の生活実態というものを掘り下げて、実感として受けとめられるような政策がやはり反映してこなければ、これは国政不信という形または代議制の否定というふうなね上がった考え方が

に移行してくる危険もありますので、やはり国政の場で十分御留意いただきたいというふうに思っております。

○中野(明)委員 終わります。

○金子委員長 栗山礼行君。

○栗山委員 十二時に終わります予定がたいへん時間を経過いたしましたので、十五分ちようだいをいたしておりました、その中で御質問申し上げ御答弁もいたした、こういうわけで留意をしつつお尋ねをいたしてまいりたいと考えておりますが、御答弁もできるだけそういう点を、時間内の制約を御配慮いただきたい、かように思うわけでありませう。

御承知のとおり私、稲葉先生の聴講生として研修会にしばしば出てまいり、言うなら門下生の孫ぐらいのものでございまして、いろいろ御意見を拝聴いたしまして、端的に稲葉先生にお伺いしたいのであります。例のコンメンタリアの問題ですね。公社はひとつ線貸し業に徹するといふことが望ましいのでないか、こういう論者もございませう。あるいはまた民間にゆだねるべきじゃないかという論者もございませう。また別途の情報公社といふものか電電公社の別途公社を創立する、こういうふうなものが望ましいのでないか。いまの省と電電公社の総裁は、特別会計だ、こういうふうな形で御説明をされておるやに質問を通じて承るわけでありませうが、この点について端的にどういふ体系が望ましいか、こういう一点を稲葉先生にお伺いをいたしたい。

二点の問題でございませう。どうも稲葉先生の電報料金の問題と電話料金の問題については、事情やむを得ないのでないか、こういうふうな結論的な内容を伺ってまいりましたのであります。電報の構造的な変化、これまたひとつ私ども理解ができません。それから二十八年以来累積赤字と称せられております四百億ですが、そういうふうな数字をいわれておるわけなんです、この点もこれなりに理解をいたすのでありますけれども、これは総括いたしまして、電電公社が電報でそれだけの累積赤

字を出しにしても電電公社の収入減にはなっていないのです。電話でふえておるんです。同じワタ内の財政の中でこれはそういう収支の内容を持つておる、こういうことだけは事実であらうか、こういうふうにお考えになります。あまりに高い電報料金を、こういうふうなことになるまいといったことを端的に私ども理解をいたしておる。そこで、まあまあ妥当だ、こうお師匠さんが言われるので、これはちょっと困ったねという感じをいたすのであります。この点についてやはりもう少し掘り下げていくべきでなからうか。

それから特に稲葉先生に伺っておきたいのであります。今度は慶弔電報すら廃止する、こういうことでございませう。これは廃止する沿革、その理由というのについて那邊に存したかという点も理解ができませんのであります。これは赤字ということになりますか原価高ということになりますかそれはわからないのでありますけれども、やはり長い、いい習慣は持続すべきである、こういうふうな論者もございませう、私もその一人でありませうが、この問題についてどう稲葉先生が把握、御理解をされておるか。

それから時分制の問題については、私は原則的に賛成であります。通信回線の問題もございませう。ノーズロで無制限というふうな市内通話はございませう。ところが市外はそうではない。こういうふうな相矛盾した内容等も持つておる。こういうことでございませうから、私は原則的に賛成なんです。ところが料金の問題になりますと、御承知のように、電電公社のほうでは大都市では黒字、小中都市では赤字だ、こう言っておられるんです。時分制になりますと、これは御承知のとおり東京、大阪なんてとんでもない料金の値上げになる、こういう事実をこれは見落とされておるのでないか。午後、私は当局と電電公社にひとついろいろ御答弁を願いたい、こう考えておるのでありますけれども、この点も稲葉先生が何か与党的、政府的、一つの何か同調的なような感を感じますので、私はこの問題に限って三点お尋ねを

申し上げたい、こういうことでございませう。

○稲葉参考人 私は、実は民主主義の運営におきましては、国会が最終の国民の意思を決定されるという機関だと思っております。したがって、私は別に先生の前で先生ぶろうという意図は全然ございませう、むしろ先生方が大所高所から何とかひとつ日本の将来のことを考えて御審議していただきたい、こういうふうな気持ちでお伺いしたわけでございます。

そこで、第一のコンメンタリアと電電公社は別途会計にしろということにつきましては、私は理論的に申せばその意見に賛成でございませう。しかし先ほども申し上げましたように、公社とされましてもやはり内部的な事情それからいろいろなことがあり、さらに今度は私たちが意見もおかれ願つて、それで私たち自身もやはり新法は前進的でなければならぬ、こういうふうな思つておる次第でございまして、一〇〇%というわけではございませうけれども、今回につきましては、私は電電公社さんのデータ通信につきましては、私を進めていただきたい、現状よりはプラスになるのではなからうか、またこれを通じまして予想以上の大きな変化が起つてくる、このように思つておりますので、御支持申し上げたいと思つております。

それから第二点に、電報料金のことでございませうけれども、端的に申しまして、私は、戦前また戦争直後と実は電報というものの性格というのが日本の中で変わつていっているのではないかと思つております。つまり、昔は緊急性、こういうふうなことが中心で電報が広く大きく活用されておりました。しかし、最近になりましたは緊急性のほうは世界的に電話のほうへ移るということになりました、そしてお祝いだとかお悔やみだとか、そのほか一般的な陳情、こういうふうなことで電報が利用される、こういうふうな割合が大きくなくなつていいます。もう一つ申し上げたいことは、現在の電報制度、つまり配達制度というものをとる限りにおきまして、やはりそれぞれの地域には配

それからコンピュータの問題について、稲葉先生の理論は弾力的運用、そうして一つ基本法というものについてのとらえ方については非常に意

ん問題があるというわけであります。

それから第二の問題は、わが国の場合には事業計画やあるいは資金計画というものが、公社制度

がりました。牛乳代もいま上がろうとしております。こういう物価引き上げということがいかに国民生活を破壊をするかということは、**稻葉参考人**

委員もいたしておりますけれども、やはり都市並みの賃金にプラスアルファで農民にお米を買って差し上げねばならないという現行制度のもとにお

きましては、必然的に生産者米価というものが上がってまいります。そして消費者米価を据え置きにする限りにおきましては、赤字は累積をしていかねばならぬという必然性を持っております。

また、電報にいたしましては、需要が減って、そして電電公社あるいは郵政省としては何とかひととつ収入を増大するといったようなこと、いろいろ努力をされて、そしてまあ慶弔電報とかいろいろなくふりをされても、現実の場合におきまして、いまの制度をとる限りにおきましては、ずっと赤字がふえていく、こういったような点は避けたいように思います。

したがって私は、決して物価安定という趣旨を除外するわけではございませんけれども、たとえば土橋先生のかつて専門的におやりになりました郵政あるいは電報等におきまして、やはり国鉄の問題あるいはまた米の問題と関連をして、どのような態度をとるべきか、こういったようなことに帰着をする。そしてそれが実は、物価対策のきめ手だと思っております。そしてそのような観点から、私がまず申し上げたいのは、もしも物価安定というものが必要でありとするならば、公共料金を是正するために国民はもっと税金を払う、こういうことをやはり覚悟しなければならぬと思います。しかし、そのようなことをいたしますと、今度は他の場合におきます社会的な矛盾、こういったようなものが拡大をしてまいります。また、私たちは、現在の発展の結果としていたしまして、公害といったような問題に非常に苦勞いたしております。しかし、これもただセスクチュアだけの対策ではだめだといえますと、どうしてもやはりそれに対する資金を増大をしなければなりません。ですから、なかなかいまの政治のたてまえでは、はつきり申せば、税金負担は少なくする、そして支出は多くする、おまけに役人の月給は上げる、そして行政改革については反対だ、その姿勢が私は問題だと申し上げたいのであります。もしもほんとうに先生がそういったようなお立場になるとするならば、むしろほんと

うの共産党の政策はもっと現実的に変わったものにならなければならぬと、そのように思っております。

決して私は、先ほども申し上げましたように、物価が上昇する、また公共料金が上がるというところに賛成ではございませんが、世界的なものの趨勢から申しますと、その根本的な問題にまでメスを入れて、それに対する答えを出すということ、政党やあるいは議会でもっとおきめになっていただきませんと、実は私どものようなろちろして枝葉末節の仕事をしている人間はますます戸惑いするばかりであるということを申し上げます。次第でございます。

○土橋委員 たいへんな御高説をいただきましてほんとうにありがとうございます。私は、ことばを返すわけじゃございませんが、現在の佐藤政府が第四次防などばく大な金を使うとか、あるいは対外投資などで金を使っておるとか、あるいは問題についてお触れにならなかった点をたいへん残念に思っておりますが、次は、私は岡本参考人にお尋ねしたいと思うのです。

たいへんうづな御説をいただきましてほんとうにありがとうございます。私は、あなたにお尋ねしたい点は、この公衆電気通信法の第一条の規定に「迅速且つ確実な公衆電気通信役務を合理的な料金で、あまねく、且つ、公平に提供すること」ということが書いてあるわけですが、これが基本でございまして、第二条のところでもういうことが書いてあります。御承知かと思いますが、「一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けること。」これが基本であるわけですが、私は、このデータ通信制度については、ここに書いてある基本的な内容をさらに越えまして、たとえば加工したデータを出すとか、あるいは加工しながら特定の符号のものを音声に変えるとか、こういった一定の操作が行なわれるわけですが、こういふ一定の操作が行なわれるわけですが、したがって、この公衆電気通信法第一条、第二条の規定から見ると、データ通信というのは、

いわゆる有線、無線によつて一定のそういうものを送るけれども、情報産業全体というものは一つのシステムのなものであつて、それは回線にコンピュータがつくとか、あるいは端末機器を備えとか、一定の一つの体系をなしたものだといふふうに私は考えておるのです。したがって、この第一条、第二条の規定から見ると、情報化産業というものの自身、それはかなり別の法体系を持たなければいけぬじゃないかというふうに私は考えておりますが、そういう点について先生の御意見、これが一つです。

第二番目の点は、稲葉参考人は、大資本に奉仕をするものではないということを三回ほどおっしゃいました。私は残念ながら、どうもいまの段階におきましては、先生もちょっとそういう点間接的に触れられましたけれども、これはやはり大資本のつまり生産あるいは販売あるいは人事管理あるいは輸送というものに至大の影響を与えて、それで大資本奉仕の傾向が非常に顕著じゃないか。むしろさつきおっしゃいました、計算をお願いしたいとか、ちょっとお医者さんに私の心電図を見ていただきたとか、ここまでになるのには少なくとも五年、六年かかると思ふのです。この法案の制定は明らかに大資本を中心としたもので、そうしていま問題になっておる沖繩では二十六ドルで電話がつくわけですが、これは日本の金に換算すれば一万円です。高度に発展をした資本主義国家であつて、非常に通信を誇つておる電電公社は、五万円の架設料を取つて、つけたらば基本料金も取つて、そして時分制をとりながら、債券まで買わしておるわけですね。こういう因業な方法で、要するに全国的なネットワークをつくる。不届き千万ではないか。これはやはり第一条の規定からいふならば、稲葉先生のお話ではございませうけれども、これはあまねく公益に寄与しなければならぬし、人民の持つておる電話、電報であるわけですが、こういう点から、いまの状態では、あなたがっしゃいますように、やはり基本的なワタを特に大資本に対しては、特にそういう金も

うけをもくろんでこれを利用させようというものについては相当な規制をしなければいけない。これが第二番目。こういうことについて先生はどうお考えになっておるか。

第三番目は混乱の問題です。これはもうアメリカのA.T.T.、ウエスタン・エレクトリックの問題もございませうけれども、現に昨年ニューヨークで米澤総裁がいられちゃったときに大混乱を引き起こしまして、総裁も御承知になっておると思うのですが、そういうことに対する規制といひまじょうか、一番肝心の電話の積滞も解消しないでおいて電話をかける人や電信の方々に迷惑をかけるようなそういうことが起こり得るということをおわれは考へるわけですが、こういう点について先生の簡単な御意見をひとつ伺ひたい。

○岡本参考人 それでは簡単に答えを申し上げます。まず第一の点であります。冒頭に申しましたように、データ通信とコンピュータが結合するシステムというものは、電気通信法あるいはソフトウェアに関する立法で処理し得るような範囲の問題を出ているというところで、したがって、それに対してはその情報化の問題としてあらためて大きく全体的な立法の枠内において考えていくべきだということでありまして、ただ、まだお話にありますが、そのようなシステムが具体的に、たとえば産業あるいは政治の世界において顕在化しているかという点、それはやはりまだ将来の問題であらうというふうに思ふわけですが、ただ、そういうようなシステム、これはたとえば各業種ごと、あるいは専門監督官庁機関ごと、あるいはそれらを統合したものとして、やがて出てくると思いますが、それらがどういう目的のために使われるかということがたいへん大きな問題で、それは第三点にお話になりましたように、かりにたとえ電気通信の産業で全国的に成立しておりますネットワークの中核部が混乱したらどうなるかという問題も生むわけで、それに対しては、たとえば東京と大阪にセンターを分散する、そのような広い意味での福祉から見たら配慮、国民

的なセキュリティから見た配慮が必要である、これもやはり情報基本法のレベルで取り上げられる大きな問題であるというふうに思っています。

第二点の問題であります、今回の法案は、部分的に見れば、たとえば電話に関する財産権のより大きな保障でありますとか、たとえば移動してよろしいという問題やあるいは生活圏の拡大に応じて適合しようとしているというふうな試みもある程度認められるわけで、そういう意味でその条項のすべてが広い意味での国民的福祉に違反するものとは思いませんが、たいへん大きくマクロに見た場合には、やはり直接データ通信に関する通信網の開放という、いわば大企業への要請にこたえて、それに対する付随的な改正をやりながら、かつまた公社経営の財政の健全化を目ざしたという性格は、この法案の全体を見る限りにおいてやはりはつきりしているというふうに思うわけです。

以上で終わります。

○金子委員長 ほか御質疑はございませんか。――別にないようでありますので、これにて参考人の意見聴取は終わります。

参考人各位に一言さあさつを申し上げます。本日は、長時間にわたり貴重な御意見を伺い、まことにありがとうございます。おかげをもちまして本案審査に資するところ大なるものがあつたと存じます。本委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。

午後一時五十分再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時五十六分休憩

午後一時五十九分再開

○金子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。井出郵政大臣。

○井出國務大臣 前回の当委員会におきまして、堀委員が保留されました特定通信回線に関する予算の範囲内という問題につきまして釈明をいたします。

特定通信回線は専用線と設備的には同じものであり、従来専用線として販売してきたものでありますので、予算編成の時点では両者を込みにして専用線工程として積算しておりました。しかし、本法案の審議にあたっては、専用線のうち、特定通信回線使用契約にかかわる部分の予算の範囲を明定することが当然でありましたが、事務局の手落ちのためそれが明らかにされていなかったことはまことに申しわけない次第と思っております。今後はかかることのないように十分注意をいたします。

○金子委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀委員。

○堀委員 ちょっとあわせてひとつ。その範囲を定めたということでありまして、事務局から答弁をいただきたいと思っております。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

特定通信回線として定めました個数は、市内回線につきましては千五百二十回線、それから市外回線につきましては七百八十回線、金額といたしまして十三億円、こういうふうに定めた次第でございます。

○堀委員 いまの問題は大臣から御釈明がありましたから了解をいたします。

引き続き、前回残っております問題の一つは、電話計算に関する二十一秒七円という問題について、一体回線使用料はどうなるのかという点についてお答えがございまして、追って調査をして答えたということでありましたから、この点についてひとつお答えをお願いいたします。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

現在電話計算システムの料金は二十一秒までと七円と定めております。したがって、七円を二十一秒で除しますと、一秒当たり三十三銭になるわけでございます。ところで、一方この料

金をきめるときに、一秒当たりの回収額と申しますか、それをきめましたわけですが、計算をいたしましたわけですが、その中には、項目として二つございまして、一つは電子計算機の一秒当たりの処理料と、もう一つはこの回線の一秒当たりの使用料と、この二つの要素がございまして、この二つを計算いたしますと一秒当たり二十八銭というのが妥当な数字になるわけでございます。これの内訳を申し上げますと、二十三銭に相当いたします部分が先ほど申し上げました電子計算機の一秒当たりの処理料でございます。残りの五銭が一秒当たりの回線使用料になります。ところが、これを今度は七円が単位でございますから七円にいたしますと、七円でどれだけ秒数利用できるかというのを逆算いたしますと、七円で二十四秒、二十四秒使って七円という単位でお金をいた

ただ、先ほど申し上げました一秒当たり二十八銭のコストが回収されるわけでございます。ところが、この課金装置が、二十四秒という課金装置がちょうどありますので、二十一秒のところまで課金装置をいたしております。したがって、その結果、一番最初に申し上げましたように、一秒当たりの単価は、回線と電子計算機の使用料両方合わせまして三十三銭、こういうふうになるかと思っております。

○堀委員 いまのお答えを聞いておりますと、十三銭というのは二十一秒七円から計算されたもので、電子計算機の使用料と回線の使用料との合計である。いまのお答えで、電子計算機の使用料は一円二十三銭、こういうふうな計算が出て、ですから、そうすると、いまのあなたのお答えでは、回線の使用料は五銭であるけれども、しかしその度数が二十四秒というのがないから二十一秒にした結果、五銭の回線使用料は十銭になった、こういうことですね。そうすると、実際はいまの公衆通信回線をこれから使用する形になるときに、これはまた変わってくるのではないかと思います、いまやっております電子計算システムは、今後広域時分になっても、この二十一秒七円

というのは動かないのかどうか、それをちょっと承っておきたいと思っております。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

ただいまの御趣旨のようなことで、三分七円というぐあいの時分制に市内通話がなりました場合に、これに対応して電話計算サービスの回線使用料を再計算いたしました、必要な修正をいたしたいと思っております。

○堀委員 そこでちょっともう一つ伺いをしておきたいのは、販売在庫管理というシステムがあつて、十二月三十一日現在で三十三回線数が使用されておる、こういうことでありますが、この現在の販売、管理システムというのは、おそらくいろいろなもの販売をすれば、すぐそれを打ち込まなければあとにデータとして処理できませんから、そのつど打っていますから、私は、回線の使用回数、使用頻度というものはかなり高いのじゃないか、こう思いますが、一体この三十三回線に基づく販売、在庫管理の、一月月でも一日でも、どこか平均的なところではないのです、大体これらで平均して、一体一日なり一月に回線が何回ぐらゐ使用されておることになっておるか、ちょっとお答えをいただきたいと思っております。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

販売、在庫管理につきましては、回線使用料は定額制をとっております、この定額制の根拠になつておりますのは、市内専用線の平均額をとっております。市内専用線の平均額は、月額千七百円という数字を使っております。

○堀委員 そうすると販売、在庫管理は市内専用線の平均額でやり、電話計算のはうは度数的に処理をする。これは何かそういう法律的根拠というのか、こういうふうに分けをする基準といひますか、これは電話計算なら円秒だ、片一方の回線部分は市内専用線の平均額で処理をする、なぜこういうふうにしておるのか、その理由をちょっと承りたい。

度が高いというのがあるべき姿だと、こう私は考
えているわけです。使用頻度があつて高いとい
れば、さっきの話のように千七百円というよう
な、これはたまたまいま市内専用線の平均額を
出されたから、これが今度特定回線を、おそく市
内線における定額の形にこの千七百円というの
がもしかりになるとすれば、この千七百円をいま
の単位当たりの時間で割つてみて、そうしたとき
に、一体これの使用料ですね、回線の、要するに
度数料との比較で見ると、度数料のほうがかなり
割り高になるのじゃないか。第一、いまの計算の
電子計算そのもので見ても、本来回線でペイする
ものをたまたま度数計で何か三十秒と二十
一秒しかない。だから、二十四秒のところは三十
秒に持つていったら公社が損するから切り上げて
二十一秒持つていつている。その結果五銭が十
銭になつてゐる。こういうことで、そうでなくとも
いま実際よりは負担を高くされておるわけだす
ね。いまですら高くなつておる。これはまあ将来
三分七円になれば当然もうちょっと下がると思
います。なぜかといへば、いま皆さんのほうが普通
の通信ですか、あれを百何秒かに見ておられるけ
れども、実際にはこれは三分になれば百八十秒や
らいになる。ですから、割り戻した単位というの
はもっと小さくなりますけれども、いまでもそう
いうことでやや割り高な負担をかけておる。これ
がおそらく特定回線とさっきの公衆電話網の
ほうを使う者との間に非常に格段の差が出てき
て、要するに特定回線を使うものが非常に大
きな利益を受けて、度数制のものは非常に割
り高になる。これでは、私は、この前から申し上げ
ておる公衆電気通信法第一条の、あまねく公正な価
格ということにはたしてなるのかどうか、これは
非常に疑問があるわけだす。きょうは私も持ち時
間ありませんので、これでこの問題は終わります
が、これはいづれひとつこの委員会、私が
きょう御質問をしておる頻度の問題、現在におけ
る販売、在庫管理の頻度その他の問題を正確に出
していただいて、この千七百円と、現在の頻度か

ら見たらこれは一体割り安なのか割り高なのか。
要するに、そのことは何を意味しておるかといえ
ば、特定回線回線、公衆電気通信回線の将来のあ
り方の一つの目安がこの中であらわれておる。
こういうふうには私は理解をしておるわけでありま
すから、これらの問題について十分ひとつ資料を
整備をしていただいた上で、適当な時期にもう一
回この問題については質問をさせていただくこと
を委員長にお願ひをしておきたいと思ひます。

最後に、実は、今回の法案の中で設備料を再び
引き上げるとか、公社としては国民に負担をかける
提案がされてゐるわけだす。ところが一方、近
畿の通信局は、中之島にある約三千坪余りの土地
を、今度大阪地区開発株式会社というのに土地を
貸して、そこに大阪地区開発株式会社というのは
三十何階建てのビルを建てるといふことが伝え
られておる。もうすでに問題はだいぶ進捗を
しておるようでありまして、片や今度は、私は阪
大であります、この阪大の微生物研究所のあと
地に二十四階建てのデータ通信の何かセンターを
つくる。その二十四階建てのデータ通信のセン
ターに日照権の問題としておそく問題を残すこと
になるだろうと思つておる。二十四階建てで建て
てもなおかつ全部これでまかないきれないという
ので、データ通信の部分の一部は、その他の部分、
たとえば新しいODDのビルの中に入るのではな
いかというふうには伝へ聞いておるわけでありま
す。これらの問題については、公社の財産が民間
に貸与されるということになるわけだすから、そ
の貸与については公社が不当な損失を受けるよう
なことがあつてはならない、私はこう考へておる
わけだす。この間、大蔵委員会、この問題に
関して、国有財産の取り扱いについて理財局
長と大蔵大臣の間で、少し前提となる質問をし
ておきました。いまこういうことになっております
から、これを御了承の上次回問の適当なときの委員
会でかつこうです。報告を求めておきたいと思
ひます。

それは、この土地は時価として一体幾らに評価
しておられるのか、公社及び郵政省がどういふ
うに評価しておられるのか、賃貸料は一体どういふ
ことになっておられるのか、そうして問題は、民間に貸
し与えてそこへ鉄筋のビルが建てられるということ
は、将来的にはその土地はその会社に売却渡すこ
とになるのか、公社があくまで保有していくこと
になるのか、そのことに関連することは、要する
に地上権の問題、将来的には借地権に転化する
この地上権に相当するものを公社はその民間の
会社から取る意思があるのかどうか、取ると思
は、その地上権は一体幾らもの想定しておる
のか。これはこの間の大蔵委員会で大蔵大臣及び
理財局長との間に、今後国有地を民間に貸与する
場合には地上権の問題を含めて処理をいたします
ということを大蔵省は答弁をしておりますから、
私は、国有地であつて公社の財産であるうと、
少なくとも公社の財産というものは国有地に準じ
た取り扱いを受けるべき性格のものであるう、こ
う考へておられますから、これらの問題について
ひとつ詳しい資料の御提出をいただいて、追つてこ
うの問題は質問をさせていただきたいと思ひます。
というのは、片方で国民に設備料を上げると
いふて負担を求めながら、片一方に公社にある土
地を民間に安く貸し与えるのでは、国民の立場と
して納得できない、要するにやはり公正な費用を
もつて処理されなければならぬ性格のものだ、
私はこう考へておるわけでありまして、これらに
ついても資料を一回御提出をいただいて、その上
でひとつこの問題についての質問をさせていただきます
と、私の質問をこれで終わらせていただきます。

○金子委員長 武部文君。

○武部委員 大臣は中座されるようなことでした
が、大臣が中座されますので、話は前後いた
しますけれども、御了承いただきたいと思ひま
す。

最初に法務省にお尋ねをいたしたいと思ひま
す。先日、堀委員のほうからプライバシーの問題

法の全面改正を審議しておる法制審議会刑事法特別部会においてその作業の一環として検討が進められておる、こういうような答弁がございましたが、一体このめどはいつごろなのか、どういう作業工程でいつごろこのブライバシーの問題を法的にはつきりしたものにしようとしておるのか、このめどをひとつ明らかにしてもらいたい。でないかと、先般の答弁のように、いつごろかわからないう、三年先なのか五年先なのかわからぬといううなことでは、これはたいへん問題が大きいので、この際一応のめどを明らかにしていただきたい。この点が法務省に対する質問であります。

○前田説明員 ただいまの御質問のことでございますが、前回、堀委員の御質問に對しまして、いまおつしやいましたような、企業秘密の漏示ということにいわば重点を置いてお答え申したような感じがいたしますけれども、いま仰せの問題はむしろそれではなくて、一般的なプライバシーと申しますか、秘密の問題に重点を置いての御質問のように承ったわけでございます。その点につきましては、たしか前回でも少し触れたかと思いましたが、たとえば先ほどもお話しにございましたようなお医者さんの問題であるとかいうようなことにつきましてでございますが、その点は現在の刑法でも百三十四条に秘密の保護の規定がございます。ただ、その点につきましてはもなお整備の要があるということで、先ほど来の企業秘密の漏示とはまた別途、現在の法制審議会で審議されております参考案で申しますと三百三十五条のほうで、もう少し幅を広げるといふような検討作業が行なわれておるわけでございまして、いわば企業秘密だけを問題にしているわけではないということをまづお断わりしておきたいと思っております。

その点で、そういう意味でございますので、いろいろな個人の秘密の問題は、現行法でも、いま申しました刑法なりほかの特別法でも相当程度保護されておるわけでございますし、また、いわゆるデータ関係のそれにまつわる犯罪につきましては、窃盗罪であるとか、あるいは贓物罪であるとか

か、さらには背任罪であるとか、そういう現行のいろいろな規定があるわけでございます。そういう意味で相当程度まかなえる面があるというふうに考えておるわけでございますけれども、なお、これまで御議論のございますように、この情報処理技術の進歩というものは非常に目ざましいわけでございまして、そういう意味では、現行法では必ずしもびたりとしない面があるというようなことで、そういう意味で、この前も申しましたような、現行法を少し補うといいますが、そういう観点での検討が続けられておるわけでございます。したがいまして、くどいようでございますが、現行法でも相当程度はまかなえるということが、前提に御理解いただきたいわけでございます。

そこで、いま申しました刑法改正作業のことでございますが、これも前回申しましたように、実はいつごろということを確定的に申し上げられないのは恐縮でございますけれども、現況は、法制審議会の刑事法特別部会でここ数年來、この規定に限らず、あらゆる問題につきまして検討が続けられておるわけでございまして、その特別部会の審

議は本年の末ごろには大体部会としての審議は終わる、こういう状況でございます。なお、その後も従来の例で見ますと、こまかい御議論が重ねられるのが通例でございますので、その総会がどのくらいかかるかというような点は私どもとしてはちょっとはつきりしたことを申し上げかねるわけでございますが、それもあるべく早い機会に御検討いただきますして、法制審議会としての答申をいただいて、それから正式な法案の作成にかかる、こういう意味でございます。したがって、そういう経過をたどりまして、法案提出ということになりますにつきましては、なお若干日時がかかるかと申し上げます。しかしながら、先ほども申し上げましたようなこと、またこの情報処理技術の急速な進歩というようなことに即応するために刑罰法の上で足りない点があるかどうかということは、当然この刑法全

面改正と並行し、あるいはまたそれと離れても十分検討しなければならぬ問題だというふうに私も考えておるわけでございます。

そういふ意味で、どういふような形での法律をつくるべきかどうか、また、その場合の内容はどうあるべきか、またその時期はどうかという点を十分検討しなければならないというふうに考えておるわけでございますし、たしか先ほど御指摘のございました四月二十三日の本会議の大臣の答弁におきましても、法制審議会のことを申し上げました上で、大臣が、自分としてもこの制定の要否については十分検討したいということをお答えしたように聞いておるわけでございます。

○武部委員　そうしますと、法制審議会の最終答申というのは本年末ごろだというふうに予想をしておられるわけですね。そういたしますと、本年末ごろには最終答申が出て、それに基づいて総会を行なって法律改正の手順をするということならば、大体一年くらいいうちにこの問題についての法務省の態度というものが明確になる、このように理解してよろしいでしょうか。

○前田説明員 あるいは先ほどちょっと御理解いただくのに十分でなかったかと思いますが、先ほど申しました趣旨は、刑事法特別部会というのが本年末ごろに大体めどがつくだろうというふうに申したつもりでございまして、それからまた総会が慎重に検討されるということになるわけでございます。その意味で、刑事法特別部会が一応の見込みどおり本年じゅうにめどがつくといいたしましても、なおそれからまた総会という問題がございまずわけなので、法制審議会での答申が本年じゅうにあるということでは実はないわけでございませう。

○武部委員 どうも前回のこの会議録を読んでも、ましてはつきりいたしませんし、いまお話を聞きますと、現行法でも相当程度まかなえるのではないかというふうな御理解のようです。ただ、私どもといたしましては、堀委員も言っておったように、またきょう私が申し上げるように、内容と

いうものは現行法で私はまかなえないという気持ちを持っておるわけです。したがって、法務大臣が言っておるように、そういう審議会の答申を得てできるだけ早くやるということですから、これはデータ通信はどんどん進むわけです。いまおっしゃったような法制審議会の刑事法特別部会の答申が出次第、早急にひとつ法務省としては態度をきめて、私どもの要望に沿っていたきたいと思います。この点を特に要望しておきたいと思えます。お急ぎのようですからよろしゅうございます。

そこで、データ通信の問題に入る前に、公社側にちょっとお尋ねをしておきたいと思うのですが、この間から電話料金の苦情の問題がたいへん新聞に出ております。私は、いつかこの委員会でも、電話料の請求が間違っておるのではないかという新聞の投書を二、三引例いたしまして申し上げましたところ、何か非常に誤差が少なくなくて、心配ないという話でした。あのときにも非常に疑問を持っておったわけですが、その後こしになつてから相当新聞に投書が outcome、特にこの新聞私記事を持てきておりますが、苦情が千件のうち、東京の場合で百件も間違いがあったというような記事がここへ出ております。それから、例の明石の警察官の奥さんが、日誌をつけて電話料の間違いを突きとめて、電話局に苦情を申し入れて、とうとう電話局が負けた、間違つてほかの線へつないでおったということがわかつて、これは奥さんの勝利だというようなことが出ておりますが、そういうようなことが、実は前から私、問題にしておったわけですが、相も変わらずどうも続いておる。

そこで、電電公社は度數計監査裝置、こういうものは一体いまだのくらいやっておるのか。いま言ったようないろんな苦情がたくさん出てくるというので、あなたのほうでは、今後こういう苦情をなくすために、また間違いを早期に発見するために、何か対策を立てておるようにいわれておるのですが、この辺の事情をひとつお聞かせいただきたい。

最初に、ちょっと数字を申し上げさしていただきたいと思うのですが、私どものほうの統計では、電話料がおかしいじゃないかという申告がございしますのは、一万加入当たり大体月十二件という数字でございします。したがって、数としてはなかなか少ないとは言いがたい数字でございします。ところが、その中で八件は、大体系窓口で御説明いたしますとおわかりをいただいておりますわけでございまして、残りの四件が、それでもわかりかねるということで、二度、三度といわゆる応対になるわけでございしますが、その中で、さらに度数計の機械的な事故によつた、それが原因であつたといわれるものは〇・〇六件でございまして、機械そのものによる事故というのは非常に少ない数字になっております。

○武部委員 確かにこの一万人加入につ

件といふことについても、私ども承知いたしております。ただ、ここにこういう記事が載っておりますが、これは間違ひでしょうか。東京のことなんです、東京では、おかしい、高過ぎるとかいろいろなことを言つて加入者が申し出るのが月に一千件をこしておる。この一千件のうち解決のつくのが――加入者の思い違ひもあったということはいま局長のおっしゃったとおりですが、この「二千件のうち解決のつくのが半数。残り半数は「使つた」、「使わない」の水かけ論になつて翌月に持ち越し。なかに局側の調で機械ミスを認める

のが百件近くもある。」こういう報道になっています。そうすると、一千件のうち一割は機械のミスだった、こういうことが報道されておるのです。私どももたくさん聞くので、前回もああいふ質問をしたわけですが、いまのあなたのお話ですと、どうもこの記事と違うようなんだが、そういうことではないわけですか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。
私、その記事を実は読んでおりませんのですが、通信興業新聞という業界紙に載っております数字でございましたらミスプリントでございました、たしか新聞社のほうで訂正記事があとで出ておるように伺っております。そうでございましたらうか。

○武部委員 二月十七日の読売新聞の全国版です。そしてこれは内容が非常に詳細になっておるのです。人の名前も全部あげてありますから。そういうことが相当出ておるんですね。私が前回から非常に疑問に思ってたことが相も変わらず起きておるから、この点については監査機構というものはその後整備されて、これからそういう苦情については親切に受け答えして、間違いないなら言い、またさつき言うように、一万台に二個の監査

計算機ですか、それを十台にふやすとかいうことをいわれておるが、間違いございませんか、こういうことなんです。

○遠藤(正)説明員 大体間違いございません。そのとおりやらしていただいております。

○武部委員 ぜひそういうふうにして

い。そうしないと、これは電電公社に対する不信なんですから、間違いは間違いないんですから、機械だけは間違いないというようなことでなしにやっていただかなければならぬ。これは前回に補足して、今回さらに私のほうから要望しておきたいと思っています。

そこで、今度は通産省にお見文をいただきまして、公社と両方で御答弁いただきたいと思ひます。

通産省は、第四次貿易自由化の対象品目から電算機をはずして、将来、五十年度を目標にソフトウェアを開発することによって、IBM等の外資と対抗する、こういう方針を述べておられます。それから、電電公社はDIPSの開発によって対抗できる、こういうことを自信を持って述べておられるようであります。しかしながら、現在オンラインによるところのものは、大型機はすべて外国機だということは、この間のこの委員会では答弁があったとおりであります。また、高速回線の利用も外国機械を使っていない、そういう実態にあるわけですし、それから先般、これまで読売新聞が

載せておったわけですが、IBMがわが国に研究開発機関を設けるということで、すでに百名に及ぶ研究員の陣容をそろえて準備をしておる。これは藤沢工場の近くに約百人の技術陣を備えるハードウエア専門の研究所にする構想である、こういうことがいわれております。さらに四月九日には、世界の最大のコンピュータを誇るアメリカのCDC社、これが日本における販売会社として日本CDCの設立、これが認可をされております。このようないわゆる多様な外資の上陸が行なわれようとしているのを、どういふふうに通電公社として見えておるのか。単に、あなたの方のほうの答弁の

ように、外資の比率は五〇%以内に押えるという
ようなことだけでは、ソフトウェアの進出という
ことを押えることはできぬじゃないかということ
は、当委員会でも論議のあつたところであります。

そういう点について、電電公社の見解とさらに通産省の見解を承りたいわけですが、特に公衆電気通信法においては外資についての規制は何らない。したがって、IBMあるいはCDCがそれぞれ販売会社を通じて巨大なシステムと、それに伴うソフトウェアをわが国に所有するということが、これは当然考えなければならぬ。また、それ

は決して不可能じゃない、こういうことになるわけです。郵政大臣はおられませんが、法の運用でそれを押えることができる、いわゆる外資の五〇％、そういうことで押えることができる、こういうような答弁をされたわけですが、具体的にどういうように対処するのか。こういうIBMとかCDCの進出です。それをどういうふうに押えようとしておるのか、この点を郵政省にお伺いをいたしたいのです。そうでない、システムを通じてソフトウェアの市場が外資に荒らされてしまつて、その結果わが国の産業が外資に従属するということになるおそれがあるのじゃないかというところが、私どもの一番心配するところです。この点について、通産省なり郵政省の見解をひとつ伺いたい。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

この技術格差というものには確かにきわめて大きいことは、先ほどの参考人の論述にもございました。今回、このデータ通信制度を法定するに伴いまして、どうしても大型の計算機の輸入という問題が、あるいはこの外資系の企業の日本への進出ということとは、これは大体先ほどのお話のようにやはり予想されるのでございますが、公衆電気通信法というものの法のたてまえから、これを外資からいけなないというような差別扱いをしないと

いうことは、適当でないと思われる場合は考慮しておるのでございます。たとえば、電話も電報もこれはひとしく公平に利用できるように定めておるわけでございます。外資系の会社だから、電報とか電話とかは使えないということにならないのと同じ筆法であるわけでございます。

しかしながら、公衆通信の秩序を維持する、こういう立場から考えました場合に、外資系企業がデータ通信回線を利用いたしまして、データ通信回線を多量に使っていただきますか、使用契約を結んで、そして全国的な規模において電気通信事業と同様な形のものを作る、こういうようなことは、これは認めない方針でございます。これはこの法案の中に盛り込まれているところでございます。その点は認めないということと適切にそれぞれを規制してまいりたい、こういうふうな考え方をおる次第で、大臣の運用というお話の意味も、そこにあつたのではなからうかと考える次第でございます。

○武部委員 私がいま申し上げているのは、あなたはいま、全国的な規模で日本に進出してくるということは認めない、そしてそれは適切に規制をするんだと、そういう御答弁のようですね。私も言っているのは、いまのような日本と特にアメリカとの間の技術の大きな差、そういうものから、どんなIBMなりCDCというものが、先ほど藤沢工場のことを言いましたが、そういうふうに技術陣が大量に押し込んでこられて、日本で使つておるものはみな外国のものだ。その場合に、あなたの方のほうは全国的に認めないとか、適切な規制をすると言つておるが、いまのことでは現実にはできないんじゃないか、外資によつてそういうことが現実には起きてくるのではないか、それを一体どういう歯どめをするのか、それをただ五〇%以下にとどめるといふことだけでは、問題が解決しないんじゃないかということを私は言つておるのです。そういう点は自信があるのですか。

○平松説明員 お答え申し上げます。

通産省としましては、電子計算機というのは今後の情報化社会における中心、中核的な産業の機器になるわけでございますので、この資本の自由化につきましては、特に慎重な態度で臨みたいというところは、この委員会の席上でも大臣から御答弁申し上げたところでございまして、近く行なわれます第四次の資本自由化の際にも、ネガティブリスト、つまり自由化しないということを、これは直接的には外資審議会に決定するわけでございますけれども、通産省としてはそういう方針で臨みたいと考えておるわけでございます。一方、物の自由化につきましても、いまのところ自由化するつもりはございません。そういった面におきまして、波打ちぎわにおいて資本の進出なり機器の輸入というものをチェックしてまいりたいと考えておるわけでございます。

○武部委員 ですから、第四次の自由化の対象品目から電算機をはずすということは、きめておられるようですね。それはいいですが、電電公社はDIPSの開発によつて外資と対抗できる、そういうような自信をお持ちですね。そういうような答弁がいままであつたので、この点についてはどうですか。

○米澤説明員 お答えいたします。

電電公社は行政的な措置ということではなくて、実力を培養しまして外国のそういうものに対抗したい、こういうふうに考えておる次第でございます。いま通研でやっておりますDIPSといつておりますものは、最近IBMでできましたものとかかなり最高レベルにおいて一致しておるわけでありまして、もちろん性能は若干違つておりますけれども、おそらく世界の最高水準をいっておるものではないか。同時にまた、通産省の工業技術院で大型プロジェクトとして研究されました成果というものを十分取り入れまして、能率よく研究するというところで進んでおる次第でございます。

○武部委員 さらに外資に関連してもう一つ、これは質問なり私どもの意見を申し上げたいと思うのです。

それは、今日のわが国におけるところの電子機器のメーカーの問題であります。自治体に例をとつてみますと、現在二十三都道府県、百六十一の団体、これは富士通、日立、日電、IBM、ユニバク、東芝、そういうものが多様な形で入つておる、いわゆるメーカーの市場競争みたいな形になつておる、このように私も理解をするわけでございます。

そこで、いろいろ意見を戦わしておるわけですが、そういうふうないわゆる市場に対する競争、そういう自由競争が技術の進歩と多様化をもたらすのだというのが通産省の考え方の方ですね。そういうふうな私どもも伺つておるわけです。ところが、メーカーごととソフトウェアが違ふ、異なる。それから互換用のプログラムの開発もおくれている。そういうふうな実態の中で、こういう企業競争の中でむだな面が多いんじゃないか。われわれから見ると、いま申し上げたようなことからむだな面が多い。

したがって、いま電電公社はメーカーとの間に共同開発をやつておりますね。そういう点で私どもが指摘をしたいのは、アメリカに例をとつても、大型プロジェクトの開発にあつては、政府がイニシアチブをとつて、そしてメーカーを研究段階から開発の段階まで、予算を含めてコントロールしておる。そういう点で、いま申し上げたように、わが国の電子機器の実態を見ると、その企業の基盤が非常に弱い。したがって、いまのような段階では外資に太刀打ちができないじゃないか。こういうことを考えると、むしろ電電公社がこういうような公共システムの開発を通じてメーカーをコントロールするというような点について、この際、そういう考え方を持つべきではないだろうかという気持ちを持します。したがって、いまたくさんそういう弱体の電子機器メーカーがあるわけですが、そういうものを何社かに統合するといふような、国の方針がいまの段階では必要じゃないだろうかという気持ちを持つわけですが、これについて郵政省なり電電公社の意見を具体的にと聞きしたい。そして、メーカーの指導を具体的にやるということによつて、IBMなりあるいはCDCというものと対抗できる、こういうものは一体どんなものだろうか。これはどうでしょう。

○平松説明員 お答え申し上げます。

通産省といたしましては、電算機産業がきわめて弱体であり、現在の電算機市場に対して六社は非常に多過ぎる。確かに競争によつて技術の開発が進んでいくわけでございますけれども、行き過ぎた競争ということについては過度にわたらないように、たとえば研究面につきましても、いま先生の御指摘がありましたようなソフトウェアの開発につきましても、富士通、日本電気、日立、三社による共同の日本ソフトウェア株式会社というのをこしらへまして、また工業技術院の来年、四十六年度で完成いたします大型プロジェクトにつきましても、政府が指導いたしまして、三社の共同開発というふうなことも進めてまいりたいようなわけでございます。また、販売にあたりましては、六社の共同の日本電子計算機株式会社という会社をこしらへまして、そこが一手買い上げしてレンタルをするというふうなことで、販売面、技術開発面についても共同化、むだなところがないうような方針で指導をいたしておりますが、やはり末端にいきましたと、御指摘のような過度にわたる競争もあらうかと思つた点が、一番根幹におきます技術の共同開発といった点は、これからますます必要でございますので、そういう方針で電子計算機業界を指導してまいりたいと考えておるわけでございます。

○米澤説明員 お答えいたします。

全般的な行政措置は、ただいま通産当局から説明がありましたが、電電公社といたしましては、いわゆるパッチ処理のコンピュータではなく

て、オンラインに使うコンピュータシステムというものをやることにいたしております。先ほど申し上げました通信研究所でやる場合も、メーカーと共同の研究委員会をつくりまして、そしてその研究委員会を通じてむだの排除と、それから同時にまたアイデアの競争というものをやることにいたしまして、最も効率よく技術を開発するというようにいたしております。

○武部委員 そうしますと、先ほど総裁は通研の話をされました。そこで私は、この問題についてお聞きをいたしたいわけでありまして、

先般も問題になりましたが、産業構造審議会、この提言を見ますと、ナショナルプロジェクトについての提言を行なっておりますが、その中で、具体的には公害対策とそれから都市開発等のシステムをあげております。総裁は当委員会、公社が行なうデータ通信については、国益と国民の要望に沿うということは何回も言っておられます。その内容は、全国ネットワーク、それから公共的開発の先導的役割を果たすというような意味のことを述べておられるわけですが、一体それは具体的にどういうプロジェクトを開発するのか、これが明らかになっていない。私も、答弁を聞いておいてそのように感じました。そこで、国益と国民の要望に沿うという公共的なシステムは、われわれ納得できるものを明示してもらわなければならない、このように思います。ただ単に国会答弁でどうだということではなしに、具体的にこういうことをするのだということを明らかにしてもらわなければならないのです。

そういう意味で、先ほど総裁は通研のことを言われたわけですが、それならば、通研で研究開発項目としては具体的にどのようなものと考えておられるのか、この点ひとつもう一回明らかにしていただきたいし、同時に、公社のデータ通信本部が四十六年度あるいは四十七年度くらいに開発を予定しておるシステム、そのことを明らかにしていた

○井上説明員 お答え申し上げます。

公社といたしましては、しばしば全国的な規模にわたるもの、公共性の強いもの、あるいは開発的なもの、そういうものを中心に今後のデータ業務を執行してまいりたい、こういうことを申し上げておるのでございます。

ただいまお尋ねのございました点のうち、たとえば公共性の強いシステムというものを、どういうものをいま公社は考えておるのか、こういうこととでございますが、これにつきましては、すでに、たとえば運輸省の自動車の登録システム、これはこの四月十五日に全国の陸運事務所を全部そのシステムに結集をいたしまして、これが相当公共的な意味合いにおいて成果をあげ始めておると確信をいたしております。なおさらに、たとえば販売、在庫管理であるとかそういうようなものも、一つ一つのユーザーがみずからコンピュータを持しまして、データ通信をやらないうちに、対して共同利用の道を開く、すでにそれはスタートをしておるわけでございます。今後といたしましては、たとえば医療検査の診断システムであるとか、あるいは公害の監視、通報のシステムであるとか、あるいは道路交通管制のシステムであるとか、あるいは流通面のシステムであるとか、あるいはそういう面につきまして、すでに公社のほうからそれぞれの委員会に人を派遣をいたしまして、と同時に、先方さんのほうからもそれを求められまして、そうして、そういうデータシステムのいわゆるシステムエンジニアリングを目下進めつつある、あるいはそれに対して御協力を申し上げておる、こういうことでございます。

なお、ただいまDIPSのお話が出ましたけれども、DIPSにつきましては、これが公社の基本的な業務とも私たちは考えております全国的なシステム、公共的なシステムをオンラインで能率よくやってまいりますために、非常に大事なあるいは多くの期待を持っておるシステムであると考えておまして、これを使いまして、いわゆるマルチプロセス方式によります多目的利用、広域

利用、あるいは現在の通信回線ないしはこれから開発されてさらに進められてまいりますという高度のデータ処理サービスに対応する高速データ伝送網にも能率よく直結できるシステムにいたしまして、これを使いまして、ただいま申し上げました多くの公共システムを総合的に、場合によりましたらば多目的な機能を持たせて、これを用いて公共的な面についてさらに進めてまいりたい、こういうことでございます。

○武部委員 大臣お見えになりましたから、いまの問題またあとでちょっと触れることにいたしまして、この基本法の問題であります。

午前中にも参考人の方からいろいろ御意見を承った中に、やはりこのガイドポスト、基本法の問題等の発言がございました。この基本法の制定については、前国会においても御承知のような経過になった。必要性があるということはお認めになったわけですが、今国会には残念ながらその基本法の提案の提出はなかつたわけでありまして、しかし、この間までの国会の審議を通して、基本法が必要であるということはお認めになった。これは大臣もそのとおりにお認めになったと私も理解をいたします。ただその基本法を、きょうの参考人ではありませんが、現実問題に対処するためには公衆法の改正が先になつたのだ、こういうような話がある。参考人からもありました。基本法、基本法と言っておったのでは一歩も先に進まぬから、現実をやってみて、そこからいろいろ考えるのだというお話がありましたが、まさにそのとおりに郵政省はやってきておると私は思うのです。ところが、官房長官もこの間こで答弁されたように、あのときの答弁は、あとになってどうにもならぬということのないように対処したいというような答弁がありました。しかし、このままずっといくならば私どもの心配は消えぬと思うのです。

そこで、基本法制定のめどを明らかにしてもらいたい。一体どのような構想で、いつごろをめどに基本法の整備をやるのか、こういうことをぜひ

ひとつこの最後の委員会で大臣から明確にいただきたい。私も、少なくともいままでの討議で確認をされたと思いますが、平和利用の問題あるいは民主的管理、さらにはプライバシーの保護、こういう三原則ということはあくまでも基本法の基本であるということをお主張して、ほぼこれは何人も否定できないところになったと理解をいたしますが、この点は間違いないか、その点が二つ目でありまして、さらにいま一つは、この基本法をつくるために国民各階層の意見を聞く必要があるんじゃないか。そういうために政府、民間、学識経験者あるいは労働団体、そういうものを網羅した審議会を設けて、基本法策定をはかるべきではないか、こういう意見を持っておるわけですが、郵政大臣としての見解を承りたいので

○井出國務大臣 ちょっと中座しておりました

が、御質問にお答えをいたします。情報化の進展は、政治、経済等の全般にわたる多大の影響を及ぼすものである点に気がままして、情報化に関する基本法というようなものを制定したらどうかという点は、私も同様に考えておるのでございますが、情報処理はわが国においてはまだまだわけて新しい分野でございますし、関係するところが広範多岐にわたる、いろいろな省庁にも関連を持っておりますので、ただいまはこういう方面と緊密な連絡をとりながら慎重に検討しておるというのが、現時点における状況であります。

そこで、いまおよそ三つの点についてお示しになりましたが、先般いわゆる三原則、こういうものをとお出しになりましたことも承知をしております。平和利用と国民生活の向上、民主的な運営、プライバシーの保護と、これらいずれも大切な項目でございます。基本法というものを取り上げる際においては、これらはやはり基調をなすべきものである、こういうふうな承知をするわけでありまして、また、先般の情報処理振興事業協会の

様でございまして、これを十分に尊重していかなければならぬ、かように考えておる次第でござい

はどのようにお感じですか。

ます。当委員会において先般来この問題について皆さまで方にお触れになりました点を、十分に考慮をしましてまゐりてありますが、いま武部さん、あるいは時期を示せというような意味も含めての御質問だと思ひますが、まだ現状、しかもば次の国会にというようなところまでは、ちょっとお答えにくい段階にあるかと思ひますのであります。それで、ものごとは帰納的にいく場合と演繹的にいく場合とあると思うのです。言うならば現象形態のいろいろな分野にわたってそれぞれ具体的な問題を提起する、それを最終的に取りまとめる、こういう行き方が適當ではないか。いきなり頭からプリンシプルを示して、さてこれですべてをお断におちいすということになりますと、時あつて独断におちいすというふうな憂いもなしとしない。私は、実は昔農業基本法の立案に汗をたらしたことがあるのでありますが、農業面におけるいろいろな現象を最終的に集約をしたというふうな形だったと記憶するわけでありまして、したがうして、大体私も御趣旨はよくわかりますし、その方向にひとつ慎重に検討をさせていただき、きょうのところはその程度にひとつ御了承願ひとうござい

ます。一応わかりませんが、これからの電気通信というものはそういうふうなものではなしに、情報処理技術、そういうものを中心にした経済社会のあらゆる面で電気通信事業というものが発展していくんだ、そういう気持ちを持っておりまして、たがって、これは非常に影響が広範なものだというふうな理解をするのであつて、ただ単に通信用政として郵政省のワタの中だけで論じられるというふうなものじゃない、このように私も思ひます。

さらに、先ほど申し上げましたが、一昨年六月に出されたところの産業構造審議会の情報産業部の答申における「当面する課題」こういう中でこの施策は三つの項に分かれております。その一つは、積極的にガイドポストの策定、きょうも参考人から意見があつたとおりであります、それを提示しなさい。あるいは情報化時代に即応した行政体制の確立、ナショナルプロジェクトに関する情報システムを開発すること。それから三番目は、基礎環境整備の観点から、現行の各種の制度、体制、慣行について積極的に改善措置を講ずるとともに、民間の活動に対して援助を行なう。こういう三つの点をこの産業構造審議会は進言、指摘をいたしております。したがって、ここにいわれておるところの政府のすべき課題というのは、三つというものが一体とならなければならぬ、こういうふうな思ひです。

をなおざりにしておるじゃないかということが私どもとしては指摘をされるところであります。そこで、こうしたばらばらのことについて十分考慮したい、配慮したいというふうな答弁が保利官房長官からなされました。

○武部委員 官房長官もこのことについては触れておたわけです、それから総理も趣旨説明のあの本会議の際に、基本法の策定については十分検討してつくりたいという答弁があつたわけでありまして、いま私も、何もすぐに次の国会にあつた方がお出しになるというふうなことは考へていない。しかし、少なくともある程度は考へてなければ、もうすでにデータ通信が始まるわけなんです、そういう現実の姿が出てくるのですから、この基本法の問題については真剣に取り組んで早急に——いま私が申し上げた三つの原則、これはお認めになつたわけですから、そういう面

で、後段の審議会というものを設けて基本法を策定をするといったような、私どもの見解について

ます。一応わかりませんが、これからの電気通信というものはそういうふうなものではなしに、情報処理技術、そういうものを中心にした経済社会のあらゆる面で電気通信事業というものが発展していくんだ、そういう気持ちを持っておりまして、たがって、これは非常に影響が広範なものだというふうな理解をするのであつて、ただ単に通信用政として郵政省のワタの中だけで論じられるというふうなものじゃない、このように私も思ひます。

をなおざりにしておるじゃないかということが私どもとしては指摘をされるところであります。そこで、こうしたばらばらのことについて十分考慮したい、配慮したいというふうな答弁が保利官房長官からなされました。

○武部委員 官房長官もこのことについては触れておたわけです、それから総理も趣旨説明のあの本会議の際に、基本法の策定については十分検討してつくりたいという答弁があつたわけでありまして、いま私も、何もすぐに次の国会にあつた方がお出しになるというふうなことは考へていない。しかし、少なくともある程度は考へてなければ、もうすでにデータ通信が始まるわけなんです、そういう現実の姿が出てくるのですから、この基本法の問題については真剣に取り組んで早急に——いま私が申し上げた三つの原則、これはお認めになつたわけですから、そういう面

で、後段の審議会というものを設けて基本法を策定をするといったような、私どもの見解について

ます。一応わかりませんが、これからの電気通信というものはそういうふうなものではなしに、情報処理技術、そういうものを中心にした経済社会のあらゆる面で電気通信事業というものが発展していくんだ、そういう気持ちを持っておりまして、たがって、これは非常に影響が広範なものだというふうな理解をするのであつて、ただ単に通信用政として郵政省のワタの中だけで論じられるというふうなものじゃない、このように私も思ひます。

をなおざりにしておるじゃないかということが私どもとしては指摘をされるところであります。そこで、こうしたばらばらのことについて十分考慮したい、配慮したいというふうな答弁が保利官房長官からなされました。

和四十六年四月二十六日

三

まして、そういう意味で急速にレベルアップを考
えておられるわけでありまして、確かに初めから独立
採算でいなければならないのでありますが、そういった
タイムシェアリングによる共同利用という性格並
びに訓練、開発、こういう点を考えますと、とに
かくある時点におきまして完全独立採算にするこ
とにふりかへておるのでございます。

○武部委員 私、さつきから言うように、開発
費等を電話から持っていくということならば、電
報だつて同じではないかということに指摘してい
るわけですが、いま総裁の説明は、ある期間とい
うことをおっしゃっておる。ある期間というのは、
一体どの程度のことなんでしょうか。

○井上説明員 お答え申し上げます。

データ通信の独立採算というものは、そのシス
テムが平常状態において稼働しておる状態にお
いて、公正報酬を見込みまして完全に収支相償う
その時点をおおむね一般的にはサービス開始後四
年前後、こういうふうにおきましておるわけござ
います。そして、サービス開始後八九年とい
うものを、全体で完全に収支相償う、こういうこ
とに考えております。

○武部委員 まる八年たつて完全な独立採算制と
いうことですか。

○井上説明員 完全に収支相償う時点が、大体四
年前後たつたところでありまして、自後収益状態
もプラス状態になってまいりまして、そうして八
年間通算いたしまして、公正報酬をも含めまして
完全に独立採算、収支相償う、こういうことで
ございます。

○武部委員 その点はわかりましたが、その計画
ですつといくのですか。その計画でいこうとして
おるのですか。

○井上説明員 現時点においては、そのように考
えております。

○武部委員 一応内容はわかりました。
労働省、来ておられますか。——島本委員から
話がありましたことに関連をしてお尋ねをいたし
ます。

あのときもいろいろ話が出ておつたわけであり
ますけれども、今後データ通信が広く行なわれる
ようになりまして、事務労働あるいは生産労働に
限らず、労働者に配置転換あるいは職種転換、そ
ういふものが起きてくる、これは当然のことであ
ります。さらに監視労働、ただ単に監視をして
おるだけ、そういうような単純労働によって、い
ゆる人間疎外ということが起こってくる、こう
いうことも当然予想されることだと私も思ひ
ます。さらに、コンピュータの稼働によって夜間
労働というものが出てくる、これも当然のこと
であります。すでにこういうことはかなりの企業で
いま起きておる事実でございますが、私がいま申
し上げたようなことが、いわゆるコンピュータ
に対する労働者のアレルギー症状になつてあらわ
れておる、こういうふうに見てもいいのではない
かという気持ちを持っております。

したがって、きょうここで労働省に、今後の雇
用政策ということについて伺いをいたしたいこ
とは、データ通信がいわゆる公衆電気通信法によ
る公衆電気通信業務というふうな規定された以
上、そのように規定されたわけでありまして、さ
らに、データ通信の発生に伴つて起こるものもろの現象
に対しては、政府みずからその責任を負わなけ
ればならぬ、かように思います。したがって、国
際的にいま週休二日制が三日制になるといふよう
な動きもあるわけですが、したがって、これからの
変動していく労働情勢、そういうものに即応する
政策というものは、非常に労働者に不安を与える
わけですから、この面について不安を排除する方
向に向かつていかなければならぬ。
そこで、これは非常にむずかしい国の政策にな
ると思うのですが、私たちが希望したいことは、
特に中高年齢層、こういう者に対してはこれから
問題の発生が多いと思うのです。それを、ただ単
に失業救済というだけで片づけるわけにはいかぬ
と思うのです。またそういうことであつてはな
らぬと思う。またそこで、情報化社会の展望に
対して、これから労働雇用政策というものは

一つの方向を持っていかなければならぬのでは
ないか。したがって、これは週休制の増加、
たとえば、いまのところは週休の二日制の問題、
あるいは労働時間の短縮問題、あるいは賃金の増
加、あるいは訓練の充実、こういうことについて
労働政策を今後どのように考えていくのか、これ
は民間、官公営を問わず非常に重要な問題と思
うのです。先般、私ここで答弁を聞いておしま
したが、週休制の問題については答弁があつたよう
であります。いま言った週休制の問題なり、
あるいは労働時間の短縮の問題なり、さらには賃
金水準の問題なり、訓練の充実なり、そういうも
の、それから中高年齢層の起きてきた問題をただ
単に失業救済だ、失業対策だというふうなこそく
的な手段で解決するようなことではないような、そ
ういふ労働政策が必要じゃないか、こう思うわけ
ですが、労働省は、一体今後のこういう情報化社
会の急速な発展に対して、雇用政策をどのように
考えておるのか、これを伺いたします。

○古本説明員 お答えいたします。
ただいまの週休二日制等最近の動きでございま
すが、現在、労働省の調査によりますと、週休二
日制を何らかの形でやっておる事業場は五・九％
でございまして、そのうち、現状としまして、完全
週休二日制を実施しておりますのは三％程度で
ございます。技術革新の進展、あるいは労働態様
の変化、あるいは若い青少年の動き、こういった
ようなことから、週休制の普及ということにつ
きましていろいろ検討していかねければならぬ、か
ように存じているわけでございまして、特に中小
企業等につきましては、なかなかその点が困難な
ところがございますので、法定の労働条件の確
保、これはもちろんのことでございますが、さら
にこういった制度の普及指導を行なつていくとい
うことも、大企業におきましては、現在出つ
つある週休二日制をさらに自主的な観点からこれ
を促進するようにはなつてまいり、このようなこ
とで私どもは今後ともその方向で検討してまい
たい、かように存じている次第でございます。

○岩田説明員 お答えいたします。
いま先生御指摘になりましたように、いろいろ
データ通信等の発達によりまして、労働条件の問
題等むずかしい問題が出てくることになると思
いますが、雇用政策の立場からいいますと、やはり
いろいろのむずかしい機器等の操作、こういった
ものにつきまして、これがあまり急速に行なわ
れたらいたしますと、従来の中高年齢者等であ
つた新しい問題に対処しにくいような人々もあ
り出てくることになると思います。こういふ人々に対
しましては、中高年齢者の雇用の促進に関する特
別の法案等も用意いたしまして、今後の雇用問題
に対処することになると思ひますが、今後労働市
場の状況から見まして、やはり一番の問題は中高
年齢者の雇用の促進の問題になると思ひます。十
分慎重な配慮をいたしまして、実態に合わせまし
た雇用政策を今後十分検討し、実施していくつも
りでございまして。

○武部委員 これで終わりますが、労働省はいわ
ゆる週休制の問題、これは世界の傾向です。週休

制の増加あるいは労働時間の短縮、そういうこと
について労働省の労働政策としてどのように考
えておるのか。いま私が言ったようなことは、現実
問題として起きてくるわけですが、それと関連を
しながら、この労働政策というものは当然行な
つていかなければならぬ、こう思うのですが、その
点どうですか。

○金子委員長 安宅常彦君。
○安宅委員 ただいま武部さんから、相当高度な
理論的なお話がございましたが、私は詰めるよう
な意味で、若干職人的なこまかい質問に入るかと
思ひます。そのつもりでひとつ答弁をしてい
ただきたいと思うのであります。したがって、大
臣のように形容詞で非常にうまくまとめるという
ようなことは通用しませんから、御了承願いま
す。

データ通信に関連して、企業の秘密を漏洩した
り、あるいは個人の履歴や患者のカルテなど、い

ろいろの個人に関する情報に盗まれる場合、どんな具体的な刑罰が適用されるかということ、先ほど話がありまして、法務省ではいつのことやらわからない立法のことを何か言っておりました、現時点でいろいろ問題が起きておる。たとえば、新聞の名前を言つては失礼になりますから名前はいませんけれども、データ通信というものを民間に開放しろということ、年がら年じゅう社説で掲げておる新聞がある。ところが、二月の初めだつたと思いますが、リーダー・ダイジェストの情報どろぼうみたいなことが新聞に載つた。これはたいへんだ、データ通信というものはおそろしいものだ、コンピュータによってそういうことをやられたらかなわぬという記事が、こんなに大きく出てるおのですね。半分ぐらい紙面をとって、すごく大きく載せていますね。そうして今度はコラム欄みたいなところに、コンピュータは油断ならない、こういうことになったらしいへんな時代が来るだろう、われわれも関心が薄かったり警戒心が薄かったが、こういうものはある程度きつと締めなければならぬという意味のことを書いてある。ところが、この新聞はデータ通信の大幅な民間開放をすべきだということを盛んにいっていた。この社会的問題が起きた記事は、これとはまるっきり異質な記事なんです。そうしてコラム欄で、こういう時代になったときの警報みたいなことを書いておいて、その次に今度はどうなつたかといふと、二月の中旬ですか牧野さんと、あるところ、とんでもないところであつたと会つたと思いますが、率直に言いますと、通産省筋から横やりが入つて、法制局といふいろいろな交渉をしておるために法案提出がおくれた時期です。こういう時期で、相当郵政省が意欲的にこういう点を締めようと思つていたのを、ある程度オンラインの場合の一部を民間に開放するという方向の法案にまとまりかけてきた。そういう原案が新聞に発表になつたら、この新聞はある程度民間の——この場合の民間といふのは、人民ということじゃないのです。いわゆる

企業に民間の要望を受け入れて運用面でも弾力化をはかつた、だからなかなかいい法律だという意味の解説を書いているのです。そうしたら、今度は次の日あたりの社説を見たら、あんな法律はでたらめで、やはり官僚統制で利権につながるだろうと、またひびいてくるのです。こういうことで、非常に観念的に民間に開放しろということを書いておる。そういう人々の頭の中は、てんでこれは国民、人民に対する開放ではなくて、企業に関する開放だということをみずから知つていて、それを締められると別のことをいう。そしてあつて政府筋に嘆息をするなり、財界あたりを代表しているものから、こういうところから、郵政省の独善におちいるのではないかと、こういうことで盛んに警告を発する社説を載せる、こういうことになっておるのです。しかし、そのときには、社会面で取り上げた通信の秘密といふことは、どこかへ吹っ飛んでいっているのですね。吹っ飛んでいっているのです。こういうことは非常に重大だと思つておる。

たとえば、英国の場合だつて公衆通信網を使つてデータ通信を行なっているが、そこではIBMでしかかぜナルエレクトロニクスかの支店がイギリスのロンドンにあつて、そしてそれが一括的に情報を集めてアメリカに集中されている。これはテープでアメリカにすべていっている。そうすると、何か大規模な情報集めたいものをつけておつた時代と違つて、帳簿も何もなし、全部何もかもコンピュータにたたき込まれておりますから、これは貿易の関係から英国の統計から、すべてアメリカに集中されている結果になつて、相当問題が起きていふということをおかれは聞いているわけですよ。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。秘密の漏洩につきましては公衆電気通信法上の規制につきましましては、御案内のとおり、これに携わる者の規制措置その他につきましましては、法律で定めるところでございます。

それから、外国へ流出の心配があり、国の危機を招くおそれが多分にあるという御質問でございますけれども、こういうことはそれぞれの法律に伴ひまして、先ほどの法務省の御答弁のように処置してまいるべきかと存じますが、技術的な面につきますれば、これはそれぞれの技術措置によりまして、これを防止することは可能でございます。

○安宅委員 あとで可能でないことを証拠立てますから、まあそれはいいでしょう。

郵政大臣に聞きますが、私、これは聞き間違いだつたら訂正いたします。資本の自由化あるいは機械の輸入の自由化、こういうものを阻止しながらやつていくという答弁とあわせて、あなたは、何か外資が入つてきた場合でも、外国資本を五〇％以下に押えるなど、そういう運用の妙でここを切り抜けていくのだ、外国の資本に取られてしまふことではないという意味の答弁をしたように聞いておりましたが、大体そんなことをおつしやつた記憶がありますか。

○井出国務大臣 明確に速記録のどの点ということとは、私もちよつといふ資料はありませんが、おつしやる意味は、日本のコンピュータ産業はたいへん発達がおくれおるし、外国大型資本、そういうものの上陸によつてじゅうりんされはしないかという懸念のあることは事実でございます。

それに対しましては、いわゆる自由化という問題を扱います場合には、他の物資よりもこの電子計算機に関する限りは、一番最終的にこれが扱われるということで、そういう面から、貿易政策の上から防衛手段が講じられる、こういうふうな心得ております。そして、この公衆電気通信法が直接外国の企業なり資本なりを抑制するというわけにはこれはまいらないので、そういう面は外資法その他によつて規制をすべきであらう、こういう答弁を申し上げたことがございます。

○安宅委員 五〇％というような話も、ちよつと口から出たように……。

○井出国務大臣 それは私、ちよつと記憶にございません。

○安宅委員 じゃ通産省の方にお伺いいたしますが、これは運用ということで切りがつくものかどううか。これはアメリカよりも機械が劣つていふとか劣つていないとかという問題とは別だと思つた。これは国益の問題だということになります。私は、日本の統計、習慣、それからこういういろいろな貿易、産業の構造、すべてこれが握られてしまふおそれがあるようなものについては、法の運用面で規制するなんということではないけな

い。これは民族の独立に関係することだと思つたのです。非常に重要なことだと思つたのです。産業だけがどこかの国の影響下にあつて、植民地化したみたいな産業になるのではないかと、こういう心配を、先ほど武部さんが言われましたけれども、そういう問題じゃないと思つたのです。通産省としてはどんなことを考えておるのか、ちよつとお伺いしたいと思つたのです。非常にきつと考えておらないと困るのです。あなたのほうは。あなた、商売のほうですか、商売の面からだけ答弁できるのだ。たいへんあなたは私の気にさわることをさつき言つておるのです。このコンピュータ関係、データ通信の関係では、通産省は今後中核体となつていくみたいな話ですが、あなたのところは中核体みたいなもの一つも持つていない。あなたのところが中核体になられると困ることになるのです。そんな思い上がったことを言わないで、きつとあなたの分野で答弁してもらいたい。

○平松説明員 お答え申し上げます。コンピュータ産業をこれから育成していくということは、通産省では一番重点の一つとして取り上げておるわけでございます。アメリカとの

技術的なギャップを改善するために、大型プロジェクトの開発、それから日本電子計算機株式会社というのをつくりまして、IBMが行なっておりますレンタル金融に対抗するために資金力の面で補完をするということで、日本電子計算機に対しては、今年度につきましては二百九十億円の財投を入れました、資金面、技術面、それからハードの面、ソフトの面、両面合わせて早く日本もアメリカと伍していくような技術力にまで引き上げていきたい、こういう方向で政策をとっているわけでございますが、当面、最後の自由化計画といわれます第四次の資本自由化につきましては、先ほどお答え申し上げましたように、ネガティブリスト、つまり自由化をしないという方向で日本の産業を興してまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○安宅委員 それは機材そのものの輸入だけではなくて、資本の輸入というが、資本の進出も許さない、こういうことですか。

○平松説明員 いま申し上げましたのは資本の自由化の面でございます、物の自由化はいまのところいたしておりませんけれども、国内でできない機材、計算機というものは、一件一件審査をしながら輸入をしております。

○安宅委員 そうしますと、たいへんいいように聞こえるのです、その資本のほうは、いまのところですね。日本の政府というのは、あとでまたアメリカからおられるとふらふらになるかもしれない、あなたのところは私はあまり信用してないのです。自由化をしてくれといって、わあわあ郵政省に泣きついたのだかおどかさか何かしたのでしょから、私は信用していませんよ。信用していないというところは何かという、日本の国の政策がこうだ、だからだいいようぶだということ、憲法でも自衛隊でもみんなそうなっていますね。今度原爆なんか、使ってもかまわないみたいなふうな流動的にならなくていいのです。そうじゃないかぬから、法的な措置をする必要があるのではないかと、いう前提に立って私、言っているのです。

だから、これは誤解のないようにあなたのほうもしてもらいたいし、いまのあなたの意気は壮々いたします。私はそれはそれでよろしいと思うのです。ふらふらしないようにしてもらいたいといけません。

それから郵政大臣、その外資の面や何かで運用よろしきを得て、そういうことを防ぐつもりであります、私の聞くところでは、外資が入って五〇%以上しないなどという話が出たといわれています。もし議事録に載っておいたら、それを訂正してもらわなければならぬ。これは日本が中国を侵略しておった当時、汪政権というくらい政権をつつた。そのかいらい政権がどういうことを言ったかという、日本の資本は幾ら入ってもいいというわけにはわが国はまいるません、日本は四九%までにして、あと五一%はわが国にしてみたいといふことを汪精衛という人が言ったといふ有名な話があります。ところがそれは今日の自動車産業その他の産業を見てわかりますとおり、五〇%以下だから安心だなどということは絶対に言えませんよ。こんなことをもし大臣が考えておたら大間違いですから、このことについて私も将来にわたって監視するつもりです。そういうことについて、コンピューターによつてどんなことが起きるかかわらないと先ほどから参考人なんかも言っておりますが、終局的にどういふことになるかはわかっていませんね。これはあらゆる産業、国家の構造までたいへん大きな変化を来すだろうというところはいはわかっておるのですから、そういう意味で、国益というもののについての考え方は、運用で何とかやるというのではなくて、公衆電気通信法はあくまで公平にというんで、外国人も公平にやるみたいな話をあなたは先ほどしておりましたが、通信の役割としてはこの公衆電気通信法の中に入れた以上、今度とは別な法律でそれをやるのかどうか、法体系の問題はしろうとだからよくわかりませんが、こういうことについて万間違いない方針を今後とりますというのを、大臣から言ってもらえないと、この法律はおそろしい化けものになるのではないか

というのを心配しておるわけで、もしそういうことをなすほどなと思われましたら、万遺憾ないようなそういう方針を、そのつど国会に相談をしながらきめるとか、そういうことの答弁がいただければたいへん心強いと思つておるわけでは

○井出国務大臣 コンピューター産業が情報社会の非常に大きな支柱になるということは、これは間違いないと思つておるわけで、これにいまに十分なる関心を払わなければならぬということも、御指摘のとおりであります。したがって、先ほど通産省からも答えられましたように、ヨーロッパの米國コンピュータ上陸による惨たんたるじゅうりんぶりなども、これは参考にしなければならぬので、この点は、私も十分意を用いるつもりでございます。

そこで、先ほどの五〇%云々というお話は、どうも私の記憶になく、たしか私の口からは出ていないはずであります。

さらに、この公衆電気通信法、これは私もはこの守護神でなければならぬ、これを忠実に守り抜くのが私どもの使命である、こういう気持ちで臨む次第でございます。

○安宅委員 公衆電気通信法を死をもって守ったってだめだと、私はさっきから言っているのです。だから、法体系のことはしろうとだからよくわからぬが、公衆電気通信法にしろいう、つまり外国から経済的に、政治的にいろいろ日本の構造なりそういうものが、ことばは悪いけれども、侵略ということばを使うのですが、あなたは、欧州はアメリカ資本によつてじゅうりんされたと言いましたけれども、じゅうりんされないような歯どめの法律が別に必要だとすれば、つくらないければならぬと私は思ふのですけれども、そういう必要があるかないかについてあなたから……

○井出国務大臣 そういう点を十分に警戒しながら、当面これはスタートとさせていたいただきますが、いまおっしゃるような御懸念がありとしますならば、そういう対処のしかたをいまから検討すべきであらう、こう考えます。

きであらう、こう考えます。

○安宅委員 これはコンピュータにならない時代、現在でもあるのです。電話でもあるんです。電話の、いまの電電公社が運営しておるシステムの中であるんです。どういふところがあるか。たとえばアメリカの軍の基地がたくさん日本にありますがね。私の知り合いの人が上陸用舟艇、LS Tで南ベトナムあたりに、アメリカの軍に徴用されて日本人が行ったでしょう。それから沖縄あたりに行っておる人も相当あったのですよ、あの当時に。いまでも行つておるのじゃないですか。そして日本人がベトナムで戦死したんですか殺されたんですか、そういうことが新聞に報道されたことがあります。そういうときに外国通信で、そうして、そしてその基地のPBXですか、そこから私の郷里の何番につないでくださいというて、外国から、私はこういう船に乗っているから、おやじさん心配しないで、二月間くらい行つてくるつもりだというふうなことが、ずっと市内通話と同じように入つてくるのです。いまはそういうことになつておるのですよ。それを私が具体的に調べようとする、電電公社は必死になつて隠します。これは隠す必要はないのじゃないですか。そういうことを技術的に、法的にとめられるものかという、とめられないから隠すのじゃないのですか。いまでもそういうことがあるのですよ。公衆線にはつながないことになつておるのです、法律的に。これは日米安保条約と地位協定、それからサービス協定によつて、国内の公衆線にはつながないことになつておるはずなんです。監視官、それはそれでいい。そうだとすれば、完全に違法なことをしておる。これは相手はアメリカだからそうしておるのかどうか知りませんが、いまでもさきも法的に、技術的にできない。コンピュータになつたら、法を幾ら守つたてでできないじゃないかという例を私はこれで言おうとしたのです。どうですか監視官、できますか。

○牧野政府委員 お答えいたします。

純技術的な立場で申し上げれば、絶対にそれを防ぐという方法はあるいはできないかもしれませんけれども、それを防ぐべき技術、手段を考案し、それを設置するという事は可能かと存じます。

○安宅委員 アメリカが日本を占領してから何年になる。四分の一世紀ですね。その間、あなたは技術的な改良の手段も講じなかったし、違法な行為をそのまゝ二十数年間許しておいて、技術的には可能だと思ひます。コンピュータのときは一生懸命やるが、電話はかまわないで済むのですか。できないのじゃないですか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

コンピュータであらうとそのほかの電話の設備であらうと、そういうことを設置するという事は可能であると申し上げたわけでございます。

○安宅委員 可能であるものを、なぜいままでしなかったのですか、電話の通信網の場合。

○牧野政府委員 さような事実については、私自身現在まだ知得いたしておりません。

○安宅委員 そうしたら、あなたの方の部下は怠慢だということになる。そういうことをやられていゝるならどういふ形式で——たとえば、私も昔は電電公社につとめておりましたが、たいへん機械が進歩しまして、いまでは浦島太郎みたいなものでございまして、昔の古い機械しか頭の中になくから、もつと進んだ機械でうまくつながらるようにしてやるといふのか、あるいは電話の交換手が、いいわ、ないしよでつないでやるわと言つてやるのか、そういうことを具体的に調べようかと思つたら、必死になつて隠した。なぜ先生そういうことをお調べになるのですか。そういうことが安宅常彦から出たぞ、危険だから気をつけろぐらゐはあなたの方に届いていゝと思つたが、二十何年間たつてまだ聞かぬことがございせんか。こんなばかな話があるのですが、知りませんか。

○牧野政府委員 二十何年間たつておまへは知らないのかと言われますと、私は現在の監理官の立場になつてからは存じておらないということでございます。何とぞよろしく。

○安宅委員 それでは聞きますよ。運用局長どうですか。それから、前に運用局長をやつて、そのポストを経てえらぐなつた人がずらりとそこにおられますし、あるいは営業局長を経過して総務理事になつた人もおるんじゃないですか。二十何年間、あなた方はそういうことを知らなかつたのですか。一人一人答えてもらひます、そんなことを言うのならば、知らぬとは何ですか。一人一人答えなさいよ、そんなことを言うなら。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。いまのようなことが、具体的にいつどこであつたかは私も存じませんが、ただいま申されました件は、大きく分けると二つあるかと思ひます。

一つは、アメリカの基地を世界的に全部自動即時化をして結ぶ計画がございまして、そのうち一部が完成をしております、それをオートボン計画と呼んでおるようございまして、それと国内の公衆回線が連結する可能性というのにはございまして、これに對しましては、米軍と昭和四十三年に文書を取りかわしまして、外国の米軍基地内の電話と米軍の通信網を通じて日本の公衆通信系と接続することはしない、こういう約束をいたしております。それが一つの形式でございまして。

もう一つは、国内の米軍基地間を専用線でありまつか、ただいま先生のおっしゃいましたPBXでありますとか、私設回線等で結んでおるものがございまして、これとの関係も同じようなことが発生をいたすのでございまして、これにつきまして、昭和四十四年に米軍と文書を取りかわしまして、具体的には手動台を設置いたしまして、純然たる軍用の通信以外は接続を認めない、こういうことを双方了解のもとに約束をいたしております。したがいまして、そういう事実はないと思つております。

○安宅委員 ないと思つておりますというのだからかわいところがあるのですが、ないと断言したら、これはたいへんなことになるのです。こういうことを私が言うのは、この問題でつづかうとはしないし、それからコンピュータの問題にしても、まかり間違へば、アメリカの軍事的なそういう通信網とびたり一致するといふ危険があるんだということを、われわれが常日ごろ言つてゐる、そういうことが裏づけされるような答弁なんです。これは危険ではないでしようか。そうしてアメリカ軍に使われてゐる人が、うちに電話したりなんかすることは平氣の平左衛門でいまやられてゐるという事実は、あなた方は知らないとは言わせないですよ。そういう約束をしたけれども、沖繩には毒ガスはないはずだけれども、アメリカと約束しておつたから核兵器はなかつたはずだけれども、そういう約束をしてゐますと佐藤榮作さんという人はしつちゅう言ひますよ、本会議でも。調べてみたら毒ガスがあつたりするんですね。そういう約束はなつてゐるけれども、あるのですよ。と同じように、約束はなつてゐるけれども、そういう違法なことをやつた者に対する罰則も適用できないければ、摘発することもできない。それでしやう。だから公衆電気通信法、死力をもつて守つていくのが私の任務なんですと、大臣うまいこと言つたつてだめなんだ。つまり手動の交換機を据えてみたところで、できないといふことはあり得ないでしやう。そうじゃないですか。かえつて、これを持たしてゐてつなげば、手動でもあと国内のダイヤル、別に回せば通するのじゃありませんか。そういう約束をしたつて、遠藤さんだめなんじゃないんですか。機械の設備を減らしてもだめなんじゃないですか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。米軍とのたゞいまの電話サービスの関係は、先生命存じのうちに、公衆電気通信法ではなくて、地位協定に基づく米軍との協定になつております。したがいまして、この協定は毎年度更新でございまして、もしそのような事実がございすれば、十分調査をいたします。

○安宅委員 これは名前が出たりいゝんなことをするから、武士の情けで実例を言わないだけなんです。もしそういうことがあつたら処置しますでは困るのですよ。それはあなたの方幹部の人は気がついてゐるはずなんです。だから私が言うのは、今日の電話でさえもそのとおりじゃありませんかと言つてゐるのです。これは何もアメリカと結びつけるだけで私は言うつもりはありません。たとえば、こんなことを言つちやいけませんけれども、局番をぐるぐる回すと交換手の人が出てくる、まだほんとうの自動化にならない局がありますね。局番だけ回すと交換手はいはいと出てくる。そして牧野さんのうちにつないでくださいと言ふとオーケーということになる、知り合ひだ。それは料金ももらえないでしやう、電電公社。それでしやう。具体的に言ひますよ。あなたが山形県の私の住んでゐるところのちよつといなかにいたとします。私、東京から、そこに出張しておる牧野さんに電話したいな、料金惜しいなといふときに、もし交換手がおつて〇三何何何と回すと交換手が出てくる。牧野さんそつちに出張してゐるでしやう、ちよつと出してください。はあ、そうですかと交換手が言つたら、料金ももらえないですね。そうですね。いまの電電公社の構造はそうなつてゐるのですよ。アメリカ軍はそれを極端に利用してゐるのじゃないですか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

いまの設備がちよつとわかりかねますのですが、私が山形まで電話をいたしまして、山形の基地へ電話するといふ意味でございまして、

○安宅委員 こういうことですよ。たとえば自動式になつてゐない局、小さないなかの局、そこに電話をする。その加入者は、一五〇番だとか六〇番だとかいふ小さな番号しかありません。それで〇三三五四だとか、山形あたりをうてすよ。ずっと局番呼ぶと、自動式じゃないですから、局の交換手が出てきますよ、東京から呼ぶと、ダイヤルを回す。それで何番つないでくださいと言ふと、そこから通話が始まつて、料金はあなたの

ほうに入る。交換手を知っておる人がおつて、そうして遠藤さんがそこ出張しているはずだけれども、私、友だちだから特別何とかして欲しいと言ったら、知っている人なら、遠藤さんのことならえんやと、そのままだら、あなたのところには料金が入らない仕組みでしょう。アメリカだけじゃないのですよ、これは。

○遠藤(正)説明員 わかりました。それはいわゆる半自動の場合だと思いますが、そのとおりでございましょう、もしそういうことをやれば、私はそういうことはないと思います。

○安宅委員 たとえばそういうことをやられても、技術的に規制することがいまいと、そこできないうちで言っているのです。それから法律的にもわからないはずだと言っているのです、そういうことをやったことは。そうですね。だからアメリカの場合には、もう東京から岩国でも横田でも三沢でも、みなやっていることはあたりまえのことだということを言っているのです。これはたいへんなことだ。今度コンピュータになつてますからわからないですよ。オンラインでやると、そしてそこからやってもかまわない。あるいは端末機をつけてうまくやったらと逃げられるような、そういうことがたくさん出てきません。電話だってそうなんです。だから、そういう場合には契約を取り消すというのを法律に書いてありますね。罰則も何もないので、すね。こんなことではないのですか。どうなんですか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。ただいまのお話のケースは、通信規制の対象になつていない問題ではないかと思ひます。つまり公衆通信法の規制対象外の問題ではないのか、こういうふうな理解するのでございしますが、いかがでございましょう。

○安宅委員 郵政大臣が認可した分はどうですか。——もういいですよ。電話だってそういうことをやられているのに、コンピュータのデータ通信のときは、もっと精密なことになっているかわ

りに、非常にそういうデリケートなところがあるのです。だから秘密の漏洩、そういうことを私はある新聞社の記事をもつて皆さんに示したけれども、結局どこでどうやったかわからないでしょう。公衆電気通信法では、あなた方がやる以上そういうことは予想されるのじゃないですか、ああいう産業スパイだとかいふようなことに関することが、そういう場合に契約を取り消すだけで、罰則もなしに、技術的にもそれを摘発する手段というのが、いまのところ電話でさえもないのに、コンピュータなんかになつたら、予想もしないじゃないかというのを聞いています。電電公社の中で予想しているのですか。そういうことを検討して何か論議をしたことがありますか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。先ほどから半自動の場合でも、公社の交換手といますから、そういうことがあればという御質問でございしましたが、私は、一応たてまえていたしましてそういうことではないと思つておるわけでございます。

それから、データの秘密漏洩につきましては、先生御存じのように、公衆電気通信法でございしますから、現在、有線電気通信法あるいは公衆法の中で秘密の漏洩に対する罰則がございします。それはそのまま適用になると私は聞いております。

○安宅委員 たとえばオンラインの場合には、それは公衆電気通信法のうち外じゃないかと簡単に監理官おっしゃるけれども、郵政大臣が個別に認可したものと、それから実際は技術水準がそれに達していればオーケーというふうなような通信回線を利用する場合、区別があるようですけれども、どちらもある程度の監督下に入る分の中でそういうことが起こり得る。それを阻止する技術的手段、それからそれを摘発する手段は電話でさえもない。アメリカ軍の中にそういう不正なことをやっているかどうか、試験機でも入れてびしとやるならいいけれども、単なる文書の取りかわしではどうにもならない現実の問題があるわけですから、こういうことを検討したことがありますか。

と聞いているのです。ないのでしょ、そういうことは。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。データ通信としてのデータ通信系から秘密を取り出す、内容を取り出すということは、現在の公衆法の規制に触れるわけではございまして、それに従う罰則にも適用される、こういうふうな考えでおります。

○安宅委員 秘密を取り出すだけじゃなくて、そういうことがやられるようなことになりかねませんよ。これは必ずなると思うのです、あなたは首を振っているけれども、それはいいです。そういうことについて検討したことはあるかと言つて、あるともないとも返事ができないところを見ると、検討したことがないとは断定いたします。

それでは聞きますが、先ほどアメリカ軍の話をしていただきましたが、そういうことまでやっているアメリカ軍の専用の施設、ここからは料金を取れないのじゃないですか、電電公社は、どうなんですか。

○遠藤(正)説明員 正式に専用料としていただいております。

○安宅委員 何か専用料としていただいておりますと言いますが、補修をしたとかこれとかの分は、電電公社でなしに日本の政府にアメリカは払っているけれども、電話の料金は、いま外務省との間に日米合同委員会、何億あるかなんというところで詰めているという話を聞いておりました、いただいてるのですか、どっちなんですか。

○遠藤(正)説明員 現在、折衝していただいておりますのは、終戦処理費と安全保障諸費によつて建設をされたものでありまして、それ以後専用線として提供したしておりますものについては、正規の料金をいただいております。

○安宅委員 それ以後というものは、どこの区間を前後に分けたのでしょうか。

○遠藤(正)説明員 そういうことを申し上げます、ただいま申し上げました、いわゆるTOW、

JGCP以外のものでありまして、種類というのは相当たくさんございしますけれども、金額にいたしますと、専用収入として現在までに三百四十八億ばかりいただいております。

○安宅委員 じゃ、いただけないのは、その後というふうにあなた言いましたが、その以前というの、どこを区間として前後というふうにおつしたかということをお聞かしていただくのですかね。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。ただいま問題になっておりますのは、いわゆる終戦処理費と安全保障諸費によつて建設されたもの、その区間のものであります。

○安宅委員 私の頭が悪いのかもしれませんが、たとえば講和条約、安保条約の結ばれた以前のもので以後のものとかいう区別がなしに、つまり終戦処理費によつてやつたもの、そういうものはまだ料金の規定がでない、こういう意味なんですか、どっちなんですか。その以前というの、その前につくつたものか、あとの分はみんないただいておるのか、前の分もみんないただいておるのか、どっちなんですか。

○遠藤(正)説明員 ただいま申し上げましたように、その期間の問題は、当時のものもございしますけれども、終戦処理費と安全保障諸費で支弁をされまして、その後公社に移管されたものについていま問題になっておる、こういう意味でございします。

○安宅委員 監理官、その金額は幾らくらいになりますか。またたいへん気の毒なんですけれども、外務省に出てくださいと私、言つたら、きょうは日米合同委員会があるから国会に出られないというのですよ。そんなばかなことないと思うのです。それでたいへん気の毒だけれども……。

○金子委員 外務省見えておりますよ。

○安宅委員 担当係じゃないのが来られても困るのですよ。

○金子委員 長 外務省見えておりますよ。

○金子委員 長 アメリカ局松田首席事務官という人を呼んでいる。

○安宅委員 そんなばかな話ありません。そのために政府委員なり、そういうものを任命しておくのです。国会は。あなたかわつてかわいそうだが……。そんなに外務省はアメリカがこわいのかね。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

終戦処理費とそれから安全保障諸費で支弁してつくれた施設についての専用の料金の問題については、いわゆる日本紛争料金ということで長年にわたって懸案になっている次第のものでございます。それでこれが解決につきましては、米側と外交レベルにおきまして鋭意折衝を重ねている現状でございます。いわゆる終戦処理費、それから安全保障諸費、これらでつくりました設備は、これは一つのアメリカの専用に属する特別の目的を持った政府資金でつくり、先ほど申し上げましたように、専用のアメリカ軍基地の運営の用に供するための施設のものでございます。この設備がどのくらいいたっているかと申し上げますと、かなりの年月がたつておるわけでありまして、これを系統的に使うというふうなふうにはわれわれは考えておらないわけでございます。したがって、向こうとの約束におきまして、これが障害になりまして、あるいは故障が起きたりしたときだけ修理して、だんだんと老朽していけばそれを使えなくなる、現実にございます。回線数も徐々に減つておまして、そうしてこれが米軍自身でつくりましたほかのマイクロウェーブその他の回線に乗りかわっているということになってきております。そこでわれわれはこれらの問題がその料金——料金を調停できないままにすることはなはだ問題でございますので、なるべく早くこれが解決するように向こうと鋭意折衝を重ねている次第でございます。

○安宅委員 そうしますと、それは施設だけではなくて、日本の国内において、日本人と同じようにアメリカ軍の基地だけであるかもしれぬが通話もしているだろうし、何か日本の従業員もその中に入っておったのじゃないですか、日本の従業員、電電公社の従業員をそういう施設に対して、どうなんですか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

ただいま私が申しました範囲のものにつきましては、基地外にわたる部分の主としてケーブル線路に関する部分のことでございます。

○安宅委員 では具体的に聞きますが、あるキャンプがある。その中に特別電話局というのをつくって、日本の従業員を入れて、日本の従業員よりもたいへん高い月給で昔入れておったものですが、そういう分のもの、料金なりあるいは電電公社でかつた経費、こういうものは料金をもらっているのですか、裁定不能の分になっているのですか、どちらですか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

それは料金をもらっております。そうしてそれはいわゆる施設交換機、構内交換機、それと同じような取り扱いにしておる次第でございます。

○安宅委員 それでは総理府の方でなにか来ておりますか。総理府の調達関係の人は来ておりませんか。どなたかわからないので……。

○金子委員 防衛施設庁補償課長がいます。

○安宅委員 それではなぜこういう問題で二十年間も、何というのでしようか紛争料金というのでしようか、安条条約によって施設を提供する、そういう場合どういふ料金の支払い方をするかというところが今日までまとまらなかったか、そのいきさつをちょっとあなたから説明していただきたい。

○佐久間説明員 お答えいたします。

私、実はことしの四月一日付で補償課長に任命されたものでございまして、私のほうは地位協定の十八条と申しまして、公務上、公務外のいろいろな事故、いわゆる米軍と日本側、あるいは第三者との間の事故を取り扱っている課でございます。施設の問題につきましては、部局が違いますが、何となくお答え申し上げます。まことに失礼します。

○安宅委員 委員長、こういう問題で聞きたいからおいで願いたいと言ったのに、まるっきり管轄が違ふ人が来たってこれは話にならないし、だれかみだりに通信監理官になってから二年でございまして、同じような答弁をされたのでは、これも困るので、それではどういふいきさつというものをのびしつとしない日本の政府というものがいけないうのじゃないでしょうか、私はそう思うのですよ。アメリカのことなら何でも下手に出なければならぬというふうな考え方は間違ひです。

それではその金額は、監理官、いま問題になっている、紛争になっている金は一体どのくらい見積もられておりますか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

現在紛争中の料金でございますので、金額が幾らというところは確定しておりませんので、申し上げることはむづかしいのでございますけれども、いまもしかりに公社の専用料金と同様に計算するならば八十三億程度になるということがかりに計算できるわけでございます。これはその料金が当然調停できる料金というのではなくて、調停できないままになっている料金であります。

○安宅委員 国会ですからね、監理官。あなたのほうでアメリカにどれだけ要求するか——外交的に外務省がそういうことをやるんだらいいのですよ。日米合同委員会あたりでやるんだらいい、やっただけでいい。ところが、電電公社としては、どういふ根拠によってこれだけ要求しているというふうな答えなければいけませんよ。それにもかかわらず何だか奥歯にもののはさまったみたいな答弁をする場所では、ここはいいはずなんです。あなたもそういうことはいいかぬです。ただ八十三億円を要求しているけれども、外務省とアメリカの折衝で、外交ルートでやっていますから、私ではどうも権限がございせんというのうのうだった話ばかりです。どうなんですか。かりにとか何とか言つたつて、向こうが、かりにと言ふんだら、それじゃ払わないと言われたらどうするのですか。

○安宅委員 委員長、こういう問題で聞きたいからおいで願いたいと言ったのに、まるっきり管轄が違ふ人が来たってこれは話にならないし、だれかみだりに通信監理官になってから二年でございまして、同じような答弁をされたのでは、これも困るので、それではどういふいきさつというものをのびしつとしない日本の政府というものがいけないうのじゃないでしょうか、私はそう思うのですよ。アメリカのことなら何でも下手に出なければならぬというふうな考え方は間違ひです。

それではその金額は、監理官、いま問題になっている、紛争になっている金は一体どのくらい見積もられておりますか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

先生先刻御存じのとおり、現在外交ルートにおいて交渉中の問題でございますので、ただいま内容をおし上げるわけにはいかぬ、こういうことになっております。(内容じやなく請求だ)と呼ぶ者あり。請求も同様でございます。

○安宅委員 請求額が言えないなんて、そんなばかなことはありませんよ。これははっきり言つてください。そんなこと言つたら、私は次の質問に立たない。だから国益というのは重大だと一番初めに限定したのはそういう意味なんです。だめだ。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

いま請求額という形で御質問がございましたので、請求額ということならあるいはむづかしいかもわからないのですが、御存じのように、本件は数年前から本委員会でも問題になっておりました。その場合に、公社が請求をしているという意味ではございせん、先ほど監理官からお答えいたしましたように、一般専用の場合と同じ計算をいたしました金額を計算をいたしております。その積み上げた金額が八十三億円でございまして、これは公社の債権として確定をしているとかあるいは滞納料金とかという形で財務諸表に載つておるものでないということも、本委員会に御答弁をしておるわけでございまして、したがって、いま一般専用として計算をいたしました場合の金額といたしましては、八十三億円という金額が一応本件について残されておる数字でございます。

○安宅委員 おかしいですね。紛争というのは——私が質問に立たないといつてがなんぼっているのはそれなんです。紛争だつたら、こっちが何ぼ主張し、向こうが何ぼ主張し、したがって合わないといふんだつたら紛争ですよ。損金もしてないし、請求もしてないし、貸し倒れでもない、何だかわからないけれども、そういうことを要求しているなんていふたら、向こうだつて払うわけがない。おれだつて払わない。そんなばかなことが

あるものか。はつきりしてくださいよ。

○牧野政府委員　お答え申し上げます。

ただいま日米の間で考え方について大いに議論いたしております。その考え方の内容等につきましては外交交渉上に遷移いたしておりますので、申し上げることを差し控えさせていただきます。い、こう申し上げておる次第でございます。

○安宅委員　それでは私、もう質問に立たないと

○牧野政府委員 私の答弁がたいへん徹底で失礼申し上げました。この紛争料金のもとになりました問題は、日米安全保障条約第六条に基づきますところの地位協定第二条及び七条の問題から発

しているわけでございます。米軍は、これは米軍のためにある施設であつて、これが当然提供さるべき、無償で使えるものだといふ解釈に二条によつて立つておるのと、そうではなくて、これは公共の役務として日本政府が提供しておるもので、当然有償で提供されるものだといふところの解釈の相違から出発して今日に至つてゐる次第でございます。

○安宅委員 それはわかつているのですよ。だから紛争が起きているのでしよう。そんなことは前からわかつていますよ。だけれども有償でやるべきだという主張を日本政府はしたのでしよう。だから紛争が起きているのでしよう。電電公社でそれを計算して、どれくらい損したといわれたからあなたのほうで出したのか、日本政府からいわれてそうしたのか、あるいは電電公社があなたの方の利益を代表してアメリカ側に当たっているのか、そのいきさつはどうなのか聞きたいと思って、特別調達庁というのですか、そっちのほうのお役人さんをお呼んだら係の違う人が来たから、かわいそうだけれども、あなたをいじめることになりましたがというのでこういう話をしているのです。あなた汗ふきぶきだからたいへん気の毒なんだが、これはいいでしょう。絶対これだけは言えないということはない。請求額は言ってもらわなければなりませんよ。これだけ言ったらあととは言いませんよ。これは具体的に、コンピュータになった場合のいろいろな犯罪や行き違いが起きる一つの例として引用しただけでありますから、あとで詰めますよ。だけれども請求額は言ってもらわなければいけませんよ。

○牧野政府委員 長年にわたる紛争ではございませけれども、昭和三十年にこの保守協定を締結いたしました際に、これに要する保守の実費を請求をしておりますし、その目からまた専用線として計算するならば、この程度の額になるということを向こうに通知をいたしております。

○安宅委員 わかった。

それで今度は、料金の問題に私は入らせていた

だきます。公衆電気通信法第一条、これは土橋さんなんかもこの間も何回も読んでおられました。が、あまりにも不公平ですよ。だからアメリカあたりだと、アメリカには公平過ぎるみたいなことをやっておきながら、あまり公平でないことをあなた方は日本の国民にはうんとやっている。だからさつき姫さんが質問しておったその専用線と同じ料金を取るか、度数制でやるかによってコンピュータの利用のしかたがたいへん違うのじゃないかという話まで出ておるようですけれども、私らの本能的な感覚でいきますと、大体どういう発展をするかということは別にして、たいへん大きな産業だけがこのデータ通信の施設を使うためにたいへん大きな受益がある。そして小さい企業なんかはなかなか金がないからつけられない。やとつけたと思っても大した効果がない。それから一般の国民の中に、私、安宅常彦が端末機器をつけたということは考えられないですよ。八百屋さんだって木屋さんだって、いまの時代そんなこと考えられませんか。そういう状態では公平でない事態がこのデータ通信の利用のやり方によっては判然と出てくるのじゃないですか。そういうことについてどういうふうに調整をしたらいいかなどという討論を電電公社の中であるいは郵政省の中でやったことがありますか、監理官。

○牧野政府委員　お答え申し上げます。

データ通信の料金につきましては、電電公社からの申請に基づきまして、私らが審査をいたしました大臣の認可を得て認可するわけでございますが、その際、ただいま大企業に偏するとか偏しないとかいうことは一切考えの中に入れないで、公平にこれを認可いたしておるものと考えております。

○安宅委員　牧野さん、何か電電公社のPRのときに、あなたうまいこと言っていますよ。大きな産業なんかかつてにやりますよ、そういうようにして民間に開放するのが正しいとある人が言ったら、高くつきますよとあなた言っているのです、書いてあるのだから。電電公社がやったほうがい

書いてあるのだから。電電公社がやったほうがい

い、つまり大資本が自前でやろうとすればすごく高くつく、電電公社では安くつきますよと、裏返しのことを言っているんですから。そういうことで、電電公社のこのデータ通信を利用することによって、大きな産業は不自由かもしれないけれども、一々大臣の認可を取るから、大臣の顔を見るだけでいいやな産業があるかもしれないけれども、利用したらよろしいですよということをあなたが発言しているじゃありませんか。

○牧野政府委員 電電公社のデータ通信と民間が行なうデータ通信との間は、これは全く公平に取り扱うべき問題でございまして、電電公社だから安くするということは毛頭考えておりません。それから回線の使用料につきましては、電電公社は自前の回線を使うからおそらく安くするであろうという、巷間伝えられるうわさがございますが、そういうことは一切いたしておりません。今後もしたす意図はございません。回線の使用料につきましては、民間が行なうデータ通信の使用料も、公社の行なう回線使用料も同額にこれを計算して料金を設定するようにいたしております。

○安宅委員 それでは、いまの電話を使う専用料金などをこえないような範囲内でひとつ料金決定をしようじゃないかという、通産省側と何かいろいろ約束ごとがあると私聞いておるのですが、それはありませんか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。そういうことは一切ございません。

○安宅委員 それでは、これはその予算の範囲内という法律はおかしいではないかと堀さんが追及いたしましたね。それに関連をするのですが、したがって私たちは、これは法定料金にしてもらわなければならぬという考え方をあくまで変えません。したがって、どうしてもあなた方がそれを拒否されるのだったら——これはいま始まることですから、途中じゃないんですよ。そのときどんな料金になるかも知らないで、国会議員がぼやっとして賛成なんて言って通過させることはできないじゃないですか。国会はそれほどのもの

きないじゃないですか。国会はそれほどのものわ

きないじゃないですか。国会はそれほどのものわ

きないじゃないですか。国会はそれほどのものわ

きないじゃないですか。国会はそれほどのものわ

からない者の集まりだと思っておるのかどうか知りませぬけれども、そういう料金を含めた政令なり、そういうものの大まかな範囲というものをいまここであなたは明らかにすることはできませんか。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

データ通信というのは、御案内のとおり、たまたま始まったばかりの一つの通信形態でございますが、この技術というものは日進月歩で、とどまるところ知らないほど進むものでございます。そしてこれを固定的にきめてしまうことによつて、将来の発達の障害になりあるいはいたすに高い料金になつてしまふというのを防ぐために、これをそのつどのケース・バイ・ケースで大臣の認可によつて定めようというのがこの趣旨でございます。

○安宅委員 裏を返せば、国会議員さんは頭がいたいからなかなか事態に対応できないので、役人さんでせめればそういう流動的な事態に対処できるのでわれわれがきめます、こういう答弁でしょうか、私はひねくれ者だから聞こえない。それだったら、そういう政令を出す場合に、この法律は私は反対ですから通るとは思つていませんけれども、万が一通つた場合には、たとえばいろいろな委員会を設けるとか、さつきから話がありますが、そういう政令を出しになるという場合に、今日こういう状況なのでこういうふうにしたというところを国会に相談するなり、そういう心がまえはないでしようか、大臣、どうですか。

○井出国務大臣 法律のためには大臣認可というところでございますから、これを実施するにあたりましては、いまおっしゃるように、郵便の場合は郵政審議会というものがございまして、何かそれに類似したようなそういう機関というものをひとつ考えてみよう、こういうふうにしておりま

す。

○安宅委員 もし通つた場合は、法律はあなたの権限だから、たとえば事前にこういうふうにしたかどうかということでは本委員会あたりに相談をす

るといいますか、そういうことは考えていないわけですか、考えているのですか、どっちですか。別な機関をつくるみたいなあなたのお話ですが、私は相談するかしらないかと聞いているのです。

○井出国務大臣 直接国会との関連において考えてはおりません。しかし委員会等は始終あるわけでありまして、御報告を申し上げるということではございませう。

○安宅委員 わかりました。

それで、このデータ通信を始める前提として、日本的なグループ料金制とあなた方が言っているいわゆる広域時分制というものをとられたわけですが、この問題で私はどうもこのつくり方があまりごちないんじゃないかと思つてゐるのです。ほかの国でも、たとえば英国あたりの例もあります。日本独自の方針でけつこうですけれども、隣接地域もこれは何とどうなのでしょう、区域内通話と同じ料金であつた方がいいじゃないか、私はそう思つてゐるのですが、このことについて電電公社のほうからは、それはいいじゃないかとあなたは思ふかもしれないけれども、思ふなという答弁しか出てこないと思ひますが、こういうことについて何か検討したことありますか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

グループ料金制と申しますと、大体イギリスのことがいつも中心点でございます。いま先生のおっしゃいましたのもイギリスのいわゆるグループ料金制の状況でございますが、これについては私も十分に検討いたしました。その結果、これを直ちに日本に導入することができない一つの理由は、これは御存じのように、基本料というものが大体日本の倍ぐらゐの高さで全国均一で定められておる点が一ポイントございます。それからこれは英國の地理的な特徴であらうかと思ふのでございしますが、隣接の次の段階へ行くときに、大体現在の英國で申しまして中と外とで十八倍の格差になります。この格差につきましては現在英國でもすでに批判の声が上がつてゐるようでござい

が、特に日本のように人家連綿の傾向の激しいところでは、これは隣接まではよろしいのですが、その次の非隣接へ行きますときに十八倍の格差が出るという点は英國以上に問題ではなからうか。そういうたような諸点を検討いたしました。そのままとするということではなく、先ほど先生もおっしゃいましたように、今度の広域時分制というものが私どもがいわゆる日本式グループ料金制として現状でできる制度であらう、こういうぐあいに考えております。

○安宅委員 そうすると、隣接地域まではまあ何とか同じにかりにしたとしても、その次の段階の階段がいきなり上がるから少し上げてやれ、こういうことになつたという意味にとつていいですか。

○遠藤(正)説明員 お答えします。

もちろんこれを日本に適用しますときには、収支の点も考えなくちゃいけないのでありますが、その点は別にいたしまして、純粹に英國の形をそのままとりました場合に、いま先生のおっしゃいましたように非隣接のところ十八倍というような格差が出るよりは、もっと全体的な非常になだらかな形のほうがわが國の事情に合うのじゃないか、こういうぐあいに思つてゐるわけでございます。

○安宅委員 たいへん都合のいいときはあなた方そう言うのですよ。上げたときは、階段をなめらかにしたいから少し上げたのだということでしょう。いいじゃないですか、いままでの料金はこつちのほうは上げないのですから、隣接以外のところはそのままなんです。だからそういうところは本来ならば、もう少しなくたって一向その影響がないのじゃないですか。この前までの通信委員会のいろいろな質疑応答を聞いておつたら、この隣接の料金を少し上げたからといって電電公社の収支というのはいささか影響ないのだと盛んにいままで言つておつたはずですから、そういうことを区域内の料金と同じにしてみたところでは、それ

をちよつと聞きたいですね。その次の段階へいきなり上がったとか上がらないとかいうのは理由にならないでしよう。

○遠藤(正)説明員 お答えします。

いま安宅先生のおっしゃいましたように、隣接区域のいまの案のそのままとりますと、三分というところになるかと思ひます。そういたしますと、いまの案では八十秒でございますから、これはたいへんな減収になります。したがひまして、増収分と減収分の割り振りをいたしますと、その案は實際問題としてこのままではとれないわけでございます。ただ私が先ほど申し上げましたのは、かりにそういう収支面を別にいたしましたも、今度は非隣接に行きますときに三分から一挙に六十秒以下になつていくという点があまりにも格差が激しいのではないか、こういうことを申し上げたわけでございます。

○安宅委員 それであなたのほうでは、この間の委員会でも聞いていたら、どんなところに電話をかけるかという公社の資料を出しておりましたが、私らあの資料がどういふところをピックアップしてお調べになつたかわかりませんが、やっぱり商売をなさつてゐる方や企業をやつてゐる人たちを中心にはピックアップした調査じゃないかと思ふのです。私らの場合ずっと階層別に見てみますと、一般の市民、一般の國民というの、区域内通話か隣接地にかける通話が大部分なんです。だからこういう場合には、私らは大体普通市内通話と同じようなそういう考え方であつたほうがいいのではないか。そして広域時分制が採用されるということになるものにもかぶるのが一般の國民であつて、隣接区域は少し値下げをしたのだというふうにあなた方は言うけれども、三分に切られた区域内通話との関連で計算しますと、たいへんな値上がりになるのです。大体一三割ぐらゐの値上がりになります。そういうことになるのです。だから、いつでしたか市外通話を三分三分とか三分一分制とかいうので議論したときにも、あなたのほうではこれは公社の収支はほとんどで

ざいます、値上げではございませんと云って盛んにがんばったのですが、あのときだつてそれ以後もうかたのじやないですか。とんとんだつたですか。あなたのほうでとんとんだと言ふときは、大体もうかるようないしけにけになつてゐるのじやないですか。

○遠藤(正)説明員 お答えします。

ただいま先生がおっしゃいましたように、一般の方は旧市内通話あるいは新しい区域内通話あるいは隣接の区域内の通話が一番多いことは私もそのとおりだと思つてゐます。ただ旧市内通話加入区域というものは、いかに参りますと非常に狭うございまして、東京のような広いところ以外では、旧市内通話よりもむしろ先生のおっしゃいましたように、新しい区域内通話あるいは隣接区域内通話が占める率が高つてゐると思つてゐます。その区域につきましては現在におきましても御承知のように八十秒七円という区切りをいたしておるわけでございます。これを八十秒から百八十秒に、つまり百秒安くなるわけでございます。隣接に参りますと、六十秒七円という区切りを現在もやっておるわけでございます。これが六十秒から八十秒というように三分の一ばかり安くなるわけでございます。したがうしまして、それらの点から申しまして、私は一般の方には、むしろいなかの方により多くございまして、むしろそれに対応する旧市内通話の無制限が三分区切りになるというのを補つて余りがあるのではなからうかと思つておるわけでございます。

○安宅委員 これはたいへんな答弁ですね。余りがあるというのではないはずだということです、ぼくは。隣接地域は少し安かつたかつこうを見せ、実際安かつたのですから、かつこうだけじやないでしようが、市内通話、つまり区域内通話を三分でしつぽをちよん切つたために、そういうことでもろにかぶる料金値上げの実際のかぶる分と、隣接地域を少し下げてもらった分でどれくらいのことになるかという、大体市内や隣接地域

だけ電話をかけておる人方からみれば、たいへんな値上げになるのだと私は見ている。何とかして余りがあるとなつては言いますが、これはたいへんな違いが出てくるのですけれども、それはデータのとり方が違ふのじやないでしょうか。どうでしょうか。そう思つてゐますか。あとでもし電電公社がそのためにたいへん増収になつたというところが明らかになつたら、あなたは責任を持たなければなりませんよ、何とかに余りがあるなんということを言つたら、どうですか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

私は、先ほどの先生のおっしゃいましたように、区域内通話あるいは隣接区域内通話というものが非常に一般の方のおかけになる面としては多い面があるという面に着目をしてゐまして、そこに今度重点的に秒数をふやしたわけでございますから、そういう意味で申し上げておるわけでございます。

○安宅委員 そういう気持ちにはわかりませんがね。大体中小商店でも何でも、鹿兒島とか札幌あたりに山形あたりから電話をかける人というのはあまりいないのですよ。隣接地域あたりが取引は多いのですよ。だから、そういう人を含めると、私は一般の人、サラリーマンを対象にしているのではない。小さな商店とかみんなそうでしょう。ですから、もしあなたのほうでそういうふうにならば、のだったら、私は言いますけれども、隣接地域を少し下げたというのだったら、それで料金値上げをもろにかぶる中小零細の企業者もあるのだから、私もそれはそれじや三分で七円といわないで、たとえば今度隣接地域との階段があまりな過ぎるというのだったら、階段をびつこにしないためにも区域内通話は大体三分できめるといつたつて、三分できまらない通話が案外あるのですよ。あなたのほうでは統計上ないと先ほどずつと云つていましたけれども、これは五分くらいにやつてみたらどうかと思うのです。そうすると階段は、区域内通話と隣接地域とそれからその次の地域との階段はたいへんうまく平均がとれるのじやないかと

私は思うのです。私の個人の考え方ですが、どうですか。そうすると、国民の影響というものは、一般の中小零細企業や一般の国民の負担増というものはある程度消される、私はこう思つてゐるのです。どうですか。

○遠藤(正)説明員 お答えします。

いまの増減ゼロという原則をそのまま貫かしていただきますと、五分という案にいたしますと、増収分に立つ分が非常に減るわけでございます。したがうしまして、その分で隣接・非隣接をいたそうとしたとしても、増減収ゼロという範囲の中でやるためには、現在の案のような形はできないわけでございます。現在の八十秒でございますが、区域内の八十秒を三分にする、あるいは隣接六十秒を八十秒にするというふうなこともできなくなるわけでございます。格差がますます激しくなるうかと思つてゐます。

○安宅委員 なぜできないのですか。

○遠藤(正)説明員 私は、申し上げましたように、増減収ゼロという原則に立ちますと、五分七円ということにいたしますと、増収面が四十四年ベースで申しますと、百六十億というのが非常に減るわけでございます。したがうしまして、減収面を立てる場合に、その原資がそれだけなくなるわけでございますから、事実上不可能になる、こういうわけでございます。

○安宅委員 わかりました。あなた方は、国民が物価値上げということに非常に神経をとがらしている時代だということを頭から離して、公社の収支をおもに頭に置いてそういうことを答弁していただけると思ひます。しかも私たちの計算でいけば、それは増収が減るということとは、どこまでもプラス、マイナスで考えてみた場合に、私が言ったような案でいけばマイナスになるということだとあなた方は断定しておるようですね。私たちの計算でいけばマイナスにならない。私たちの考え方では、ちよんどうとんとんになるのではないかと考へ方を持つてゐる。それで言つてゐるのですが、どうにもしかたが

ないというのだったら、いいでしょう、もう譲る気もないようですから。

ただ、私はサービス面をいくならば、たとえば区域内通話について一〇〇番の制度、取り扱いをやらないということになつておるようですね。けれども、事実だとすれば、これはたいへんなことじやないでしようかね。たとえば私の町を例にとりまして、私は村山というところに住んでゐますが、隣に東根という温泉がありますよ。そうすると、そこに旅館から、ここにいるから今晩泊まるぞなんて細君に電話をかけたときに、いままでだったらどうということはないんですが、旅館の場合、一日じゅうかけたつて七円だったものが、今度三分で切られた場合に、たいへん困つたことになるのじやないですか。旅館やなんかは、それであなたはそれに対して何か度数計みたいなのを配るのだから言つてゐましたが、何か聞くところによると、秒時計みたいなのも、変なものらしいですね。あれはどうなんですかね、こんなことをやつたつて、おかしじやありませんか。

○遠藤(正)説明員 お答えします。

ちよつと先生誤解をされておるのかもわかりませんが、たいへん失礼でございますが、区域内通話の中の旧市内通話だけは従前どおり一〇〇番扱いをいたしません。しかし、準市内通話の部分は一〇〇番扱いをいたしません。したがうしまして、その旧市内通話の三分の二について簡単な時計をサービスとして提供するつもりでおりますが、それは秒時計というふうなものではございませんで、まあそれよりはやや高級でございます。そういう時計でございます。

○安宅委員 そうしますと、あれですか、一〇〇番というものは、その区域内通話というのは広がつたでしよう。もとの市内通話とは違つた意味での区域内通話になります。そうじやないですか、そうですね。そういうところあるのじやないですか。現実にはそういうところは困るじやないかというところを聞いているのです。誤解も何もありません。

○遠藤(正)説明員 そのとおりでございます。旧市内通話についてでございます。

○安宅委員 広がった分ですね。三分で区切られるでしょう。そうしたら、十分も二十分も三十分も長話されたら、その旅館は困るじゃないかといふことを聞いているんです。いままで通り七円置かれて、はい、さういふことを言っているのです。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

○安宅委員 時間がたつていまして、一〇番扱いはいたしませんか。わりと三分の時分計を、非常によくお使いになる方とか、いまの旅館のような方には提供するつもりで検討いたしております。

○安宅委員 時間がないようですから、料金の制度の基本的な問題についてきょうは言いたかったのですが、あと迷惑をかけている分を言いますと、さっき言ったのですけれども、そのために時間を食っちゃいました、私、最後に迷惑をかけている事例をちょっと申し上げてみたいと思っております。

もとの農集電話、いまの地集電話ですね、こういう場合の料金の取り扱いはどうなっているのでしょうか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

地集の料金につきましては、地集はほとんど農協が関係でございまして、農協というものを利用しておりますので、農協というものを利用しております。昨年からは農協を公社の正式な取扱い機関として扱っております。したがって、具体的には県信用農業協同組合と通信部で契約をして、農協が一括徴収事務をやる、こういう形にしております。それに対して請求書、領収証等を郵送する郵便等は、負担をいたしております。

○安宅委員 これはサービスの面からいうと重要な問題です。これは軽視をしてもいいたくないので、農協は支払うところの義務はないでしよう。電話料を払うということで貯金をしてもらうか、

それによつて徴収する手続をするだけですから、それはいいですよ。もし料金を払えないような人がおつた場合には、その地集の代表者に催促がいくのです。そうでしょう。農協は催促してくれないです。ですから、その代表者は何とか地集をとりたいて思つて、安宅常務なら安宅常務が代表者になつていった。その代表者が死ぬまで責任を持たされて、電話局から集めてくれとか何とかいふてくるのです。あなたは農協に貯金もしてないから何とかしてください。通信文でいふたり、自転車で行つたりしてたいへん忙しいのです。電電公社は報酬もくれなければ、ただ走りさせているのです。そんな制度は改める意思はありますか。

○遠藤(正)説明員 お答えします。

今後検討させていただきます。

○安宅委員 改めるように検討するのですか。一生一代、死ぬまでやつたつて、初めのうちはいいけれども……。

○遠藤(正)説明員 前向きな姿勢で検討させていただきます。

○安宅委員 もうここまできたら時間だ、時間だと攻められて、重要なところがおかしなところだ、電報の料金ですね。たいへん配達の人件費でまいつているのだということだから、あまり関係がないなんて笑われるかもしれないが、もし料金をこんなに大幅に値上げをするのだしたら、私反対です。しかしながら、たとえば「チキキ」だとか、それから重要な非常に利用数の多い電文、こういうものを例文か何か簡単な符号にして、通信文を短くして料金を実質上安くしてやる、そういうような意図はありますか。

○中林説明員 お答えいたします。

ただいまの安宅委員のお説は、社会政策的な見地からの御意見かと思ひますが、現実的な問題といたしまして、緊急電報というものを略号を設けるということにつきましては、この略号を設ける範囲というものをどういったふうに限定するか

というふうな点、あるいはまた緊急電報と申しましても非常にいろいろなケース、いろいろな場合がございまして、こういふものを一つのパターン化するということは非常に困難であるといふような点、それからもう一つは、いわゆる緊急電報といふたようなものは、たとえば月に一回だとかあるいは一年に何回も打つ、そういうことではなくて、一年に一度か二度といった御利用でございまして、現在の電報の事業の赤字の実態といふようなものから見れば、二十五百五十円といふ程度の御負担といふものもお許しを願えるのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○安宅委員 あなた方は赤字になるか黒字になる

かだけで頭がいびいだから、そうなるんですよ。そういう大きな値上げをして国民から指弾を食うというふうな場合には、これくらいはサービスをした方がいいんじゃないかという意味で私は言つてゐるのですが、全然そういう気はないのですか。

○中林説明員 基本料だけをとりますと、六十円から百五十円といふ相当大幅な値上げになります。二十五円といふ点に着目いたしますと、現行料金で九十円といふものが百五十円といふことで一・七倍程度になります。さういふ値上げでございます。それから今回の基本料といふものも戦前の物価に比較いたしますと、戦前の基本料がたしか十五円三十銭でございまして、今度百五十円となりますと五百倍でございます。ほかの公共料金といふものが大体戦前の六百倍前後でございます。今度値上げをいたしまして、バランスからいってもまだ低い程度でございます。から、この程度は御理解願ひたいと思ひます。

○安宅委員 最後です。公衆電気通信法の第一条に「あまねく、且つ、公平に」ということが書いてあるんですが、たとえば設備料がめちやくちや上がる。そのほかに債券を買わなければならぬ。二重の——設備料と債券の関係というのは非常に重要なことだと思ふのですけれども、電話の料金決定の原則というものをきちんとしうようでは

ないかといふことは、もうずっと前からこの通信委員会でも何回も何回も論議をされたことでありますから、きょうはあまり詳しくは言いませんけれども、結局データ通信にいたしまして——これはデータ通信をつくるためにこういういろいろな制限を受けてしまつていくわけですよ。それで大衆は非常に高い電話でやらなければならぬし、そして専用線を使うデータ通信の人といふのは、何といふんですか、企業に対する利益がものすごく大きい、こういうことを私らはぬぐい去るわけにまいりません。さういふと、今度はアメリカあたりの料金も取るのか取らないのか、さつぱりわからない。農集電話、地集電話の場合には、今度料金の徴収事務までただ働きをさせて、そして放置をしておく。あるいはまた電話をつけようと思つて一万円のとときに電話を申し込んだのに、公社の都合でおそくなつたんです。これは申し込んだ人の都合でおそくなつたんじゃない。そして四年間も五年間も投げておいて、結局は五万円のとときにつけざるを得ない。こんな商取引は世の中になんない。これはあまねく公平じゃないと思ふのです。大都市の場合にはさくつきまいて、いなかの場合にはさくつきまいて、あまねく公平じゃないでしよう。さういふことをそのまゝにして、経過措置もとらないで、さうして料金をいきなり上げるといふことは、これはすべて大衆のための公衆電気通信ではなくて、もはやアメリカさんが料金をただでうまうまかけても摘発することでもできない、あるいはそれを阻止することも技術的にできない、あるいはそれを阻止することでも、片方は投げておいてさういふことをしておくなんというふうな、要すれば、特に設備料なんといふものは詐欺みたいなものじゃないかと思ふのです。電話を一万円ずつけますよといふて、今度は途中から、まだつけないうちからいきなり料金を上げますよといふ契約は世の中になんないですよ。こういうことは経過措置をとるなり、もう少しあなた方は考えなければならぬんじゃないかと思ひます。こんなことは常識ですよ。さういふ

大衆を無視したあり方ということは、私はどうしても納得できませんね。こんなものは詐欺行為みたいなものです。これは問題じゃないですか。郵政大臣、これはもうきょうで質疑は終わりだから、どうせ討論だろうと思ってあなたは目をつぶっておられるかもしれぬが、そういうことについて、最終的な段階で、四年も待っている人で一万円くらいのときから申し込んでおる人は半分にすると何かかすというあなたの方の見解、こういうことを述べるくらいは意思はないですか。私は一千万で申し込んだ人は一千万だと思っていまして、そういうことについて、与党の皆さんも、時間だ、安宅君などと言わないで、もう少し真剣に考えて、これは役所だけいじめたつてどうにもならない、おかしいというところはお互いにお互いの討論の中で結論を出すのが正しいのでございまして、与野党が相談する機会が最後にあつてもいいんじゃないかと思うのですが、どうですか、委員長。あなたはそういうことを考えてみてもいいんじゃないでしょうか。委員長に質問するといふこともおかしいから私はいませんけれども、大臣、どうですか、そういうことで委員長と話をするくらいは度量はありませんかね。

○井出國務大臣 先ほどからずっと傾聴しております。安宅さん、非常に大衆の立場に立つて種御指摘のありましたことは、私も十分拳々服膺しなければならぬ点であります。ただ問題は、従来もお答えをしましりまして、これはどうも御満足のことというところへ参りかねるわけでありまして、御指摘の点はそれぞれ一理あるというふうにも私も思うのでありますが、さりとて一方においては料金の今回の体系というものの、まづさう踏み切らなければならぬという私どもの苦衷をもひとつお聞き取りをいたしまして、この点は御容赦をお願いしたいわけでありまして、○安宅委員 いまの大臣の答弁は、拳々服膺するということとはまるきり反対な答弁だということを確認して、私の質問を終わります。

○金子委員長 中野明君。

○中野(明)委員 だいぶ皆さんお疲れのところですが、引き続きやらさせていただきます。最初に、いま四月の終わりでありますが、四十五年度の決算の状況が大体わかつていっているのじゃないかと思うのですが、あらまし報告していただきたいのです。

○好本説明員 お答え申し上げます。四十五年度の決算状況でございますが、六月の末日までに完了するという目途で目下作業中でございますので、したがって、現在の時点では、最も新しいものといましては二月末の現在でございます。決算数値が確定しておりますけれども、この四十六年二月末の現在で見ますと、まず事業収入の面におきましては、四十五年度予算の収入額一兆四百四十四億円でございまして、これに對しまして、二月末現在で九千八百五十八億円でございまして、これは年間の予算額に對しまして九四・四％に相なるわけでございまして、ちなみに前年度同期、四十五年の二月末の達成率を見ますと、九五・五％でございまして、約一％下回っております。これは、四十五年の十月以降景気の停滞と符節を合しまして収入が伸び悩んでまいりました。こういうふうな関係で、昨年の前年度同期と比べて約一％下回っております。九四・四％の収入実績が出ております。また、事業支出の面でございますが、御案内のような職員の給与に關する四十五年度の仲裁裁定の実施、これは四百三十億ばかりかかったわけでございまして、そういうものの、あるいは業績手当その他四十五年度予算に計上しておりますが、予定していなかった支出が相当高くございまして、今年度は前年度と比べますと、四十四年度の決算におきましては二百六十八億円の利益を生んだわけでございまして、四十五年度の決算では、利益額は前年度のような利益をあげることは困難ではないかというふうにたまたま考えておる次第でござい

○中野(明)委員 大体の利益の推定額はどの程度見ておられますか。

○好本説明員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、二月まではわかつておりましたが、あと一カ月がわからないのでございまして、例年三月期は非常に大きな支出が、普通の、三月以外の月の二倍くらいの支出がございまして、またその他のいろいろな勘定間のやりくりその他もございまして、明確にはちょっと見通しがむずかしいわけでございまして、相当大胆に考えてみますと、先ほど申し上げました四十五年度のベースアップというのは、電電公社にとりましては例年になく大きな額でございまして、それから、一兆四百四十四億円の予算の収入額に對しまして大体三・五％くらいの増収が二月までであつたのではないと思われまして、大体三・五％くらい増収がございまして、先ほど申し上げました六十億の増収がある。しかしながら、先ほど申し上げましたようないろいろな大きな予算に計上した、見込まなかつた支出増がございまして、いろいろやりまして、昨年度の利益が二百六十八億でございまして、今年度は大体これの半分くらいか四百、五十億くらいではなからうかというふうな考えをしておりますが、これもまだ私の見込みでござい

○中野(明)委員 決算を六月をめどとおっしゃっているわけですが、公社はデータ通信も力を入れてやられるというのでりっぱなコンピュータもあるのではないかとおもうのですが、そういう観点からいいますと、いまごろ、もう三月が終つて一カ月、まさに五月になろうとしているのですから、この時点でまだいまのようないかげんなお話はどうも私うなずけないのですが、相当利益があつていふんじゃないか、そういう見通しがあればこそ弾力案項もやられたのではないか、そのように考えているわけですが、先ほど安宅さんもお話しになっていましたように、改正のときにはいつもプラスマイナス・ゼロになるということ

絶えず国会で議論になっているのですが、決算を見ますとたいがい大幅な黒字になっております。ですから、そういうことから見ますと、今度の問題も順を追って私、尋ねていきたいと思ひますが、収入のほうはかなり控へ目に見られてプラスマイナス・ゼロになっているというふうなしかとれないわけですが、いままだはつきりしたことが言えないとおっしゃるので、これ以上申し上げても押し問答のように思ひますが、ほんとうならば、これだけデータ通信でコンピュータもやましくなつてきているわけですから、三月三十日が終わつたらもう十日くらいの間には大体の決算の見通しがついて次の手が打っていけるというふうになつていなければ意味がないのではないかと、私はこのように思ひます。しかし、いまさうおっしゃるので、それ以上申し上げても並行線であつたから、いま私の申し上げている意味をおわかりいただければけっこうだと思ひます。

法案の順番に従つてちよつと尋ねていき

○中林説明員 お答えいたします。現在の電報の利用制度というものは、まあ大体戦前あるいは戦後でもまだ印刷通信になる前に、あるいは中継機械化になる前にでき上つた制度でございまして、たとえば市内電報制度というものがございまして、これを一般の市外電報に對しまして割引をしておるわけでございましてけれども、これは昔の市内というものが非常に狭い時代——現在の市町村合併というものによつて市内というものが非常に広がつておる、こういう時代、現状というものがそぐわなくなつて

いる。あるいはまた各種の市内電報もそうでござい
ますが、同文電報でありますとか、あるいは翌
日配達電報でございまして、こういったものは
すべてかつてのモース通信の時代で、そして人
手によって中継をやっておったという時代、電報
事業の中で通信というものの比重が非常に大き
かった。大體戦後、二十七年、八年、まだ公社に
なるかなぬかのころには、大ざっぱにいって通信
の比重というのは電報の三分の二くらいを占めて
おったように考えておるのでございしますが、それ
がその後通信というものが全部印刷化される、そ
れからまた中継というものが人手によらないで全
部機械化される。現在通信というものは、全体に
おける比率というものはその大體三分の一程度に
減つてまいつておりまして、むしろ配達のほうに
大きな比重がかつてきておる。配達のほうはな
かなか合理化というものができたい現状でござ
いまして、各種の割引制度というものはそういった
通信部門の節約、それからまた回線というものが
非常に少なく、また貴重であつたという時代の通
信の節約といひますか、省略といひますか、そう
いったものから割引の理由があつた、そういう時
代に設けたもので、現状というものは非常にそ
ぐわなくなつてまいつておる、こういうことでご
ざいます。

○中野(明)委員 いまの御説明ではどうも私ひん

ときませんが、たとへて言えば、この前が党の
樋上さんが聞いたときに、ちよつと結論が出てな
いようですけれども、この慶弔電報ですね、これ
なんか非常に伸びてきているようです。その趣
旨からいひまして、実情にそぐわないものでは
ないと思ひます。この慶弔電報というのは、その
内容がかなり伸びてきているということとは、それ
だけ必要性があるということですが、こういう点
も、慶弔電報を廃止してはたしてどれだけ公社が
得をするかということなんですが、決して私、得
になつてゐると思ひません。事実必要ならば
慶弔電報と同じ内容で、同じ電文で打てば同じこ
とですから、ただきれいな紙で封筒に入れて持つ

ていくというだけの紙代が違ふだけでしょう。そ
ういう点、慶弔電報を廃止された根本の理由は何
でしょうか。

○中林説明員 お答えいたします。

お説のとおり、慶弔電報につきましても、例年
これは相当伸びてまいつております。最近ここ
一、二年、二千数百万通というところで若干頭打
ち的ではありますけれども、減つてはおりませ
ん。全体の通数の中で占める比率といひまして
は、全体の通数というものは減つておりますから
比率の点におきましては相当大きな比重を占めて
おります。お説のとおり、慶弔電報につきましても
は、私も当初慶弔電報制度そのものを廃止す
るといつたような考え方ではなくして、慶弔電報
につきましてもこのいわば社会的、儀礼的な性格
といひたようなものから、大體原価の半分くらい
の料金を御負担いただく、こういったような考
え方から基本料二十五百五十円、こういった
案でお願ひをいたしておつたわけでござい
ます。しかし、昨年の予算の政府原案というものが作成
されまして段階におきまして、基本料だけをな
がめまして、六十円という基本料から三百五十円とい
う上げ幅はいかに大きいといひたようなことか
ら、また慶弔電報制度そのものを廃止しても、
実際に必要な慶弔の意味の電報は普通の電報でも
打てる、こういったことから、慶弔電報の大幅値
上げといひたことをやめて、制度をやめるといふこ
とで電報事業の合理化をする、こういうことにな
つたわけでございまして、公社としてもその線
に沿つて考えておるわけでございしますが、現実に
中野委員のおっしゃいますように、大部分の慶弔
電報といひものはいまの赤や黒の封筒のものから
白の普通電報に移るではないか、こういったよう
な御意見でございしますけれども、この点は私ど
も、これは実は非常にむづかしい予測でございま
すけれども、今度慶弔電報につきましては結局一
般電報と同じく略語割引といひものも廃止に
なる、それから料金が現在の十字六十円という基
本料から二十五百五十円になる、それから赤と

か黒の色紙がなくなる、こういったようなことか
ら、一般電報につきましては大体一〇〇程度の通
数の減といひものを私も考えておるのでござい
ますが、いわゆる慶弔電報につきましては一応二
〇〇程度の通数の減といひものを予測をいたして
おるのでございします。こういった通数の減に伴う
人の節約、こういったものによつて電報事業の改
善、近代化といひものに資していきたい、かよう
に考えておるわけでございします。

○中野(明)委員 私は、慶弔電報をやめたからと

いつてあまり赤字が解消されるように思ふぬもの
ですから申し上げておるわけですが、けさほど参
考人からいろいろ物価対策の上からも意見が出
ておりましたが、電報料の大幅の値上げといひ
ものは、私もけさほど意見を述べましたが、電話が
たいへんな積弊で、電話がないといひ人たちに利
用されているのが電報であるといひ考へ方は確か
に持っているのですね。そういう人たちは、結局
電話を頼んでもつてくれない、それで今度は電
報にたよつて緊急の通信をしよつたといひもの
を、今度のように大幅な値上げになる。こうなつ
てまいりますと、電話を持てない人といひもの
はたいへんな迷惑であり、同時にそれは物価問
題の上からいひても、上がるといひことは物価に
はね返つてくることは当然なんです。だから、
その大幅の値上げといひものの理由をいま聞いて
みますと、やはり人件費といひようなお話なん
ですが、公社のほうからいたした資料で見ます
と、電話の送達がいへんな比率を占めてゐるよ
うです。配達がいへんな比率を占めてゐるよ
うに送る。こういうことになりまして、これは全
然人件費はからぬわけですから、そういう性質
の電報ですね。結局、打つときに、これは電話で
向こうに言つてくれればよろしい、こういうふう
な性質の電報は割引をするといひような制度、そ
ういふお考えはないかどうか。そうしないと、今
度の料金改正の理由が人件費がかさむからといひ
ようなお話なんですけれども、電話で送る通数が

二〇〇近くを占めてゐるようです。それは経費は
からぬわけですから、そういう特別の電報とい
ひのは制度を設けて、電話で送る分は料金を安く
いたします、そういうような制度を考える必要が
あるのじゃないか、こう思ふのですけれども、こ
の点どうでしょう。運用局長でぐあい悪ければ総
裁でもつけようです。

○中林説明員 お答えいたします。

いま電話で送達をしておるものにつぎまして
は、確かに御指摘のように二割ぐらいございま
す。しかし、こういったものの率といひものはだ
んだん減つてまいつております。御案内のと
おり、昭和四十年ごろには二五〇ほどございま
したが、四十四年には一八〇ぐらいになつてお
ります。これは加入電話のほうがこの間に飛躍的
に伸びて住宅などにもつておりましたが、逆に電
話での送達といひものは減つてきておる。と申し
ますのは、電報全体の中における慶弔電報なん
かの比率がふえてきてゐる。これはやはりどうし
ても配達といひものを必要とされる、こういったこ
とに起因するかと思ふわけでありまして、それで
なお先生のおっしゃいますように、電話送達の場合
には確かに足で配達するよりも経費がかからな
いことはございしますが、一面これは加入者の方に
電話送達でよろしいか、こういった問い合わせも
一応電話で一般的にやつておるわけでございま
すけれども、受信者のほうから見てもそのほう
が電報が早く着くし、こういったことで便利もあ
る。それからまた、後ほど電報を届けてほしい、
こういったなことがあるれば、こういったことは電報
は届けなければならぬ。こういったこともござい
まして、一応私は考え方としてはわからぬでは
ありませんけれども、現在の電報事業全体の中か
ら考えますれば、むしろ配達のほうのなには、
もつとこれを基本料なり何なりで料金をちよ
うだいをいたしたいといひうらみの気持ちでおるわ
けでございします。

○中野(明)委員 先ほどの答弁で人件費が非常に
かさむから、だから電報が赤字だ、それで今度の

ように料金を大幅に値上げしなければならぬのだ、そういうお話なんです。だから、それは実情としてはそうだろうと思いますが、それならば電話で送達するという条件付きの電報を安くしてもいいのじゃないか。実際理屈の上から言って、一緒の値段にするのは不合理だと思ひます。それでしよう。初めからそういう条件をつけて、これは電話で言ってくれてけつこうですと向こうの電話番号まで書いて電報を打てば、その料金は特別に電話送達電報として割引をするという制度を設けてもいいのじゃないでしょうか、こういうお話を私はしているわけですがね。いまの答弁では、何かかえつてもつと高うほしいというような議論になつてきたのですが、これは一体どういふことですかね。

○米澤説明員 お答えいたします。

電報の料金改定につきましては、ただいま中野委員の言われましたように、配達した場合だけはいわゆる配達料というものを特別にもらつてはどうかということも一応検討はいたしました。しかし、これは実際事務的にやると何か非常にむづかしいものであります。何となれば、たとえはあるアパートの中に一緒に人が入つてゐる、同居してゐるという場合もある。その人が電話があるのかないかわからないという場合もあつて、この問題は結局とも実際不可能だということでも今回のような形になつた次第であります。もつと詳しくは事務局から答えさせますが、一応検討問題にはいたしましたのでありますけれども、結局実行上電話送達に差をつけることができないというところでやめた次第であります。

○中野(明)委員 いや、総裁は配達料をもらおうかというのをおっしゃつていますけれども、電報というのとはちがひます。たてまえでしよう。その上また新たに配達料を取るといふ、そういう基本的な考え方が私は合点がいきません。私は、配達するのがたてまえだ、たてまえなのを電話で送るから、それだけは手数が省けるからその分は安くしたかどうか、こういうお話をし

ているのに、また配達料をもらおうかと思つていふ。それで二重も三重も——もともと電報というのは向こうへ配達するのがたてまえなんです。そのたてまえをくずされては困ると思うのです。そこら辺のお考えが狂つてくると、これはもう議論になりません。

私の申し上げようとしてゐるのはおわかりいただけると思うのですが、電報というのは配達するのがたてまえだ。そのたてまえで料金というものを考へて進んでゐる。そのたてまえをくずしてしまつたら、これはもう話にならぬです。そこを今度は電話でいくのだ。初めから電話の番号も書いて、これは電話で言つてくれよう、こういうふうにする。これは電報は何割引きかしたつてかまわぬのじゃないでしょうか、こういうことなんです。それを検討するの意思があるかないかということをお願いするのですが、それを配達料をまた取るというのでは、こつちが質問するたびにだんだん悪くなつてくるじゃありませんか。そんなばかな話はないと思うのですがね。

○米澤説明員 私の答弁が不十分でたいへん申しわけないのでありますが、ただいまおっしゃいましたように、電報は配達するのが原則でありまして、そのとおりであります。ただ電報の赤字の合理化に対して非常に努力したつもりでございまして、機械化、中継機械化全国三十カ所をやるとか、あるいは配達の区域を合併するとか、あるいはまた夜間の窓口を置くか、あるいは公衆電話を置くとか、そういうことをいろいろやつたのでありますけれども、それにいたしましても年間の赤字が約五百億をこす、これがまただんだんふえていくというところで、電報料金をさらに改定するにしても何とかその値上げの幅を少なくできないかというふうなことも考へて、いま中野委員の指摘されておりましたように、電話送達した場合に安くする、そういうふうな申し上げなければいけなかつたのであります。そういう問題も検討いたしましたけれども、どうもこれは事務的に非常にむづ

かしいのだということで、結局今回のような案でお願いした次第であります。

○中野(明)委員 別にむづかしいとは思ひませんがね。本人が電報を打つときに、相手の電話番号を言つて、そしてこれは電話送達でよろしいからと、そういう電報は何割引きか割引をするというの、私はちつともむづかしいように思ひますが、どこら辺がむづかしいでしょうか。

○秋草説明員 お答え申し上げます。

ただいまの私どもの電報事業の現状あるいはいふろんな不合理というふうなものを一応たんに上げてまして、今日の電報をお客さまに届ける中で、片や半分以上電話宅送で届けられる、片やほんとうに交通困難な中を若い者が届けていく、こういうことを考へますと、それだけをとりえればこれは非常な不合理でございまして、おそらく値段にすればたいへんな違いが出てくると思ひます。しかし、それだけをとりえれば、現在の私どもの電報収入、わずか七十五億前後でございまして、これを配達に要らないという方はその分だけ割引するということになれば、非常に大きな減収になると思ひます。

そこで、さつき申しましたように、今日の電報料金の問題は、過去のいきさつから全部検討いたしますと、この制度というものは昭和二十八年に改正してそのまゝになつておりますけれども、当時の様子から見ますと、その利用状況というものも非常に大きな激変をしております。個条書きにおもな点だけを申し上げれば、先生十分御案内のように、今日の電報の収支というものは二割、三割の赤字というのではなくて、八倍の赤字を持つてゐる。それからまた当時電報というものは電話のない方々の、いわゆる庶民の唯一の通信手段であつた。その業績は十分に果たしてきかと思ひますが、今日電話を持つてゐる人が大部分お使ひになつてゐる。具体的に申しますと、今日ではおそらく七割くらいの方々が、電話を持つてゐる人から電話を持つてゐる人にお使ひになつてゐる。それから電報はだれが一体使つてゐるか

申しますと、当時は確かにほんとうに大衆の貴重な通信の用具でございましてけれども、今日ではむしろ大部分が大企業あるいは法人、商社、そうした産業用の電報が大部分になつております。それから何のために使つてゐるかと思ひますと、これはまた非常に大きな変化を来しております。大昔は御案内のように慶弔電報というものはございまして、まだ新しいけれども、この慶弔電報の制度は非常に大きな変化を来しまして、東京あたりでは大安日等は六割くらいが慶弔電報になつてくるというふうなことを考へますと、非常にこれは問題ではなくて、これは所得あるいは生活の向上とともにやはり一つの生活の潤いだと思ひます。アタセサリーだと思ひます。必ずしも不必要なことだとは断言できません。しかし、それが緊急な内容のもの、それとやらや慶弔、社交的なもの、だんだん変われば、多少この辺で料金の問題につきましても国民の皆さんに訴へまして、御判断願つて、一挙にはできませんけれども、まあ慶弔などは原価の半分くらい赤字で、それも不可能ならばせめて最初はいまの値段の五分の一か六分の一くらいのものでございまして、とうていそれによつて赤字が解消するなというのを考へておりません。しかし、その程度のことを御協力願つてここで一まず是正をして様子を見たい、という考へ方でございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○中野(明)委員 いまそれがために相当大幅な値上げをなさつたのじゃないかと思ひます。だから物価の問題がやかましいときにかかわらず、これだけの大幅の値上げをなさるのであれば、先ほど安宅さんもおっしゃつておつたように、その反面でそのかわりにこういうところは経費がかからぬ電報ですからこの分は割引をいたします、という考へ方があつてもしかるべきじゃないかということなんです。それは私どもは電報は一切値上げは認めない、そういうとんでもないことを言

ているのじゃないのです。しかしながら、電報の
実情から考へてある程度の値上げはやむを得ぬか
もしないけれども、たゞもう何もかも値上げを
して収入をふやしていく、内容を調べてみればそ
ういふ経費の非常に安くつくようなものまで十ば
一からげにして同じ値段で値上げをしていこう、
そういう考へ方、そういう荒っぽいやり方ではな
しに、実際に経費がかからぬわけですから、その
分は割引をしたってかまわぬのじゃないか、そう
いう考へ方で私はいま申し上げているわけです。
だから、これはぜひ検討していただきたいと思
うわけです。

それで、時間ばかり食っちゃいますし、こ
んなことをしておつてあしたになったら困ります
ので、次に行きます。もう一つ、この公衆電氣通信
法の公平の原則からいまして、私、これはぜひ
変えてもらいたいと思いますが、電報を打つ場
合、自宅から電話で電報を打つ場合は度数料が
取られます。ところが公衆電話で電報を打つた
場合は度数料は要らないことになっているように
承知しておるのですが、そのとおりですか。

○中野(明)委員 お答えいたします。
お説のとおり、いわゆる黒電話等から電報を打
ちますと七円の度数料がかかります。それからい
わゆる赤電話といいますが、いわゆる公衆電話か
ら打ちました場合には度数料はかかりません。

○中野(明)委員 それは不合理じゃないでし
ょうか。
○中野(明)委員 現在、黒電話から打ちました場
合には、それは電話設備を使いますので、その通話
料として度数料をちょうだいしておるわけござ
います。いわゆる公衆電話を利用する場合に
は、公衆電話の考へ方といたしまして、電報取り
扱いの窓口が公衆電話のあるところまで出張
しておる、そういう考へ方によりまして度数料と
いうものをちょうだいいたしていいわけござ
います。

○中野(明)委員 それは度数料を取るとい
うので、電報を電話で打つ場合は公衆電話並に窓
口が出張していると同一ことですから、なくした
らどうなんでしょう。そうしないと、この法律では
三分でどうとかこうとかいう話が出てきてゐるの
ですが、これからへたな電報を打って、電話で往復
して確認し合つてゐるうちに、三分をこえるとな
る十四円になる、そういうふうな問題も起つて
くるわけですね。片方赤電話から打つ場合は一切
度数料は要らぬ、電報料金だけだ、こういう点ま
とに不公平のようには思ふのです。それを是正する
考へがあるのですか、ないのですか。電話で打つ
ていく場合は要らないようにしたらどうでしょう。
一五番でしよう、一五番は料金は要らない、
ほかの一〇四と同じように料金を要らないように
する、そういうことは機械の上から簡単でしょう
から、そういうふうにはできないものでしょうか。
その辺検討される気持ちがあるのかないのか。

○中野(明)委員 お答えいたします。
広域時分制が採用されますにつきて、一
五等での応待のうまいへたによつて度数料が七円
になったりあるいは二度数になったりいろいろな
問題も起きますので、広域時分制の実施後にお
きます加入電話から電報を打つた場合の通話料の取
り扱いにつきては、現在検討中でございます。
○中野(明)委員 もう一度確認しておきま
すが、度数料を取らないように検討しているのか、そ
れとも公衆電話のほうも取るようにするのか、よく
気をつけないと、すぐ取るほうへ全部そろえてし
まうというほうが多いものですか、計算をな
かなかしようになさるので再確認しておきま
す。黒電話から一五番、これは取らないとい
う方向で検討される、そういうふうには了解して
いますか、どうですか、もう一度。

○中野(明)委員 公衆電話が公社の窓口の出張
つたものである、こういう考へ方については今後
も変わらないわけでございますが、加入電話から電
報を打つ場合の通話料につきては、前向き
の方向で検討をいたしております。

○中野(明)委員 それじゃ取らないという方向
で検討するといふお話のようには受け取れますの
で……(「そうじゃない、取るという方向だ」と呼
ぶ者あり) 取るという方向ですか、どうですか。
非常にこまかい話ですけども、不公平になつて
おるから申し上げてゐるわけです。取らないとい
う方向なのか取るという方向なのか。
○中野(明)委員 お答えいたします。
無料化の方向で検討をいたしております。
○中野(明)委員 では電報のほうはそういうこと
にしまして、次に電話料金でございます。料金の
算出の基準についてこのたびいろいろ改正が行
なれてゐるわけですが、公社としては料金算出の
基準をどこに置いて考へておられるのか。そして
今後算出の基準をはつきりさせてだれが見ても納
得のできるような線に持つていかれるようにしてい
るのか。いろいろ算出の基準があらうと思ひま
す。コスト主義でいくのか距離別時間差法とい
うのですか、そういう方向でいくのか、あるいはそ
れを織りまぜた折衷法でいくのか、いろいろな方
法があらうと思ふのですが、合理的な料金ある
いは公共の福祉といふことを公衆法の第一條でう
たつてゐるわけですが、この料金算出の基準を現
在どう考へてゐるのか。これがないうとい
うことになると思ひつきて料金を算出してゐる
といふ以外にないのですけれども。

○遠藤(正)説明員 お答えします。
公社全体といたしましてはいわゆる総括原価主
義、そういう原則をたててまいにたしております
が、いま中野委員の御質問のように、個別の料金
になりますと市内、市外あるいは市外の中でも距
離によりまして差がございます。この料金は、や
はり私どももいたしましては原則的には個々の原
価主義に近づけるようにいたすべきだと考へて
おります。しかしながら御存じのように、料金
のものにつきては過去の歴史的な過程ござ
いますとかあるいは国際的な均衡でございますと
かいろいろな点がございまして、一挙にそこへ
持つていくことは非常にむずかしいと思ひま
すし、また原価主義と申しまして、技術の進歩等
によつて非常に変わる部分もございしますので、

きるだけそういう形へ機会を見て近づけていくよ
うにしたい、こういうつもりでやっております。
○中野(明)委員 料金算出の基準が総括原価主義
といふようなことで根拠が非常に薄弱なような気
がするわけですが、個々に見ていきますと、それ
に非常に不合理が出てきてゐる。それを今度合理的
にしよといふことで今回のいろいろな改正が出
てきてゐると思ひますが、今回の改正の一番大
きな三分制を採用するといふ根拠ですね、これは過
日いろいろな議論になつておりますけれども、ど
うもすつきりしないのです。三分制を採用され
た根拠をもう一度説明していただきたいのです。
○遠藤(正)説明員 三分制にいたしました一番
大きな理由は、先ほどのお話にいたしましたよ
うに、いまの度数制といふものが無制限七円とい
うことで、それ以外の地域に対する格差が質的
にも非常に多いといふ点であります。それから
それをなせ三分といふ時間で区切つたかといふ
ことになりまして、これも本委員会においてしば
しば申し上げておりますように、現在の通話の八
四％までが大体三分以内におさまつてゐるとい
う状況でございます。とあるいは通話の平均の
時間が百十一秒であるといふこと、大体わが国
におきまして、また外国におきましても、国際
通話におきましても三分といふ区切りが電話に
ついてはわりあい人口に膺炙をされてゐると思
ひます。したがって、そういう意味で三分とい
う時間を一応単位の時間に設定をさせていただ
いたわけでございます。

○中野(明)委員 いまのお話ですと、無制限で格
差が多いといふようなことが根本の理由だと思
つてゐるのですけれども、それは私、どうも
納得できないのです。というのは、前回公衆電
話を三分に打ち切りましたとき、私、そういう心
配もしたので総裁にも確認をしたわけですが、そ
れで、公衆電話はなるほど公衆が自分の個人の
所有電話じゃなくして順番を待っているのに長話
はいかぬ、そういう理由で三分にお打ち切り

るにつながつている分というのが、かなりあります。これは皆さん方もお感じになつていらっしゃるんじゃないかと思いますが、ちょっとしたダイヤルの回し方によつてもそれは違う場合もあるんでしょうけれども、案外そういう間違つてかかった分は、それこそ秒数でいえばおそらく一秒か二秒ですぐ受話器をおろしてしまふ。そういうのも入つて、結局こういう数字が出てきているように、私、どうもとれるのですがね。自分たちが実際に意識して、相手に通じて、それで電話で話をしていてその平均というのですか、それが百十一秒というふうな――いま、どうなんですか、電話のダイヤルのかけ間違いと、向こうから正しくやつたけれども間違つてかかってくるという、これはどのくらいの率になつていますか。そういうことも含まれての計算じゃないか。

これは私、なぜこれにこだわるかといひますと、おたくのお話では、三分で話が済んでいる人が八割だ、こういう考え方ですね。あとの二割が三分以上の話をしていて、そこから来る、二割の人からの増収として百六十億ですか、それを一応考えているんだと、そういうふうなお話なんです。だから、どうも私、その根拠がさっぱりしないもので、それから、もしこれが、たとえていえば六割の人が三分以内で済まして、四割の人が三分以上話しているということになると、また相当収入の見込みが違ってくるわけです。ですからそこにか、私のほうでやつておられますといわれても、かなり私たちは克明に意識してかけておられる人に調べてもらった結果として四分、五分という線がかなり強く出てきているわけです。ですからそういう点を考えますと、いまの運用局長のお話では何かどうも釈然とせぬのですが、その誤つてかかったり、あるいは正しくかけたけれどもつながら間違い、機械のちょっとした故障というのですか、そういうものの率というものは相当なものだと思ふのです。これは私自分で経験していますのでよくわかりますが、そこら辺、そんな電話はもう一秒か二秒で終わつておられます。そういうのも入れ

て計算をすると、それはひよつとしたら百十一秒になるかもしれないが、相手に正しくつながつて、そして相手であるということを確認ができて、用事を話した分の平均というのは、百十一秒ではとうてい終わつていないのではないかと。と申しますのは、過日の議論で遠藤局長も逆なことをおっしゃつておりました。何か案外市外がふしぎに長い現象が出て、市内は短いというふうな話もなされておりましたけれども、それは特殊の特殊の例じゃないかと私は思うのです。普通われわれ市外に電話をかける場合は、やはり料金の体系を知つていますので、秒読みされていくという感じがすると、どうしても簡潔明瞭に話をしようという風習になつていくと思ひます。ところが、市内電話ということになりますと、無制限で七円がかつておつたという関係で、かなり長話の習慣になつていくような感じは、これは私一人が受けている感じじゃないと思ひます。そういう現状の中から、百十一秒で八割までが済んでいふと言われるので、ちょっと自分の感覚とも違ひし、その上データをとつてみると、やっぱり私たちが想像しているように四分、五分という線で大抵大半の通話の意識が出ていくわけです。だから、あらためて前にさかのぼつて、何べんも言うようにで恐縮なんですけれども、そこら辺のものの考え方、違ひが、将来、大都會で市内電話ばかりかけている人たちにたいへんな負担になつて、非常に大きな問題が出てきて大騒ぎになるということをおもひます。私どもは心配するものだから、あえて算出の根拠をお尋ねしているわけです。もう一度……

○中野(明)委員 答えをいたします。

この調査は、一応監査機にそばに要員がおりまして、通話をモニターをいたしまして、ストップウォッチでチェックをいたしておるわけでありまして、ただいま先生のおっしゃいましたとおり、誤接続と申しますか、間違つてかけた、あるいは正しくかけたのが何らかの機械の故障で違つたところへかかった、それで誤接続ですぐに切る、こういうふうなものはこの調査から除いてお

ます。

○中野(明)委員 どうも考えられない数字が出て、それを根拠にしてすべてを考へていかれるということになると、ちょっと私どもも理解に困るのです。

それでは、次の問題をお尋ねしますけれども、公社としては当然データが出ていふと思ひますが、日本全国の全部の電話をかけた回数、これは統計的に数字が出ていふと思ひます。そのうちで市内と市外の比率はどうなつておられますか。

○遠藤(正)説明員 答えをいたします。

四十四年度の資料でございますが、一加入当りの市内の一日の通話回数で市内が五回、市外が一・三回、こういう比率になつておられます。

○中野(明)委員 最近はどうなつておられるの

じゃないかという感じがしますが、私たちがちょっと都會地だけの調べになりましたが、それでいきましても圧倒的に市内電話が多いわけですね。それで、そうなりますと、やはり三分制に区切られるということに非常に抵抗があるわけですね、この点、いつか武部さんも議論なさつておつたように、私たちも数字の上から出てきたのです。五分に切る、五分制にするというふうにお考え、これは検討されなかつたのかどうか。

○遠藤(正)説明員 答えをいたします。

市内と市外の比率は先ほど申しましたように、全体の中で市内の占める比率は四十四年度で七九%でございますけれども、過去十年の統計を見ますと、市内はだんだん回数が少なくなつておられます。具体的に申し上げますと、昭和三十三年には市内の一加入当たり一日の通話回数は八・二回でございましたが、これが昭和四十四年度では先ほど申し上げましたように五回、こういうぐあいに減つておられます。それに対して、市外は大体横ばい、昭和三十三年から見ますとあれでございまして、三十六年から一・三回になりまして、先ほど申し上げましたように、昭和四十四年度までずっと横ばいで一・三回、こういう比率になつてお

ます。

それで次の御質問であります五分の点については、もちろん検討はいたしました。いたしましたが、これは何度もお答えをいたしましたように、増収、減収プラスマイナス・ゼロという点からも非常に無理がございまして、また次のグループとの間の格差という点からも非常に無理がございまして、その実施はむずかしい、こういう判断をいたしたわけでございます。

○中野(明)委員 私どもは、無制限というのは、

これはいつまでも続く制度ではないといふことは一応考へてはおるわけですが、いまでも申し上げておるうちに大半の傾向が四分、五分というのが多いといふことで、やはり五分に切つたほうが妥当ではないかという考え方が一つ持てるわけですね。

それからもう一つは、この四分、五分で終わつていふ人、たとえば四分で終わつても、もしこの法案が通つてしまつたら十四円になりますね。四分で終わつても三分をこえろとそういうことになりまして、それを、では三分、それから後は一分刻みにしていくとかいうような考え方はどうなんですか。手動即時通話ではそういう形をとつていふすね。それにしたほうがより親切ではないかといふ気がするのですけれども。

○遠藤(正)説明員 答えをいたします。

これは実際技術的に少し無理であらうと思ひます。最初の三分で一回回しまして、次に一分で回る課金装置というふうなものをつくるようなことは、実際技術的にも無理だし、不可能でないかもしませんが、そのための投資額も逆になかなかふえるのではないかと思ひます。

○中野(明)委員 それが技術的に無理といふこと

になると、やはり五分で区切らるべきだといふのが最も妥当な線だと思ひますが、この点、大臣も出席になつておられるのですが、どうでしょう。大臣、市内通話で三分以内に済んでいる――これはよくの勘で前には申し上げておつたのですが、ある程度アンケートをとつてみますと、五分という線

が圧倒的に多く出てきているわけですが、これは大都会、特に東京とか大阪とか各県庁の所在地あたりはかなりの電話の台数がありまして、相手にかけまわしてたいいそれで用事が済んでおるといふ電話が多くなっております。これが市内で三分で区切られると、これは相当物価にすぐはね返ってくるような感じがします。そして抵抗も強く出てくるような感じがするのですが、その辺大臣としては五分という考え方についてどういう御意見を持っておられますか。

○井出 国務大臣 今回電話料金について検討をいたしました場合、一つは料金、同時に時間という問題もこれは念頭に置いたわけでございまして、しかし、先ほどの御質問を伺っております。公社側からの答弁でも御承知になれますとおり、最終的には現在の市内が三分、国際的な慣習も三分、まあ三分で要領のいい電話をするという方向へいつていただくということに、結論的には私も同意をします、こういう経過でございまして。

○中野 明委員 どうも国際的におっしゃっていただきますが、私、何かあまり根拠があるように思わぬのです。一番の根拠はやはり百十一秒というそれが根拠になっているような気がしていかぬわけですが、私たちも三分制ということになりますと、これはもうどうしても現在の都会地の加入者に対する負担と抵抗が起きて、とても認められる問題ではない。最高百歩譲つても五分じやないか、このように考えておりますので、何回も質問しているわけですが。

それ、この三分制を実施して、そして推定収益を百六十億とおっしゃっていますが、あれは平年度ですか。

○遠藤 正 説明員 これは四十四年度の予算ベースではじきました平年度でございます。

○中野 明委員 では、先ほどちょっと出ておりましたが、この三分制を採用した場合に、他人使用というのは非常に迷惑が出てくるわけですが、これに対して何か対策を考えておられるのかということですが、他人に電話を貸す場合、三分で

区切られるということになると、先ほど安宅さんもおっしゃっておられましたように、これは、あなな三分よりちょっと過ぎたからと金をはたくさん置けというわけにもいかぬでしょうし、それから辺は非常に困る問題が起つてまいりまして、当然そのために、積弊がこんなにくさんあるから、どうしても人の電話を借らなきゃならぬ。公衆電話だって自由に使えるだけあるというわけじゃありません。公衆電話も相当要求がありますけれども、いろいろの理由でなかなかついてない地域がいなかに行くほど多いのですが、そういうことになりまして、通信の自由というもの、お互いに自由に通信することを相当制約を受ける、こういうように私どもこれは非常に改悪だ、こういう考え方を持っております。特にピンク電話ですね。このピンク電話というのは、一応公社から委託された公衆電話というように形をとっているのです。あれは正式の名前は特殊簡易公衆電話ですが、何かそういうことになっていきますので、こうなりまして、いよいよピンク電話の場合は断わる理由が全然なくなってくるはずなんです。そういうことになりまして、これは何か対策を考える必要があると思うのですが、三分で何か本人あるいはまわりの人たちに程度わかるというのか、そういう点についてはどの程度検討されているのですか。

○中野 明委員 お答えいたします。いわゆる旧準市内通話以上の地域に対する通話に對しましては、従来どおり交換台からの一〇〇番通話を行ないますので、その点は問題はないかろうと思っておりますが、一般の黒電話の旧市内通話のところ、いま中野委員のおっしゃったような問題があり得ると思っております。この場合には三分を単位とした問題だけでございまして、たとえば八十秒とか六十秒とかいう区切りは、先ほど申し上げたように、一〇〇番通話で問題はないわけですが、分計のようなものをサービス品として、ある程度通話量の多い、あるいはそういうお貸しになるよ

うな機会の多い方々には公社から提供をいたすようにいたしたいと思つて、検討いたしております。それからなお、それが非常に正確なものを要求される、たとえば旅館でございましてとかそういうところがある、これは実費でそのサービスをさしていただく道も検討をしていきたい、こう思っております。その場合に、ピンク電話につきましては、いまおっしゃいましたように当然その問題がでますので、とりあえずそういう簡易な時分計を用意をいたしますが、それと同時に、現在のピンク電話の欠陥であります市外発信ができないという点を改めましていわゆる自即ができるピンク電話というものを開発をいたし、それを実用化するよう準備をいたしております。

○中野 明委員 これはピンク電話も相当の数になりまして、予算的にどの程度考えておられるのですか。ただ単にここで簡単にございまして、いまずけれども、相当な予算が要るのじゃないかと思つております。

○三宅 説明員 お答え申し上げます。

おっしゃいますとおり、確かにピンク電話は非常に数がございまして、これをいきなり全部取りかえるわけにまいりませんので、順次何カ年計画で取りかえたい、こういうふうな考えております。

○中野 明委員 いまの時間を三分刻みでわかるようなもの、これはピンク電話も相当の数でございまして、相当な予算がかかるし、数も相当要ると思つておりますが、その点。

○遠藤 正 説明員 ただいまの簡易な時分計につきましては、一定の通話量のところという一つの基準のきめ方もございまして、それから同一加入者で多数加入をいたしておられるような方に対しては、必ずしも加入数だけでは要らないと思つたので、そういう点を考えますと、現在まだそういう基準をつくっておりませんので、検討中でございますが、その膨大な額でなくて済むのではないかと思っております。

○中野 明委員 じゃ、次に参りたいと思つた。これはこの間七カ年計画の書類でやり直しをされるときにお話が出ておりましたが、去年の八月に七カ年計画を策定されたときは、一度数十円という原案であつたというふうにお話がありました。その原案を撤回されて、そして現状のまま一度数十円、こういうふうな考え方であつたのですが、これはこの一度数十円という考え方では、いかれる考えなんですか。来々年あたり十円にしてくれというのじゃないですか。その辺心配なんです、総裁、どうなんですか。

○米澤 説明員 お答えいたします。

公社といたしまして、昨年八月に経営委員会を開きまして昭和四十六年度の予算の概算要求をきめるときに、同時に七カ年計画というものを経営委員会できめました。その時点におきましては、通話の料金体系合理化ということと広域時分制、この二つを柱にいたしまして、広域時分制という制度だけは今回この法律に盛り込んでおるわけでありまして、料金調整合理化のほうは、大体市内通話というものがどつちかという赤字であつて、市外通話でもうけているというの、原価から見ました市外、市内の料金収入の状態でございまして、また支出も考えまして、市内のほうは赤字で市外が黒字でもうかっている。この際原価に少しでも近づけたいということもありまして、特に遠距離を下げる、そのかわり市内は十円にするというところ、それから先ほど申し上げました広域時分制ということと両方考えたわけでございますが、この際その案につきまして、政府の御意見も一挙に十円にするというのには問題であるということ、公社もその意見に賛成いたしまして、こういうことになつておるわけでございます。しかし、遠距離の市外通話と、それから遠距離といいますが中距離と距離と申し上げたほうが正確かもしれせん、あるいはまた単位料金区域の隣接地との問題というものの、いわゆる隣接単位区域の料金という

○中野 明委員 じゃ、次に参りたいと思つた。これはこの間七カ年計画の書類でやり直しをされるときにお話が出ておりましたが、去年の八月に七カ年計画を策定されたときは、一度数十円という原案であつたというふうにお話がありました。その原案を撤回されて、そして現状のまま一度数十円、こういうふうな考え方であつたのですが、これはこの一度数十円という考え方では、いかれる考えなんですか。来々年あたり十円にしてくれというのじゃないですか。その辺心配なんです、総裁、どうなんですか。

○米澤 説明員 お答えいたします。

公社といたしまして、昨年八月に経営委員会を開きまして昭和四十六年度の予算の概算要求をきめるときに、同時に七カ年計画というものを経営委員会できめました。その時点におきましては、通話の料金体系合理化ということと広域時分制、この二つを柱にいたしまして、広域時分制という制度だけは今回この法律に盛り込んでおるわけでありまして、料金調整合理化のほうは、大体市内通話というものがどつちかという赤字であつて、市外通話でもうけているというの、原価から見ました市外、市内の料金収入の状態でございまして、また支出も考えまして、市内のほうは赤字で市外が黒字でもうかっている。この際原価に少しでも近づけたいということもありまして、特に遠距離を下げる、そのかわり市内は十円にするというところ、それから先ほど申し上げました広域時分制ということと両方考えたわけでございますが、この際その案につきまして、政府の御意見も一挙に十円にするというのには問題であるということ、公社もその意見に賛成いたしまして、こういうことになつておるわけでございます。しかし、遠距離の市外通話と、それから遠距離といいますが中距離と距離と距離と申し上げたほうが正確かもしれせん、あるいはまた単位料金区域の隣接地との問題というものの、いわゆる隣接単位区域の料金という

○中野 明委員 じゃ、次に参りたいと思つた。これはこの間七カ年計画の書類でやり直しをされるときにお話が出ておりましたが、去年の八月に七カ年計画を策定されたときは、一度数十円という原案であつたというふうにお話がありました。その原案を撤回されて、そして現状のまま一度数十円、こういうふうな考え方であつたのですが、これはこの一度数十円という考え方では、いかれる考えなんですか。来々年あたり十円にしてくれというのじゃないですか。その辺心配なんです、総裁、どうなんですか。

ようなことを考えますと、やはり市内を十円にしてその料金調整をするという問題は、七カ年計画の中で残っているというふうに私たちが考えておりますが、明年やるかどうかということはいまのところ考えていないのでありまして、今回この法案をお願いしている次第でございますから……。

しかし、七カ年計画の中に問題が残っているというふうに考えております。

○井田国務大臣 いま政府というおことばが出ましたから申し上げますが、大体は総裁がお答えになりましたとおりであります。ただ、政策決定の責任を持つ政府側といたしまして、これは物価あるいは公共料金、たいへん慎重に扱わなければならないという時期でありまして、そういう配慮から七円広域時分制採用、こういうふうな決定した次第でございます。いま中野さんおっしゃるあの部分は、これは現在においてはまだ全く未決定、こういうことでございます。

○中野(明)委員 これを実施してみればわかると思うのですが、三分で区切られたということ、これが実際に使用する人が、三分以上の人はいま公社が試算したよりも多い、こういうことになってきますと、当然収益がふえてまいります。収益がふえてくれば、無理に十円にしないまでも料金体系を是正していく財源はそこからでも出てくる、そういうことも考えられますので、これは一、二年はやはり実施に踏み切った後検討をされる必要があると私は思うわけです。七カ年計画の中で一つの柱になっているということでございますが、そうなりますと、これは市内通話だけをやっておった住宅用の電話の人はたまたまのものじゃない、こういう考え方でありますので、その点は念のためにつけ加えておきます。

それでもう一点は、けさほども参考人からもちょっと意見が出ておりましたが、試験実施のところ、公社が郵政大臣の認可を受けてどこかの電話取扱局を指定して、そこで試験実施をする。これは一応試験実施をしなければならぬのはわかりますが、そのときに試験的に実施したところは

料金を改正後の料金で取る、こういうふうなことに書いていっているように私は読めるのですが、そのとおりですか。この参考資料の一〇七ページ。

○牧野政府委員 お答えいたします。その通りでございます。

○中野(明)委員 そういたしますと、これはたいへんな問題じゃないでしょうか。この選ばれたところはこれはたまたまのものじゃないと思うのですが、こういう不公平、これがはたして許されているものかどうか。選ばれたところはたまたまぬと思ふのです。その点どうでしょう、監理官、それで平気ですか。そのとおりですと簡単にお願いします。

○牧野政府委員 この法案を立案いたしますときにそのことを十分考慮いたしました。この広域時分制を実施するときに三分で刻む装置というものを用いる方式のある交換機それぞれについて検討しなくちゃならない。交換機といっても全部同じのわけじゃなくて、同じ種類の交換機でもまたいろいろある、こういうことになりますので、それらを代表的な例を比較の少ない地域で選んで、それを実施して、そのやり方に間違いのないということを選んで、確かめてやらないと、全部をやってからこれをまたやりかえるということはいへんなことになりますので、さようにした次第でございます。これはまた前の距離別時間差法を実施したした場合にもこの方法を採用した経緯を持っておる次第でございます。

○中野(明)委員 これはいずれにしても、試験をされるのは、昔は昔でそれは済んだことはいふが、これは選ばれたところはたまたまぬです。この不公平をどうされるかということです。おそくその住民は相当反発をして、その差額の料金を払わないというふうな運動が起る可能性もあるんじゃないか。全国で大体何カ所くらい指定して試験されようとしているのですか。

○遠藤(正)説明員 先ほど監理官が、試験実施の料金につきましては、中野委員のおっしゃるのとおりと申し上げましたのですが、その中で正確にもう一度補足をさせていただきますと、基本料は上がるべきものは上げません。したがって通話料だけでございます。それで、いま中野委員のおっしゃいましたように、確かにこの点は選び方によりましてたいへん不均衡と申しますか不公平等なことになる可能性がございます。一方試験実施ということがやはりどうしても必要なことも御理解いただけたと思うのですが、したがっていまして、そういう点で不均衡にならないようにあるいはその時期などにつきましてもできるだけ実施時期に近い時点で行なうという形で行なうといたしておりますが、現在のところまだどこでいつからというふうなことは全く未定でございます。

○中野(明)委員 大体全国で何カ所くらい試験をされようとしているのかということですが、それもきまっていますか。

○三宅説明員 先ほど監理官も答えられましたように、いろいろな交換機について一応の技術的な確認をいたさなければなりませんので、数はできるだけしぼりたいとは思っております。まあおそらく全国で数カ所区域という程度で済むだろうと思つて、現在検討いたしております。

○中野(明)委員 数カ所と、その程度で済めばまだ被害は少ないですけれども、それにしまして、この選ばれたところが、いかに実施時期に近い時期であろうと、ただの一月でも半月でもそういう不公平は私は許されたいと思ふのです。ですから、一応料金は料金として新料金で出して、過去の三月なら三月、半年なら半年の平均でする、そういうふうなことをしないと、これは原則的に不公平になります。この点どうでしょう。

技術的にはそれはできないことではないと思うのですが、総裁のほうからお考えを聞きたいのですか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、基本料は前と、つまり新しいものにいたしません、据え置きでございます。したがって、通話料の関係が実施になるわけでございますが、この通話料の場合には、試験局の選び方によりましては、早く不利を受けたというよりも早く利益を受けたという、利益といえますか得したというふうな場合も理屈の上ではあり得るわけでございます。したがって、そういったような点もいろいろ勘案いたしまして、また技術的な試験の必要性和それを噛み合わせまして、御不満のないようにきめるべきだと思つて検討いたしております。

○中野(明)委員 まあ試験をされるわけですから、いわばどちらかというと公社のほうから頼んでするような性質のものでしょうから、得をする人は得をする人でそのままでいいと思ふのです。損をする人のことを考えて、その人にはちゃんとそれだけのしかるべき方法を講じてあげないと、たまたまこの法律でこのようにきまりましたからだめなんですと、そういうやり方では私納得できないのですが、その辺もう一度再確認になりますか、絶対に試験のために加入者に迷惑をかける、このようにはつきり御返事ができますか。

〔委員長退席、内海(英)委員長代理着席〕

○遠藤(正)説明員 できるだけその方角で、具体的な決定までには検討させていただきます。

○中野(明)委員 非常に公平であるべき法律のもとで行なわれるわけですが、そのように非常に小さなことですけれども、ここで議論にならなかつたらそのまますつと行くと、さういふ感じがところが多々あるわけです。だからまだまだたくさんこれから出てきますが、さういふ点についても少し、公社というのは役所と民間との中間ですから、きめこまかい配慮が私は必要だろうと思ふのです。

食事までもうちょっと時間があるようですから、では設備料についてお尋ねいたしますが、この設備料が、けさほども出ておりましたが、設備

料そのものは公社の財産になつてしまふ性質のもので、本来これは取るべきものであるかどうかというのを私達にも非常に疑問に思つておる一つですが、これはもう当委員会でも何回か議論が繰り返されておるもので、今度目の改正で「加入電話の大幅な増設の必要性にかんがみ、その設置に要する費用の一部に充てるため、」というふうな、設備料改正の理由にそういうふうなうたつておるわけですが、この点、もう一度設備料の基本的な考え方、いままでだいたい説明が変更してきておるようだけれども、料金なのか負担金なのか、その辺もまだ結論がはっきりしてないような気がしておりますし、もう一度この設備料の基本的な性格について御説明をお願いしたいと思います。

○好本説明員 お答えいたします。

設備料の性格でございますが、設備料は公衆電気通信法第六十八条に根拠を有する料金の一つでございます。けれども、これは加入電話の新規加入の際に工事をして電話の利用ができるようにするための料金でございます。新規架設工事に要する費用の一部に充当されるものでございます。したがって、同じ料金ではありましても、毎月支払つていただく基本料であるとかあるいは電話の通話料であるとかというものは若干その性格を異にいたしますが、やはり電話の利用ができるようにするための料金でありまして、新規架設工事に要する費用の一部に充当されるという性格を持っております。

○中野(明)委員 そうしますと、この改正理由の料金関係の三番目に「加入電話の大幅な増設の必要性にかんがみ、その設置に要する費用の一部に充てるため、」こうなつておるわけですが、それからもお持ちだと思つておる。そうしますと、総裁もこの間おっしゃつておる。これは五十二年で大体申し込んだのがつくところまで持つていくんだということでございますが、そうしますと、将来申し込んだらすぐつく時点が来たら、もう設備料は取らぬのですか。そこ、どうで

しょう。

○米澤説明員 お答えいたします。

七カ年計画の最終年度の昭和五十二年度におきまして全国的に積滞は解消するということとは申し上げまして、その際に、設備料はどう考えるかといふことが、結局、これもお願いしたいと思つておりますが、現在の加入者に債券を負担していただく期限の延長を政府にお願いしたい、前にこの席で申し上げたことがあるかもしれませんが、それも実は考えておる次第でございます。

ところで、申し込んだらすぐつく時点というのはどういふことかといふと、結局、電話機そのものは五千円でつきましますけれども、あるいはドロップワイヤーもせいぜい五千円くらいでつきましますが、やはりそこに基礎設備がないと、申し込んでもすぐつかなくなるわけでありまして、結局、需要の予測をしておきまして、大体この辺にはこのくらいは申し込みが次の年には起こるだろう、あるいは二年先なら二年先の申し込みはこのくらい起こるだろうというように、数年先の用意をしながら五二年末に進んでいかなければならぬ。五二年末以降に電話の申し込みが全然ゼロならまだいいのでありますけれども、おそろくその年を越えましても申し込みがある。しかし、申し込んだら今度は、五二年末以降はすぐつくんだ、こういうふうになるわけでありまして、したがって、その資金という面から考えますと、やはり債券を持つていただくとかあるいは設備料で負担していただくということが必要になつてくる、そういうふうな考えでおる次第でございます。ですから、申し込んだらすぐつける際の資金面というものを考えたときに、やはり継続されていくんではないかというふうな思ふわけでありまして、

○中野(明)委員 「大幅な増設の必要性にかんがみ、」というので、わざわざこういふふうにおっしゃつておるものだから、その必要性がなくなつたら、もう設備料を取らぬでいいんじゃないかというふうなどうしてもわれわれとしては説き及ぶるわけですか。そこでお尋ねしているわけですが、それとも大幅な増設の必要性がなくなれば、五万円にしたのを三万円か一万円か逆にだんだんもとに戻していくようになるのか、そういうふうな読めるわけですか。それでいま御質問しているのですけれども、どうでしようか、加入電話の設備料を改定する必要があるのだ、大幅な増設をするために必要性があるのだ、こうおっしゃつておられるわけですから、それが一応落ちつきまして、大幅な増設は必要なくなつてくるわけですか。その時点ではだんだん逆に戻していかれるのか、こういうことなんですか。

○米澤説明員 お答えいたします。

昭和五二年末というのはだいたい先でありまして、もし公社の財政が非常によくなれば、あるいはまた技術革新で非常によくなれば、あるいはそういう債券にしても設備料にしても、昭和五十三年以降下げるということができればたいへんいいと思ひますけれども、私のいまの見通しでは、やはり継続されるんじゃないかというふうな考えておるわけでありまして、

○中野(明)委員 それじゃこういふふうな書き方はよくないですね。この改正の理由に、「加入電話の大幅な増設の必要性にかんがみ」とわざわざ条件をつけておるわけですから、そういう理由づけで設備料の値上げをされるのですから、そうすると、必要性がなくなつたときは当然下げるべきじゃないかという議論が出てくると思つておる。だからこういふふうなお話では、そのときが来てみなければわからぬ、そういうふうなお話なんです。それならこんな書き方をしないで、設備料の値上げをどうしてもいまいしなればいかにぬからするといふことでもいいんじゃないかと思つておる。わざと電話をたくさんつけなければいかにぬから、だから設備料を上げるんだ、こういう言い方、非常によく読んでみますと、希望の持てるようなことを書いておるのです。どなたが文章をつくられるのかわからないけれども、なかなか頭のいい人がつくられると思つておる。これを見てい

ると、なるほどな、電話がもうなくなつたらだんだん下げてくれるんだとわれわれは読めるわけなんです。総裁のお話を聞いてみると、いや、それはそうじゃないんです、その時点が来てみなければわからぬし、多分必要でしょう。そういうふうなことで、何かことばじりにつかまつて文句を言つておられる、そういうふうな言い方というのか、そういう姿勢をきかちつとはつきりしてもらいたいという、そういう感じで一ぱいでありまして、それでは、時間があれですから、ここであつと休憩をお願いしたいと思います。

○内海(英)委員長代理 この際、午後七時三十分再開することとし、休憩いたします。

午後六時五十七分休憩

午後七時三十分開議

○内海(英)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長の指名によりまして、私が委員長職務を行ないます。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。中野(明)君。

○中野(明)委員 設備料ですが、公衆電話は設備料が要らないことになつておると思つておる。その点どうでしょう。公衆電話で設備料の必要な公衆電話がありますか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

そのとおりでございます。要りません。

○中野(明)委員 この公衆電話にもいろいろ種類があるのですが、いまのピンクは、やっぱり同じ公衆電話でも要るのでしょうか。

○遠藤(正)説明員 失礼しました。ピンク電話は、加入電話としたしまして設備料をいただいております。

○中野(明)委員 それでは、郵便局の公衆電話はどうですか。

○遠藤(正)説明員 要りません。

○中野(明)委員 これは郵便局に設置されている加入電話というふうにならば、公衆電話の種類のところではうたっているのですけれども、それでも要りませんか。

○遠藤(正)説明員 郵便局の中の局内公衆電話と称しますものは、要りません。

○中野(明)委員 ここに七十七条ですが、「郵便局公衆電話」と書いて、「郵便局に設置されている加入電話であつて、公社の委託により公衆の利用に供されるもの」この電話は設備料は要るのですか。要らぬのですか。

○遠藤(正)説明員 たびたびおそれ入ります。郵便局が加入者になっております加入電話のものにつきましては、もちろん設備料は要ります。局内公衆として別に入れておりますものは、要りません。

○中野(明)委員 このピンクですがね、ピンクは公衆電話として十円取つてもよろしい、こういうことになっているわけですが、そこらはどうでしょう、性格が少しあいまいな感じがするのですが、公衆電話と加入電話との中間のような制度になっておりますが、そこらはどうでしょう。このピンク電話で公社が公衆電話として委託をするのであれば、設備料はほんとうは取つてはいけないういふ感じがするのですか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

ピンク電話は、御存じのようにまず加入電話として、加入電話としての性格が本体でございます。それをまあ公衆電話として使わせることができる、こういうことでございますので、本来加入電話としての性格が基本でございます。したがって、設備料はいただくわけでございます。

○中野(明)委員 それじゃ、さっきの郵便局のも同じ考えでよろしいですね。

次にいきます。先ほどから安宅さんも非常に力説しておられましたが、これは私も前回の一万円が三万円になるときの設備料の値上げのとき、こ

のときにも強く申し上げたのですが、そのときも、その時点ではどうすることもできない、今後検討を要するというような返事があつたと思うのですが、今回の設備料の値上げにもまたまた問題になつておるわけですが、いまだどうでしょう、電話を申し込んでから一番長く積滞されているというのは、公社で何年ぐらいつかんでおられますか。

○遠藤(正)説明員 お答えします。

これは手動局と自動局でだいぶ違うと思ひます。手動局におきましては、実際申し込まれまして中々一番長くお待ちになつておられる方は、おそらく五年以上の方もありだろつと思ひます。しかし、自動局につきましては、これはまあ普通加入区域と特別加入区域あるいは区域外等では違ひますが、現在の状態では、三年ぐらいつかんでおられます。スだらうと思つております。

○中野(明)委員 そういたしますと、これは手動局で五年以上、確かに私たちの国元にはそういう人が非常に多いわけですが、先ほどから議論が出ておりますように、これは本人は申し込んで電話をつけてくれという意思表示をしていないわけですが、それを公社の都合で電話がつけれない。たまたま電話がつくようになったら、今度は五万円払いなさい、こういうことなんですか、これは国民感情の上から考えても、社会的な通念の上から考えても、非常に問題のあるところでは、ぜひこれは経過措置その他で——この前にはたしか小林さんが大臣のときだったのですが、そのときもいろいろ私申し上げたら、やはり電電公社にこれは押し切られましてというふうな言い方でした。それは押し切られたんですけれども、井出さんややはり押し切られたんですかね。その辺どうでしょう。

○井出国務大臣 どうも鐘が鳴るか撞木が鳴るかというふうな微妙なお問ひであります。私も予算委員会でごさいますと、相沢さんの質問に、何か名案があればという意味のことを申し上げた記憶がございます。しかし、その後あれこれと検

討いたしました。やはりどうもどこかで遮断機をおろさなければならぬ、こういうことに相なりますと、まあ今回のような行き方ではだれしやむを得ないのではないかと、こう思つております。

○中野(明)委員 結局いろいろの考え方が持てると思うのですが、昨年この七カ年計画を策定した時点、そこに線を入れるのも一つの考え方だろつと思つたのです。この値上げをするというこの原案を策定した時点、それ以前に申し込んだ人は現状のまま、それ以後の人はこれは値上げになるということを承知して、まあそういう考え方が出てきてから申し込んだ人ですからこれはやむを得ぬとして、それ以前に申し込んだ人はそのままでいくという、そこに線を入れるという一つの考え方、これも持つてゐるのじゃないかと思つたのです。それとも、一番妥当なのは、ことしの六月一日なら

六月一日から値が上るとすれば、申し込んだ時点、これも一つの考え方だろつと思つたのです。申し込んだ時点の設備料の値段でいく。そうすると、五年も待つてゐる人は、一百万のときからです。それから、それでいつくたうかと待つてゐるうちに、二へんも三へんも設備料が上がつてしまつて、結局五万円になつてしまつた。こういうことになりまして、これはたいへん気の毒な状態です。これは国民感情としても許せないと思ひます。一応、この前も議論になりましたが、申し込んだ時点で確かに権利は発生してない、確かに法的にはそうでしょうけれども、本人としては印鑑まで押して、そして電話の申し込みをしてゐるわけですから、やはり本人としてはその時点で意思表示をしてゐることは間違いないと思つたのです。そこを大臣は線を入れるのがむずかしいとおつしやつていますけれども、それだけで済まされるのじゃないに、むずかしいところを線を入れるのが政治の役目じゃないかというふうな感じがするのですが、その辺どうでしょう。そこらとところ、経過措置でも考えられるという意思はないのかどうか。

それからもう一点、これは感情的にもなりますけれども、七カ年計画を見てもみると、前々から議論になっておりますように、住宅用が八〇%でしよう。一千九百七十万台新しく加入電話をつけるといふうちで、千五百七十万台、これが住宅用になつてゐます。だから、もう八割、それが結局公社のきめた設備基準ですか、優先順位、それでいきますと、住宅用が最下位にランクされているわけですね。そういう関係で、事務用はなるだけ早くつけるようにということで比較的に早くついておるようです。そうしますと、住宅用の人は、自分の意思以外に、公社の優先順位というものが働いて、そして今度値上げになるといふことになりまして、八〇%の人が住宅用である、そして七カ年計画を見てもみると、これは必需品になつてきてゐる、生活必需品だといふことを書いてゐるわけですね。必需品になつてきてゐるものを、しかも住宅用をあと回しにしておいて、この時点で六六%でしよう、二万円の値上げが起つたのは、それで五万円になつたから五万円払いなさいといふのは、あまりひどいと思つたのです。それをあわせて大臣のはうからもう一度……

○井出国務大臣 中野さんおつしやることは、気持ちとしてはけしはつておられないではないのでありますが、さてこれを事務的に扱ふといふことに相なりますと、どうもなかなかその辺がまた別な不公平をかもしたといふようなことにもなりかねないといふようなあたりも、うまい名案が思ひ浮かばないといふのが実際のところでございます。

○中野(明)委員 一番名案は上げないことなんですか、上げるといふことになれば、もう少し名案を考えていただきたいと私は思つたのですが、この機会に住宅用と事務用の話が出ましたが、住宅用と事務用の電話の違い、これは基本料のほか、どこか違うところがあるのでしょうか。

○遠藤(正)説明員 料金面ではございません。

○中野(明)委員 これは何か住宅用と事務用の区別をつける必要がはたしてあるのかどうか。最近住宅用と事務用の区別が非常にあいまいになつて

きているような気がするのですが、これを廃止するとか、住宅用と事務用の区別をなくする、そういうお考えはあるのですか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、料金面では事務用と住宅用と基本料が異なっております、これが唯一の差でございます。これは昭和二十二年でございまして、主として負担能力の面からこの差をつけられておるのでございますが、今日の時点では、優先順位が先ほど中野委員のおっしゃいますように、事務用と住宅用で若干違いますので、それに基づく差ということも言えるかと思うのでございます。しかし、いま申されましたように、事務用と住宅用と非常に一体になってきています面もございます。そこで、私もおっしゃいます、かねがねこの事務用、住宅用の区別をできるだけ機会を見て撤廃をいたしたい考えは持つております。

○中野(明)委員 その場合、撤廃をされた場合、基本料をやはり高いほうへ一緒にしてしまわないで、安いほうへ一緒にするように念のために申し上げておきたいのですが……

○遠藤(正)説明員 そこが問題でございます、一本にしたいのでございますが、おそらく低い住宅用に統一せよという御意見もおありだと思います。私もおっしゃいます、これもおこられるかも知れませんが、いろいろ計算をしてみますと、統一するならば、事務用に統一するのが現在の時点では妥当ではないか。ですから、具体案としてはなかなかむずかしい問題でございますが、必ずしも……

○中野(明)委員 そういふことを言われるだろうと思つて念を押しておいたのですが、そういうふうには高いほうへ一緒にするのなら、してもらえないほうでよろしいのです。

で、基本料ですが、今回の広域時分制の採用によつて基本料が上がる場合があります。これは先ほど遠藤局長も、試験のところで、基本料をは

ずすから得するというようなお話がありました。基本料が上がる場合がありますが、このおたくからいただいた資料によりますと、二階級特進するところがありますね。この二階級特進というのは、ほかのことなんでしょうけれども、これはちよつと困るのですが、こういう点は考慮される余地はないのですか。二階級特進されるところは、おそろしく郡部の過疎地域だと思つて、それが広域時分制を採用されることによって、県庁所在地とか、あるいはその周辺の大都市並みにがつと合併されて級局が二階級上がつてしまう。すると、少々電話費を安くしてもらつても何にもならぬ。逆に基本料が二階級も上がつてしまふと、たいへんな損失になるような気がするのですが、そういうところがかなりあるようです。どうですか、要するに二階級特進する分、これは何か考えられないものでしょうか。

○遠藤(正)説明員 これは基本料の改定に当たるわけでございますが、この考え方は、均一のサービスを受ける面が広くなります。したが、いま申し上げた、基本料の改定、級局の変化が生じて基本料が上がるわけでございますが、いまお話ししたように、二階級上がつるというものは、事務用で具体的に申しますと三百円、住宅用で二百円上がるケースでございますが、局数にいたしまして、全体の二割で三十六局でございます。それから加入者の数で申しますと、四万三千加入でございます。総加入数の〇・三割という非常に少ないものでございます。これは従来の加入区域そのものが非常に小さかつたところでございます。今度の広域時分制によつて、その見返りとして受ける利便も、逆に非常に広がるわけでございます。したが、いま申し上げた、この二階級上がつるというの、そういう点からお認めいただけるものと思つております。

○中野(明)委員 二階級と一階級が大半、いま数字の上ではおっしゃっていますが、こういうところは、いまもお話しに出ておりますように、非常に山間部の僻地なんです。そういうところに、ういうために基本料が上がるということは、大きな精神的な負担にもなりますし、もともと基本料のきめ方ですけれども、この前も議論になりました、階級が非常に多かつたのを五階級に下げた。下げるだけかと思つておつたら、今度は値段を上げてきたかと思つて、何かものを言うところ、それは趣旨はもつともだということ、一応の形はそれのようにしていただくわけですが、内容は料金値上げになっておるわけですが、この算定の根拠ですが、どうも非常に幅広い、二級の度数料金局を例にとつてみますと、八百から八千台までというふうなことになるんですが、この根拠は何かあるのですか。この台数ですね、台数の五等級に分けられたその根拠ですね。何を根拠にしてこういう台数に線を引かれたかということですか。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

○遠藤(正)説明員 これは基本料の改定に当たるわけでございますが、この考え方は、均一のサービスを受ける面が広くなります。したが、いま申し上げた、基本料の改定、級局の変化が生じて基本料が上がるわけでございますが、いまお話ししたように、二階級上がつるというものは、事務用で具体的に申しますと三百円、住宅用で二百円上がるケースでございますが、局数にいたしまして、全体の二割で三十六局でございます。それから加入者の数で申しますと、四万三千加入でございます。総加入数の〇・三割という非常に少ないものでございます。これは従来の加入区域そのものが非常に小さかつたところでございます。今度の広域時分制によつて、その見返りとして受ける利便も、逆に非常に広がるわけでございます。したが、いま申し上げた、この二階級上がつるというの、そういう点からお認めいただけるものと思つております。

○中野(明)委員 そういふ点を一つ一つ見ていきますと、何か割り引きをしたという美名のもとで、結局いなかのほうは何にもならぬ、こういうことになるわけですが、ですから、どうなんですか、設備料が上がることに何ぼの増収を見込んでおられるのですか。

○中野(明)委員 設備料だけでございますか。○遠藤(正)説明員 いえ、基本料です。

○中野(明)委員 四十四年ベースで四十億と見ておられます。

○中野(明)委員 ですから、この四十億円、それだけ結局だれが負担するかといふと、山間部、山間僻地の、そういうところに限つて収入が非常に少ない、だから人間が町へ出て行って過疎地域になつて、そういうところの人に、これは四十億から負担をさせるわけですが、ですから、そういうことを考えていきますと、この人たちが受ける恩恵というのは、四十億以下になりやせぬかというふうな心配をしてゐるわけですが、だから、そこら辺をもう一度検討を加えて、級局の基

○中野(明)委員 そういふと、何か局から距離でどれだけとか、集落では幾つくらいの集落とか、そういうふうな算定の基準はあるんですか。ただ、いまのその条文だけでは非常に抽象的なんですが……それが、何かその地方の通信局長の裁量で自由になるような感じもするんですが。

○中野(明)委員 二階級と一階級が大半、いま数字の上ではおっしゃっていますが、こういうところは、いまもお話しに出ておりますように、非常に山間部の僻地なんです。そういうところに、ういうために基本料が上がるということは、大きな精神的な負担にもなりますし、もともと基本料のきめ方ですけれども、この前も議論になりました、階級が非常に多かつたのを五階級に下げた。下げるだけかと思つておつたら、今度は値段を上げてきたかと思つて、何かものを言うところ、それは趣旨はもつともだということ、一応の形はそれのようにしていただくわけですが、内容は料金値上げになっておるわけですが、この算定の根拠ですが、どうも非常に幅広い、二級の度数料金局を例にとつてみますと、八百から八千台までというふうなことになるんですが、この根拠は何かあるのですか。この台数ですね、台数の五等級に分けられたその根拠ですね。何を根拠にしてこういう台数に線を引かれたかということですか。

○中野(明)委員 そういふ点を一つ一つ見ていきますと、何か割り引きをしたという美名のもとで、結局いなかのほうは何にもならぬ、こういうことになるわけですが、ですから、どうなんですか、設備料が上がることに何ぼの増収を見込んでおられるのですか。

○中野(明)委員 設備料だけでございますか。○遠藤(正)説明員 いえ、基本料です。

○中野(明)委員 四十四年ベースで四十億と見ておられます。

○中野(明)委員 ですから、この四十億円、それだけ結局だれが負担するかといふと、山間部、山間僻地の、そういうところに限つて収入が非常に少ない、だから人間が町へ出て行って過疎地域になつて、そういうところの人に、これは四十億から負担をさせるわけですが、ですから、そういうことを考えていきますと、この人たちが受ける恩恵というのは、四十億以下になりやせぬかというふうな心配をしてゐるわけですが、だから、そこら辺をもう一度検討を加えて、級局の基

○中野(明)委員 そういふと、何か局から距離でどれだけとか、集落では幾つくらいの集落とか、そういうふうな算定の基準はあるんですか。ただ、いまのその条文だけでは非常に抽象的なんですが……それが、何かその地方の通信局長の裁量で自由になるような感じもするんですが。

○中野(明)委員 二階級と一階級が大半、いま数字の上ではおっしゃっていますが、こういうところは、いまもお話しに出ておりますように、非常に山間部の僻地なんです。そういうところに、ういうために基本料が上がるということは、大きな精神的な負担にもなりますし、もともと基本料のきめ方ですけれども、この前も議論になりました、階級が非常に多かつたのを五階級に下げた。下げるだけかと思つておつたら、今度は値段を上げてきたかと思つて、何かものを言うところ、それは趣旨はもつともだということ、一応の形はそれのようにしていただくわけですが、内容は料金値上げになっておるわけですが、この算定の根拠ですが、どうも非常に幅広い、二級の度数料金局を例にとつてみますと、八百から八千台までというふうなことになるんですが、この根拠は何かあるのですか。この台数ですね、台数の五等級に分けられたその根拠ですね。何を根拠にしてこういう台数に線を引かれたかということですか。

○中野(明)委員 そういふ点を一つ一つ見ていきますと、何か割り引きをしたという美名のもとで、結局いなかのほうは何にもならぬ、こういうことになるわけですが、ですから、どうなんですか、設備料が上がることに何ぼの増収を見込んでおられるのですか。

○中野(明)委員 設備料だけでございますか。○遠藤(正)説明員 いえ、基本料です。

（中野）「明」委員、それでは、と進めようかなあか
 するのですが、普通加入区域の中に特別加入区域
 になっている集落というのは、ずいぶんたくさん
 あります。それで、それに電話をつけてくれとい
 うと、一メートル当たりいま幾らとっているのだ
 ですか。ずいぶん高いことを言いますから、全然電
 話のない部落、公衆電話が一つか二つあるとい
 う程度のところがずいぶんありますが……。

ぬと思いますが、そういう用意がありますかどうかですか。

○遠藤(正)説明員　現在時点でも確におつしやるとおりでございますが、特に広域時分制になりますと、いわゆる加入区域の概念が通話料金に對しましてはなくなります。したがって、加入区域、特別加入区域という概念が、いまの線路設置費だけの問題になってまいります。また片や、

し、まあいまのところ特別加入区域程度を普通加入区域に拡大するというようなことで七カ年計画ではやってまいりたいと、このように考えておる次第でございます。

○中野(明)委員 公社の本来の仕事は、私はそういうところへ力を入れてもらいたいと思うのです。データ通信にそんなに力を入れなくても、そういうところへ金をつぎ込んでいくのが私は公社

なんでしょう、いままで投下された資本を独立採
りしやる数字を基本にして考えてみましたも、どう
きょうけいでも、それはそれとして、いまそちらでお
ととてつもない計画を説明しておられたようです
ういうこと、何かけさの参考人のお話では、もっ
ごさいます、七カ年計画を終了した時点では。そ
る百億、ざっと七千六百億ですか、たいへん金で
のですが、いままで投下された六千九百億に七

いうことを踏まえまして、これは完全に与野党の一致をいたしました。したがって、私は定められました時間内で取り組んでまいらうとは考えておりません。できるだけ重複も避け、そしてひとつ最も要点を尽くすように努力いたしまして、御質問を申し上げてまいりたいと考えておりますが、ただ私、きょう一日同僚の質問を伺ったのでございまして、何と申しますか、非常に真摯に質問に対する討議が行なわれておりません。私、大臣以下総裁まで含めまして、委員会の質疑についての姿勢にきわめて疑いを深く抱くので、私、本論に入りますまでに、非常に御警告を申し上げて、もう少し委員会の権威に真摯な姿でひとつ質問にお答えをいたさう、こういうことを望ましいと考えるのであります。それぞれの答弁をされておる方が一つの責任と誇りをもって自分の役割をお答え申し上げるというのを願いたいのでありますけれども、作文を、用意されたものをもって答弁にかえられる。そしてそれはとにかく受けて流せばいいのだ、こういうふうな調子が、特にこの委員会にはございまして。私は、地方行政も取り組んでまいりました。私の専門の商工にも籍を置きまして取り組んでまいったのでありますけれども、この委員会は、そういう点では誠実と真摯な質疑が非常に欠けておる、こういう感を深めたのでございまして。苦言を申し上げて、限られた時間内で、ひとつ真摯な最後の質疑応答を行なう、こういうことを切望申し上げておきたいのであります。もし、これ不誠実で、そして私の理解ができたいことになりましたら、それは私の責めではございません。あるいは質問の続行を停止することがあり得ることも、ひとつお含みをいたさしまして、御答弁をいただきたい。これは脅迫ではございせん。前段に私、真摯な姿で申し上げてまいりたい、かように考えております。

その基本は、私は、何といつても郵政省の所管の問題で今度ほど多くの問題をかかえておるときはない。郵便二法の問題がしかりでありまして、

きょう運んでおりますこの法案も、またしかりでございまして。あまりにも矛盾と撞着した、そして一つの方便主義にわたつておる、こういうことで、実際は質問をする真摯な意欲も欠くわけでありまして。私は、そういう前段を踏まえまして、つとめて礼を失しない、敬意を表しつつ、立場を異にしつつ、いろいろ建設的な御質問をいたしてまいりたい、このように考えておる次第でございまして。私は、個人的には井出先生には、人格的にもあるいは識見にも非常に敬服をいたしておるのであります。今度の通信委員会におきましては、その限りにおいては公人と公人としての関係でございまして、腹の中でのものを申し上げておったようなこともしつばあるのでもございまして、きょうはひとつずばり公人としての質問をさせていただきます。また、御答弁も、私の評価が誤らない御答弁をお願いを申し上げます、こういうふうにかえるのであります。

もう一点、たいへん恐縮でございすけれども、私、大臣に率直にお伺いをいたしたいのであります。

質疑を通じて、合理的で、きわめて謙虚に耳を傾けていただきます多くの質問が展開をされました。一々名を申し上げるまでもなく、非常に妥当性のある、皆さんに謙虚に踏まえていただくなくてはならぬ質問が多くされた、私は拝聴をいたしておるわけでありまして。安宅同僚もいろいろお話をされましたが、一体委員会の運営がこれであるのかどうか。少なくとも与野党の共通の場を持って、そして謙虚に質疑を行ないまして、私は耳を傾けて、そしてあやまちあるとするなればそれを訂正する。別のことで言いますと、少数意見を尊重して、そしてその是とするとところは大胆に、勇断をふるって改革をいたしていくというところでなくてはならないのでありますけれども、半減点も許さない、こういう立場において御答弁をされておるということでは、私は、この委員会の機能と成果をあげてまいることができない。これは民主政治の本旨にひとつ検討を加えてまいらなくてはならぬ問題だ。

てまいらなくてはならぬ問題だ。

〔内海(英)委員長代理退席、委員長着席〕私どもは、やはり何といつても与野党の共通の場を持って、そして謙虚に国民の批判と、国民の感情と、方向について論点を進めてまいり、その中において、少数の意見をも採択する、そして最終的には英知ある多数決で決定をする、こういうことが民主政治の本来の使命なりと考えておるのであります。大先輩の井出先生にそういう書生論をいまして申し上げるということはいかかなものかと思つたのでありますけれども、これはもう委員会を通じて痛切に感じます。しかも、与野党の先生もいらつしやいますけれども、私は、やはり与野党がそういう共通の場と真摯な態度で委員会へ臨んでいただくなくてはならぬ。オール・オア・ナッシングであります、ひとつ何か言わしておけということ、それを受け流して、みずからの百点を減点しないという方式を推し進めるということとは、民主政治に反するのだ、これはもう多数の暴力だ、こういうような感をきょうの委員会でも、一、民主政治の本来の姿において、こういう委員会での運営がよろしいかどうか、こういう大きな政治の原点に検討を加えてまいらなくてはならない方向を政治が求めておると考えておりますので、私は、本論に先がけまして、非常に重要な問題でございまして、郵政大臣の確たる御所見をお伺いいたしてまいりたい、かように考えております。

○井出國務大臣 栗山さんから、おしかりを含めての御質問であります。私は、きょうのお伺いをいたしました諸問題に對しまして、栗山さんがどういう点をおとらえになりましたか、あるいは軽く受け流したというふうにおとりましたか、あるいは非常に、非常にきめこまかい、やはり立案過程において気のつかないような点にもお触れになります。これは私も敬意を表して伺った次第であります。ただ問題は、私なり公社の立場な

り、いわば原案を作成した側からいたしまして、これをできるだけ堅持したい、この気持ちはおわかりいただけると思つたのであります。こういう委員会のあり方に対しては、私のほうからこれ申し上げる筋合いのものではない。むしろ、与野党の共通の土俵というものがこの委員会でありまして、その結論がお出になりましたならば、それじゃ政府はどうだ、こういう点、相談に乗るかというふうなことに御運びをいただくのが段取りではないかという感じはいたすわけでありまして。きょうは栗山さん、掉尾の質問でございまして、ひとつ、以下御展開されるままに承りながら、ひとつ誠実に、この委員会の、特に本法案に対する画竜点睛を聞きたい、こう考えるわけでありまして。

○栗山委員 御所見を承りました、これに討論をいたしてまいらうというところは毛頭考えておりません。ただ申し上げたいのは、私の質問についてそのような姿勢を求めたいということを要求するのじゃなくて、近くは郵便法の一部改正の審議につきましても、この問題の法案審議につきましても、特にきょうが最終で臨んでいこう、こういう与野党の方向を出したその委員会において、質問に対する関係諸氏の御答弁の本旨というものが、全く、言うなれば、逃げたい、そしてその場を過ぎしてまいりたい、こういうふうな無責任な公社関係の御答弁が多かつたのであります。また、省側の御答弁も、それに類似するものがございまして、これを痛切に私の実感でとらえてまいったのであります。一体これではよろしいか、もう全くこれはゼロじゃないか、私はこういう感を深めたものでございまして、井出先生の、御先輩の高邁な所見をひとつ原則論としてお伺いをしておかなくちゃならぬ、こういうことで御質問をさせていただきます、こういうことで打ち切っておきたい。

この間、樋上委員がサンデー毎日のあの記事をとらえまして、そして樋上委員流な質問をされま

した。私は、遠藤君の答弁も伺っておりまして。大臣は留守であったと承知をいたしたのでありますが、米澤総裁の御答弁も伺ってまいりました。ただ一言、こういう事態を発生したということについてはお話を申し上げなければならぬ、こういう一言だけでございました。私自身は、いろいろ週刊誌のことでありますから、それなりの一つの発想と表現をいたしておるものでありますけれども、中身の本質的なものについては要点を尽くして、こういうふうな理解をいたしておるわけでありまして。私が間違っておりまして、私自身が訂正いたしますことはやぶさかではございませんが、少なくともこの誤差の通話料の問題は、コンピュータで積算をいたしておるから絶対間違いない、こういう考え方で一年何カ月かの経過を進んでまいりました。何としてもこのおぼちやんはえらい人でありまして、これはたたるべき勇者と、こう理解をいたしておるのですが、ほかの人なら、日本人のなかにはなかなかこまで執念を燃やして最後までそういう間違いをただすというふうなのはあり得ない、行ない得ない日本の国民性の一端があるわけでありまして、ところが、この人は断じてこの不正と間違いを許さない、こういうことでこの問題をお運びになりました。ようやくにいたしまして、度設計の誤りによってこういう結果になった、こういうことで電話されて、そして過払いの問題につきまして処理された、こういうふうな答弁を伺っておるわけでもあります。

しかし私は、科学万端時代といえども、すぐれた知能の機能を持つておるコンピュータの性格を論じておるわけでありまして。これは非常にがんこ無類なものがございまして。融通性のきかないものがございまして。いかなる材料を入れるかということによって、入れた材料によって正確に受けとめてまいり、この機能よりコンピュータは持つておらないのであります。間違つた材料を入れてまいりますと、間違つた材料でそれを正確にとらえていく、こういうふうな幅のきかない内容を持つておる。入れたものだけにについては、たがわ

ずそれを知能的にとらえていく、こういう進んだものだ、こういうふうには、私はコンピュータについて常識的理解をいたしておるのです。ただ、コンピュータによって積算しておるんだから絶対間違いない、こういう過大の過信というところに問題点があるのじやないか。その材料は人間が入れるのであります。その入れたことについて、コンピュータによって間違いないんだ、こういう発想、認識それ自体に、私は総裁の一つの指導といえますが、管理、運営上の大きな責任をとられる問題が存在するのではないか、これが一点であります。

第二点には、これはコンピュータの故障によるものではございません。しかもその材料を入れるものが、赤を入れるものをたまに黄か白を入れてまいったということが、こういう誤った積算になってまいった、こういうことでございまして、明らかにこれはミステークであります。このことは、科学万端時代で、そしてそれにあまりに過信と絶対性を持つておるというふうなことも、少なくともコンピュータによっていろいろ研究開発されておる電電公社というものが、そういうとらえ方でものを教育し、管理運用されておるというところについては、これは基本的な認識の問題点があるんじゃないか、こういうことを私は率直に感ずるのです。

しかも御承知のとおり、一おぼちやんが出てくれたのでありますけれども、個人の家庭におきまして、企業におきまして、ほんとうはあなたのはこの基本料及び電話料の請求納入書といいますが、これだけを過信をいたしておる。市内電話度数が何ば、市外通話何ばだということば、日本人の一面はともそれだけの徹底したビジネスの運用をいたしておりません。非常に大きな信頼度を寄せ、そしてそれについて間違いないものなりというところで料金を納めておる。これが今日の電話利用者の大かたの一つのつかみ方だ、こういうふうな考えるのです。そういうしますと、一おぼさんの問題でなくて、先ほど遠藤君言われたよう

に、一万件について十六件の苦情がある、こう言われたのでありますけれども、私はそういう計数的な問題じゃなくて、あなたのほうに絶対の過信をし、そして黙々としてそれに納入いたしておる多くの利用者が、公社についての大きな不信感と不安感を増大いたします。おそらく電話料をとめたら、電話が一定の期間でとまってしまう、こういうような一つの処置をおとるようになるでしょうけれども、どれだけ表にあらわれない声があるものか、こういう被害を受けておるかということば、私どもの通念から理解をいたしますときに、おいて、おそれるべきものだ。われわれが、もつと公社それ自身の信頼性を高めてまいり、こういう不安を除去いたしてまいり、ということについて、今後のそういう管理、運営の問題についてどのようにはかかっていくかということについて、一言もお触れにならなかつた、これが私は頭に來たんです。同僚の質問でございましてから関連質問いたしませんけれども、私は非常に頭に参りました。

ここに皆さまの基本的な姿勢があるわけでありまして。しかも、少なくとも料金を返せばそれで済んだ、こういうような一つの発想での御答弁だった。多くの利用者について、どうこういう一つの問題を材料を入れた問題の不信を除き、そして信頼を高めるといふことと、国民に謙虚におわびを申し上げて回復いたしてまいり、ということが、私は公社の最大の責務なりと痛感をしていたしております。

私の記憶によりますと、最近基本料と総括的な納入請求でございまして。何年ごろか存じませんが、私も事業をいたしておりましたときには、基本料の問題とそれから請求方式についての事務システムが変わつてまいりました。一括請求でありまして。いままでには市外通話何ば、何通、どこ、そして市内の度数が何通話だ、こういうような詳細な請求でまいりました。時代の進展といえども、事務の合理化といえども、少なくともお客さんだ、利用者なりといはしますならば、これだけのものをお使いになつていらつしやいますから、これだ

けのものをひとつお払いをいたしたい——これがもし民間でございしたらどうなりますか。どういう品物を何ばお買い取りいただきまして、単価は何ばで、総計これだけでございますという請求書を送つて、そしてその請求をいたすということになるのであります。公社はさらに高い立場から、一銭も間違いない、こういう明確な納入請求方式をとつてまいり、ということが、一つの問題点として検討を要するべきじやないか。皆さんは、いやそんな煩瑣なことはできないのだ、合理化だといふ一つのごまかしの魔術によって簡略されておると思うのでありますけれども、こころにも問題があるのではないか、こういう点が私の中心の一つの基本的な御答弁をいたしたい問題でございまして。

付随的には、この人たちに間違つた料金はお返しをいたしますよというて済んでよろしきものか、こういう問題がございまして。交通事故にいたしましても——誤りは、取引は停止されまじすよ、不当な請求をいたしますと、一般の民間企業といふことになりまして。公社であるがゆえに、使わなければならぬという一つの事態から払つておるのであります。陳謝を申し上げて、そして堂々と取引を願いたい。あやまちがあやまちとして訂正いたしますということを民間のサイドにおいてはかつてまいらなければならぬ。少なくとも公社の性格は、やはり公共奉仕じやありませんか。そして独占じやありませんか。こういう一つの問題を、あまりに皆さんが鼻高く、のぼせ上がった姿で国民不在の一つの措置をやつておられるということば、先ほど大臣に言いたかつた問題でございまして、総裁の御答弁に頭に來た問題がございまして、私はしかとひとつ総裁の所信を承つてまいりたい、この一点であります。

○米澤説明員 答へいたします。ただいま御指摘のありました件につきまして、十分肝に銘じて注意していきたいと思っております。実はこの間御質問ありました、たしか姫路の電

この料金の誤差というものの自体につきまじしての統計的資料というものは、先ほど遠藤営業局長が申し上げたような数字でありまして、われわれといたしましては、これをいかにして少なくするかということについては、非常に注意を払っております。所管は公社の中で施設局、あるいは保全局というところがその所管でありますし、また事務的なことは営業局がやっております、この三局に大体関係しておるわけですが、したがって、これをなくすために一番問題になるのは、一つの巨大なシステムになっております、最近のいわゆるシステム工学というようなことばがあるわけですが、千五百万の加入電話が全部つながる

○栗山委員 私、要点を尽くしましたので、重ねて申し上げてまいりたいとは考えておりません。私自身は、遠藤君の一万に対する十六件の苦情、こういうようなことだけは表面にあらわれた勇者であると思います。あえて日本の国民性ということとを申し上げます。あなたもシステムを言われ

ましたが、個人の家でも、大抵いま経済の合理性というものには、まだ甘い要素が日本の国民性にはございます。企業においても、やはり経済サイドからそういうものについての確にとらえておらない、こういうことでありまして、唯一の信頼性は、あなたのところの請求書を一〇〇%信頼するという立場に立っておるのでありまして、これが重大だ。この人たちに誤りがなかったかどうか、この一例をもってみても、他山の石にしなければならぬという問題がある、こういうことを私はいまあなたに力説いたしておるわけであります。した

○米澤説明員　お答えいたします。
私、少し事実の内容を申し上げたのでありますが、料金の問題でたいへんに御迷惑をかけましたことは、ほんとうに国民、その当事者の方にも申しわけないというふうに痛切に感じておる次第でございます。公社といたしまして、こういうようなことが起こらないように、あとの処置をできるだけするということに最大の努力をいたしたいと思っております。

○井出國務大臣 この前、樋上さんからいまお示しになった記事をひっさげて御質問があったことを承りました。総裁からも御答弁がありましたように、こういう問題こそないがしろにしてはいけないと思っております。実は、私のところへも直接、全国から郵便なり電信電話なりのサービスの不満足なことを電話や郵便でしょっちゅうちょうだいをいたします。これはやはり一つ一つ丁寧にお答えをするように、場合によっては私みずからが電話へ出るということもござりますが、そういう精神で臨まなければならないと心得ております。

本論に入ります。まず第一にお伺い申し上げてまいりたいのでありますが、電話の普及等によりまして、電報の果たす役割りが大きく変化をいたしておる、こういうような御説明が、資料で私ちようだいをいたしております。変化の状況を承りたい。これは重複するかも知れませんが。

○中林説明員　お答えいたします。

最近におきます電話の普及、特に住宅電話の普及、あるいは市外ダイヤル電話の普及、あるいはテレックスの普及、こういったものによりまして、電報の役割りというものがかつての電報の役割りというものと非常に違つてきておるわけでございます。かつて電話のそれほど普及していない時代におきましては、電報というものは非常に緊急の通信手段として大きな役割りというものを演じておつたわけでございますが、最近におきましては、そういった他の通信手段の普及というものによつて、電報の役割りが量的にも、また質的にも變つてきておるわけでございます。これをもう少し内容的に申し上げますと、電報通数の点で申し上げますと、電報通数は、昭和三十八年の全国で年間九千五百万通というのがいままでの最高でございまして、その後は大体年々四、五百万通ずつ落ち込んでまいつております。大体四十三年度では七千二百万通まで下がつております。大体この調子では、相当この傾向をたどるものだと思います。ふうに考えておるわけでございます。それから、電報需要の内容でございしますが、一般に電報といふと、非常に国民の、庶民大衆のいわゆる

る通信手段、こういったような考え方が多いわけですが、実際には需要内容を調べてみますと、電報の約半分というものが会社、事業用の電報でございまして。それから三分の一が慶弔電報でございまして。残りの二割程度はいわゆる一般私用の電報でございまして。そして会社の電報といえますものも、会社の電報のうちの約七割近く、相当程度というものが大企業の電報でございまして、いわゆる個人企業の電報といふものは一割程度でございまして。また、電報といふものは、電話の加入者の方と電話を持たない方との需要のぐあいというものを調べてみますと、電話の加入者の人から電話の加入者への電報といふものは、大体全体の三分の二ぐらいがそういったもので占めておる。電話を持たない人から電話を持たない人への電報といふものは、わずかに四割程度にすぎない。それからまたいわゆる緊急電報と申しますか、「チキキトク」といったようなものに代表されます緊急電報といったものも、最近非常に減つてまいっております。昭和三十八年度に約四百万通ございましたが、これが四十三年度には二百万通に半減いたしております。電報通数全体のうちで約三割程度でございまして。こういった点で、電報といふものはかつての国民一般の非常に緊急の通信手段といった役割から、その性格というものも非常に変わつて、一般の国民生活といふものとも非常に結びつきの薄いものになつていく、かように分析をいたしておるわけでござい

ます。○栗山委員 電話の普及によつて電報の利用構造の変化があるという、これは一面のとらえ方でございまして。それから、電話の施設のないところというものが、電報利用といふものの全的なものではございせん。電話利用いたしております。電報の特質といふものがございまして、電報利用いたしております。しかし、いまのようにダウンして構造変化を遂げておる、大きくなるといふことであるかと思ふのでありますが、あなたのところの資料によりますと、業務用が四八%

すか、それから私用が一九%、パーソナリティの問題からいいますとたいへんなことでありますけれども、少ないパーソナリティでありますけれども、実はやはりこれが日本人の、電話がないといふことだけじゃなくて、電報の用途を求める電報の利用者である、こういうふうには理解をいたさなくちゃならぬ、こういうふうには考えるのであります。慶弔電報に至つては、三三%というような高い数字をあなたのほうの資料で示されておる、こういうことでございまして。

この問題はこれとどめですが、慶弔電報の廃止をされたといふことの理由を先ほど中野委員がお伺いをいたしております。伝えられる経過もあつたと思ひます。その真偽性はよく存じないのでも、電報料金が、資料を示されたところによりますと、二十八年以来の懸案の問題でございまして。そして累積赤字が四千一百億というふうな今日の事態に至つておるということも示されておるので、長きにわたる一つの問題でございまして。この二つの問題をとりまいて、私は、慶弔電報といふものが三三%のシェアを示しておる。しかも、不必要なものもございまして、けれども、やはり日本人の生活習慣がございまして。慶弔電報といふものが、日本人の特質をあらわす一面がございまして。これを一挙に廃止するといふ事柄については、私は盲断だ、少し迷つた決断だ、こういう私の結論を持っておるわけでありまして。したがつて、この経緯につきましては、一体あなた方がどういふ経緯でお出しになつたのか。省側がこれをどう認められたか。与党さんの政策審議会有るいは通信部会等もございまして、それらでどういふ経緯を踏んだかといふようなことの経緯を伝えられることがございまして。どうも慶弔電報を上げなくちゃならぬ。だけれども、これを上げていくといふようなことについては、公共料金の抑制を一つのためとて進めてまいらなければならぬところ、たいへんではないか、こういうことと、ひとつ隠れみのに慶弔電報を廃止しようじゃないかといふようなことで、十分な審議をさ

れずして、そして通信部会においてこの問題が削除されたとも伝えられておるのであります。私は民社党でございまして、そういうような与党の内部事情をよく存じませんけれども、そういうことを踏まえてお出しになるというところに、私は省側の見解がいかがなものか、与党さんもとよみ必要であります。しかし、やはり何と云いますか、公共企業たる本旨からみれば、与党さんが間違つておれば、省側がそれを説得すべきであります。また、担当の公社が強くその要請をして、誤つた方向にたさないようにということをしてまいりますと、その真偽のほどはわかりませんが、私も、どうも先ほどの運用局長でありますか、私と一緒にいふのですが、あなたは背が小さいが、よくよりボリュームが大きいのだが、先ほどのあなたの答弁を伺つておると、まともなことを言つてないのです。それが場当たり答弁といふの表現からいいますと。だから、この経緯といふものについて、私は中野委員に御答弁されたことにつきます。重複いたしますけれども、どうもこのままでこの問題を終わるわけにはまいらない、こういうことが私の結論でございまして。したがつて、その説明を運用局長でなくて、責任ある郵政省及び電電公社の総裁から、この問題の経緯についてひとつ御説明を求めたい。

○井出國務大臣 先ほど中野委員の御質問に対して公社のほうからお答えしたわけでございまして、これはやはり政府案として最終決定をいたしました責任上、これは私からまずお答えをすべきであらう、こう考えます。

電報の累積赤字の問題は、栗山さん御承知のように、ともかく数字から見ますと、これは電話の陰に隠れて二十八年以来どうやら据え置きで来たようなものの、これはまさに食費赤字と匹敵するような大きな赤字であります。これは本来ならば、もう少し事前にしかるべきおりとらえて料金の修正をしてきておれば、もう少しならかに来たこととは思ひますが、これはいまさらそれを言うても始まりません。そこで、今回二十八年以来初めて料金に手を付けたわけであります。何と云ても慶弔電報はせめて原価の半分くらいというところから、当初三百五十円という案が示されたわけ

でございまして。私もこれをながめました。最終的には私のところで、いまだ物価なり公共料金なりがたいへんやまかましい際に、これははいふん法外な値上げと映るであらう。そういうことでありますから、むしろこれを普通の文面にして二十五字まで百五十円という中に、ひとつ問題をその中で解決するといふことが一番至当ではなからうかという判断のもとに、さうな決定をいたしました。たうな次第でございまして、その他儀礼に流れる社交的なものというふうな理由もあつたらうかと思ひますが、しかし一番基本は、あまりにも大幅な値上げといふことに対してちゅうちょしたといふところから来たものと御了解をお願いいた

けであります。

○米澤説明員 お答えいたします。

慶弔電報につきましては、電報の現在の状況や電報の収支その他を考へまして、昨年の八月の時点で、公社としては大体原価の半分くらいはいたしたといふことで、二十五字三百五十円という案を一応つくつたのでございまして。しかし、一般電報のほうの二十五字百五十円というのを最終的に政府のほうで認められた段階におきまして、二十五字三百五十円はあまりにも上がり過ぎるのではないかと御意見もありましたし、それから確かに儀礼的な要素、これは全然いけなないといふことではないのでありまして、またそれの一つの意味もあるわけなんです。また普通電報でも慶弔電報を打つことができるわけだからといふことで、この際普通電報のほうの値上げだけを認めるということになつた次第でございまして、そういうような経過でございまして。

○栗山委員

それはいま伺ったのです。中野委員の答弁でも伺ったのでありますが、私の再質問するゆえんものは、社交的、もしくは一つは国民の慣習、こういう一面がございまして。とかく日本人はお祭りが好きでございまして、おそろく、なんでしょう、与野党の先生を問わず、ひとつ選挙区において、あるいは関係者において、結婚式に参加できないということを経験されておる人ばかりだ目にあうということを経験されておる人ばかりなんです。野党の私どももそうなんです。また電報もしかりであります。そういうふうな一般の国民も、せめてそういう参加できないければ、慶弔電報によって慶弔の用を達する、こういうふうなや片の料金の問題でこの制度を改廃するといふものではない。特に先ほども質問がございましたように、普通電報で打てるのだと言われるのでありますけれども、慶弔電報あるところに日本のいわゆる外交的あるいは慣習的要素があるのであります。普通電報では何の意味もなさないわけなんです。もう一つは、これは略電でございまして。したがって大きな負担もかけないわけなんです。略電でクラハ、クラハ、こういうことでよく弔電を打っておりますから、私なんかよくわかるのであります。こういうふうなきわめて簡略にできる一つの問題等でございます。むしろあなたのとこの事務の煩瑣という一面から見ると、合理的な内容を持つておる、こういう一面があるわけでありまして。したがって、總裁の言われることは、答弁にならない。そんな機械的な答弁はいたしたくない。だから、私は最初答弁にあたって皆さんの姿勢を疑う、こういうことを御警告を申し上げておるゆえんのもの、またそこにあるわけでありまして。もつと素っ裸になつたらどうですか。公社は何のために存するのだという一つの使命観の上にものをなぐめ、英知を傾倒するといふことの方が必要ではないか、こういうふうには考えます。

もう一つは、同文電報もしかりであります。こ

れも廃止する、こういうふうなことであります。すが、ごだい何といひますか、皆さんの頭が、何か政治も国民不在というところで多くの選挙の情勢の変化を遂げているということでありまして。これは政治の不信心感であります。そうして何か行政が優位であつて、政治がそれに追隨する、こういうふうな一面を国民感情としてとらえておる。政治の端くれにおる私どもとしても、まさに行政あつて政治なしというふうな感を抱くのであります。て、こういう点から、私はもう少し少く政府の原案としてお出しになる以上について、公社は公社として一つの誇りと使命観がございまして、政府は政府としての政治的役割りがございまして、この本旨を没却して取り組んでまいるということは、いかななものか。

少しつけ加えておきますが、私は久しぶりにわたる電報料金の問題の公社の悩みを存じておりまして、これはもうタコ足じゃないのであります。自分のものを食つていける間はいいけれども、これが別途会計で独立採算制だということなら、早くこれは更生法もきかないパンクとなるのです。したがって、適正料金を私は値上げとは考えておりません。適正料金を制定すべきであるということとを、むしろ皆さんにこれを激励をいたしていただくのであります。料金の率の問題ということにつきましては、私はそういうふうな細部の問題に触れてまいりませんけれども、そういう激励をして、しっかりと適正料金を求めて改正しなさい、こういうことで、これは会議録を見ていただいたらわかるほど私は意見を述べておいたと承知をいたします。その会議録も私は持つてきております。こういう点から見て、単に一つの社交的なもの、これを廃止するといふようなことはこれは国民の感情不在の方向であります。こういうふうな点でひとつ明確な、素っ裸で真摯な御答弁を求めて是非を論議することが委員会の役割りじゃないか、こういうことを前段で申し上げて、以下各論に入つておるといふことを御了承いただきたいと思います。

○井出国務大臣

お答えいたします。

実は私もこのごろある人から、一体日本人の伝統的な純風美俗から考えると、御祝儀なりお香典なり、これは水引きをかけていくものだ。それを裸の電報で慶弔の意が相手に通ずるか、こういうおしかりを受けたこともあるわけでありまして。この問題は、ずっと先から委員各位によつて御議論のあつた問題でございまして、私もただた委員会さえ通ればいい、御質問を聞きつぱなしでそれによろしいというものは決してないと思つておられます。いろいろときめのことか御議論に對しては、確かに一つのこれはオブリゲーションを感じるものでございまして。したがって、ただいまお述べになりましたような点は、実は電報料金を改めるのはもう少し時期が先になるわけでありまして、そういう間にこれは研究課題にさせていただきます。かように申し上げる次第でございます。

○栗山委員

初めてたいへん井出さんらしい御答弁をちょうだいいたしました。したがって、ここ

でネジのように切り回して、そして即刻私どもの質問にお答えしなさい、こういうことを申し上げることはいたしません。どうかひとつあなたの味でいまの私どもの意見をやはりしんしゃくされて、そして国民に向かう、あるいは国民の望む適正料金でその方向づけを御検討いただきたい、こう申し上げておきます。この問題はこれで打ち切つてまいりたいと考えております。

次の問題でございまして、公衆通信を取り扱う船舶無線局では慶弔電報の制度がなく、略号が使われなくなると、従来の十倍以上の労働強化になる。これが一つです。第二番目には、御案内のとおり、主として漁船関係におきましては、や

はり国民のたん白資源の確保のために太平洋、大西洋まで広域にわたつて漁船がいろいろ活躍をいたしておるわけですが、この点は、一つはやはり気象観測もございまして、それから漁場の発見の観測の問題もございまして、それから乗組員の問題もあるいは家族というふうなもの

について、慶弔電報というものがたつた一つ、これは尤たるものでございまして。特に全体ではございせんけれども、波の問題の制約がございまして、一定の時間的制限を受けておるといふことであります。これを略号を廃しますと打てないのです。モールスで打つようでございます。いまだにモールスで打つようでございます。したがつて、重要な一つの漁場の問題やあるいは気象観測の問題や、隔離された海上生活を送つて、日本のたん白資源確保の第一線に働いておる人、そういう人の電報すら打つことができない一つの事態になる。私は漁業組合の幹部諸君からそういう切実な話を受けました。もとより当局についても、あるいは公社についてもそういう陳情が参つておるうかと、こう思うのであります。これはもう慶弔問題だけをとりえるんじゃないや。これはたつた一つ、いわゆるモールスによつて、そして限られた時間帯と波によつて利用したておるの、略号を廃されるとたいへんなことになってくるんじゃないか、こういうふうな一つのとりえ方でありまして。労働強化の問題だけじゃなくて、それはもう大きな漁場の作業に支障を来たしてまい。こういう一つの条件にかんがみまして、こういう問題を陳情いたしておるか私は承知をいたしますが、これはひとつ公社側のはうがこういう問題をどうとらえて、どう対処すべきかということをお考えになつておるか、あるいは当局もこれは国策上の問題の一端としてこの問題はながめてまいらなくちゃなりません。私は、そういうふうな政治的判断をやはりいたしてまいらなくちゃならない問題だと承知をいたしますので、ひとつ總裁と大臣に承りたい。――局は困る。

○米澤説明員 お答えいたします。

ただいまの船舶電報の問題につきましては、たしかいろいろ陳情も私、最近関係の局長から受けております。実際中身をよく考えてみますと、いわゆる陸上の通信と違ひまして、一ぺんそこに人が入つておる。いわゆるモールス通信をそこに入れないといけないということで、陸上の場合と

だいたい事情が違っておりますので、この陳情の御趣旨については十分検討いたしたいというように思っています。

○井出國務大臣 役所のほうへも陳情が来ておるようでございます。私、そのモース信号が漁船に残された唯一のものであるというようなことはあまりつまびらかでありませぬけれども、そういう点はひとつよく公社とも相談をいたしますから、さようにひとつ……

○栗山委員 これもあまり押えてネジを回すようなことはいたしません。ただし、総裁、検討ということは逃げ口上なんです。検討とはせないことだというように私は定義をしておるのです。だから、具体的には申し上げません。具体的には申し上げませんが、確かに検討する値があり、善処しなくちゃならぬ、こういう程度くらいのことにはあなたが言われなければ、やはり総裁たる価値はありませぬよ。やめてもらわなければいけませんよ。

○米澤説明員 先ほどお答えいたしました、確かにモース関係が加わっておるといのが非常に違った点であります。したがって、何といいたか、この措置につきましては十分実情を調べて、ただ検討ということはやらないということではなくて、前向きにいたしますか、適当な措置をとりたい。郵政大臣の御意見も伺いながら措置したいというふうに思っています。

○栗山委員 次の問題に移ります。電報料金の改定は、来年三月一日からということに示されておると思えます。来年三月一日から、私はそういうふうに考えております。設備料のほうの三万から五万というものについては、四十六年六月一日からこれを改定する、こういうことなんでしょう。そして電報料金の改定というものについては、いろいろ政治的な御配慮をされた中において、一年間の実施期間の延長をはかれた。この限りにおいては、私は敬服に値するといふように率直に評価をいたしております。設備料は六月一日からという一つの差異がございますが、一体どういふこと

でこういうことになったか、いろいろこれも重複をいたすと思えますけれども、非常に問題の発想を異にすると思えますので、お答えをいただきました。

○遠藤(正)説明員 お答えいたします。

電報料金につきましては、政府の公共料金の値上げ抑制の政策に従いまして、来年の三月一日実施ということになっておるわけでございますが、設備料につきましても、その意味での公共料金値上げ抑制の対象にならないという面と、それから私どものほうでこの設備料を資金源として、本年度の加入電話の増設に充てるための資金源にもいたしておりますので、その意味から、できるだけ早い機会に、つまり六月一日にそれを実施をする、こういう考え方に立っておるわけでございます。電報料と設備料につきましても、そういう意味で改定の時期について差がついておるのでございます。

○栗山委員 この問題は、先ほどからもいろいろ質疑がされました。私も実は、四十三年に一万円から三万に上がってまいったと思えます。その以前の沿革は四千円だったと思えます。それから今度設備料が五万円、こういうふうな値上げをされて、いろいろな質疑が行なわれました。私のたまたま中心は、設備料というものは公共料金でないのか。私、井出大臣の御答弁を記録でちょっと拝見をいたしました。それから四十三年の小林郵政大臣の御答弁も拝見しました。どうも発想が違うのです。公共料金でないというところをえられておるやに理解できる御答弁がされておるわけでありまして、私は実は頭がほかに行っておりました。大臣から直接耳にすることはできなかったのですが、まいっておるのでありますが、大臣がかわればこんなに発想が変わるのか、こういうふうな疑問すら抱かざるを得ないのであります。つけ加えて、時間がございますからいろいろ申し上げますと、明らかにこれは公共料金だといふことの原則を踏まえたものの法規定がこれは

でございます。同志議員は非常に法律に明るいので、法律論を展開されたのでありますけれども、これは結局公衆電気通信法の六十八条の定めがございます。また、さらに別に定める問題の別表がございまして、別表の六にそのことが明らかに規定をされておるわけなんです。でも、どうもこの設備料というもののほうのそういう法律的な根拠に基づく公共料金という法的な理解と解釈を変えて、何か政治的のといひますか、政策的な答弁をされて、この問題を安直にあげておる。高い安いという議論は多くの同僚がいたしましたから、私は申し上げないのではありません。この点の法規に基づいた問題、それから設備料自体の本質の問題をもう少し的確に議論をかわしていかないと、これは重大な問題じゃなからうか、こういうふうな理解をいたしておるわけなんです。時間がございませぬから、私はほんとうに小林さんはこういうふうにお示しになっておる、あるいは井出大臣がどうお述べになっておるという資料を全部持ってきておられますが、そういうことの時間を省きまして端的に御質問を申し上げるのですが、これは重大な問題でございますから……

○井出國務大臣 たしか衆議院の予算委員会です。そういう御質問に接しました際に、負担金というふうな意味の答弁を申し上げた記憶がございます。それはいま栗山さんお示しの法律をひもとけば、確かに料金という欄に記載がございまして、ただ、その性格というものをどうよきにながめてまいりますと、普通の通話料というふうなものとはいささか趣を異にしておるのではなからうか、こう思うのでございまして、ここに電話を設けたいという場合、三十何万円も現在実費がかかる、このうち室内に設置すべきものだけでも七万円くらいかかるというふうな計数を公社のほうから聞いておるのでございますが、そういう限りにおいては、負担金の性格の非常に濃い料金ではなからうか、こういうふうな考え方の上に立っておるような次第でございますが、なお詳しくは、監理官もおりますので、必要があればそちら

からもお答えをいたします。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。ただいまの大臣のお答えのとおり私も申し上げるわけでございますが、電話を架設する際に必要をとして電話の利用ができるようにするために必要な費用の一部に充当するものでございまして、一部負担金の性格を持った公衆電気通信業務の料金である。すなわち、電話一加入当たりの平均的な価格は、いま大臣のおっしゃいましたように三十数万円かかるわけでございますが、このうち加入者が専属的に使うもの、つまりいま大臣は室内の装置その他、こうおっしゃいましたけれども、電話局からケーブルとして電線を引っぱってまいりまして、そして電話機を設置いたします部分、これは加入者が自分のところの専属的に使う部分になるわけでございますが、この部分の費用がおおむね七万円かかるという事情を勘案いたしまして、五万円の加入者負担金とするように今度改正をお願いしておる次第でございます。

また、このたびはそれに加えて、電話の加入者が移転いたします場合には、従来は行った移転先で新たに設備料を払って新たにつけなければならなかったわけでありませぬけれども、その無料の範囲がいままで加入区域内に限定されておりましたものを、これを加入電話の移転と申しますが、これを全国的にどこに移動してもいい、それには設備料はもう要らない、一たん加入がそこで成立いたしましたならば、どこに参つてもよろしい、新たに設備料はもうない、こういう仕組みにいたして、これを全国どこにでも場所を変更してもよろしいということにしたわけでございます。こうなりますと、公衆法にございましてこの一種の加入権の設定がそこで成立しておるわけでございますが、そのための要件の一つにもなろう、こういうふうな考えて設定した次第でございます。

○栗山委員 ぼくはあなたの言うことは知っているのです。資料もあるのだ。ぼくはそんなことを聞いているのじゃないのだ。大臣に伺ったのは、

これはまさしく公共料金じゃないか、法律で定めておるじゃないか、それで以下別表の上においても明らかに規定しておるじゃないか、この法律論を私はまあ尋ねを申し上げておるわけですよ。

それから、あなたの言われた一つのサービスの要素としての問題も、これは資料を私はちょうどいましておるからよく存じておるのです、そういうあまり小さい問題に触れたくないのです。それから、これを魔術というのです。上げるからこういうサービスもいたしておきます。問題は、公共料金の原則を踏まえなくちゃならぬ。それをあたたかも七カ年計画を実施する。設備料も、当時は六万円でありましたが、物価上昇の折柄ですから、三万円にされたときに、半額だけ持ってもらうんだという御答弁もこの会議録には出ております。いま七万円要る。確かに物価上昇の折柄ですから、そういうふうに材料費及び工事費が要るでしょう。そういうことを申し上げておるのじゃないので、そのせめて一部の負担を加え、受給者負担として持ってもらおうというこの制度自体に、法律と照合して問題があるのではない、こういうことが一つなんです。重ねて私はそれを論点にしている、私は東京のことを尋ねているのにあなたが大阪を答えするというようなことは、まっぴらごめんなんだ。要らないのです。

もう一点の問題は、こういう問題があるのですよ。これも解釈上で定義は明らかにしてまいらなくちゃならぬ。確かに単に積滞電話を解消するという資金源の一部だというのが一つの性格。いま一つは、おっしゃるように入加権、電話をつければそれだけの架設費が要るんだ、こういうことではあります。あるいはその地域に新しくそういう回線が必要でしょう。また家への配線も必要でしょう。しかし、総体的に言ってみて、私の家に電話を引くということについては、きわめて限られた限界なんです。中の工事だけなんです。外線から接続して持つてくるという工事材料と、工事費の問題なんです。その他のものは、これは公社

の財産に属するべき問題なんです。財産に属する問題だとするならば、それは財投に求めるなり縁故債に求めるなり、そして資金源を新たな立場において充当するというのがきわめて妥当な一つの処置の方策ではないか、こういうふうに、私は二点目には見解を持っておるのです。そういう点から、法律論の本旨を一つ質疑を行なうていって、そしていま二点で申し上げましたように、七万円かかるというけれども、七万円の分が架設される家にだけだけの——七万総体じゃないのですよ。ごく限られた材料と、家の中へ入れる、あるいは事務所へ入れる架設工事費ということになってくるのです。そうすると、その他のものは公社の耐久資産といえますか財産に属する問題じゃないですか。財産に属するものであるといたしますならば、それは償却においても明らかに減価償却、年度償却をされるべき性格のものなんです。それを受益者負担ということによってこの問題を取り扱うというところに問題の焦点があるのじゃないか、こういうことを私は考えるので、明確に真剣にお答えいただいたらどうか、こういうのが私の内容でございます。監理官、あなたの答弁は要らないのだ。総裁いかがですか。——副総裁の答弁は聞きました。あれじゃ私は満足しておらぬとさつきから言っております。この間からの質問で伺いました。

○秋草説明員 お答え申し上げます。確かにこのたびの五万円の設備料のお金の性質というものは、一般の基本料、度数料のようなお客さまからいただく金と性格は違っております。ただ、先生の御意思といささか違うとは存じますけれども、世界どこでも多少なりとも設備に伴う初度調子の金はあるようでございますけれども、この額の大きさによりましては財産を構成するといふことは当然でございます。私どもの財務諸表におきまして、一つの損益勘定上の業務収入とは違った区分をいたしております。さらばといつて、それが絶対にいけないかどうかということはいろいろ論議はありますけれども、ただいまのと

ころそうした処理を続けて、前々回の三万円のときの論議におきましてもいろいろと論議はございましたけれども、ただいまのところたいへん大きな設備料、建設投資というものがかかりますので、その一部として、かねて設備料の立法当時とは多少ニュアンスの違った負担的な性格に変化をしておるといふことは、ひとつ御了承願いたいと思っております。

○栗山委員 いままでの質問者についての御答弁から変わつた発想がございませぬ。その事柄について、私は私なりに弱い頭でも伺っておるから必要なし、こういう論点なんです。私は先ほど申し上げたように、これ以上深追いはいたしませんけれども、法律論からいっても設備料の性格、それからその設備料の値上げという問題点に検討を要するべき大きな問題が存するのではないかと、この点を真摯に考え直すということ、結論を申し上げますと私はそういう建設的な御答弁を求めたかったわけでありませぬ。私も同じことを繰り返して二回言つてもらわなければならぬというほど、まだ頭も老化をいたしておらぬというふうに思うわけでございます。そういうことはやめてもらいたいというのを前言に申し上げておるのです。要はもつと的確に、その点は問題が存する、だから問題の存する問題については検討を深めてひとつ方向を見定めた、こう言われればそれでオーケーなんです。いかがですか。

○井出国務大臣 あれこれお手間をとらせましてまことに相済みません。確かに申し上げるような問題をやらんでおる。しかし、ここで原案を撤回するといふところまではいきませんが、よく承りました。

○栗山委員 私は撤回しろとは言っていないのです。だから、法律で明確にひとつの性格を定めておかななくちゃならぬという——過去の答弁の内容から支離滅裂なんです。しかも、法律の条項でない新たな発想に一つ論理を飛躍されておる。言うなら、じょうずな答弁をいかにすべきかという苦心の答弁をされておるということが私の言いたいことなんです。だから、問題をやらんでおりますから、撤回しろと言いませんけれども、問題が存在するから、この問題等についても慎重なる検討を加えたい、こういうことなら、私自身は、わかりましたということに次に入りたい。重ねてひとつ……

○井出国務大臣 そのように承つた次第であります。

○栗山委員 これはちょっと私、席をはずしたと思つたのです。遠藤君が答えされておつたと思うのですが、地域集団電話の設備料を引き上げない、こういうふうになつたやに聞いたんです。この点はいかがですか。

○遠藤(正)説明員 そのとおりでございます。○栗山委員 これまた前提を申し上げておきますが、有線放送電話というものは、電電公社の一つは補完的な役割を示してまいつた、こう考えております。また、地域の農村、漁村の通信機関としての機能的な面も果たしつつあると私は承知をいたしておるんです。過般招かれましてその代表者会議に出席いたしまして、いろいろ関係方面に陳情されておりますから、この資料等があらうかと思つたのでありまして、どのようにこれを受けとめていらっしゃるか、あるいは今後の方向としてどう考えておるか、こういうことをひとつ伺つてまいりたい。

それから、これもしばしば問題になっておるようでありまして、有線電話と地域集団電話との総合調整というもののついてはしばしば非常に問題にされておるということでございます。相手さんからいふならば、有線電話が存するところに向かつてできるだけそれを拡充と、そして内容の整備に重点を置いてもらおうということが本質じゃないか。公社がそれを踏まえもせずして、むしろ電電公社にメリットはあるけれども、電電公社のデメリットというものはないにもかかわらず、わが道を行くということでお運びになつておる。何らかの接点を設けて線を引きつてもらわなくちゃならぬ、こういうふうな要請の内容だと私は理解をい

○栗山委員 私は撤回しろとは言っていないのです。だから、法律で明確にひとつの性格を定めておかななくちゃならぬという——過去の答弁の内容から支離滅裂なんです。しかも、法律の条項でない新たな発想に一つ論理を飛躍されておる。言うなら、じょうずな答弁をいかにすべきかという苦心の答弁をされておるということが私の言いたいことなんです。だから、問題をやらんでおりますから、撤回しろと言いませんけれども、問題が存在するから、この問題等についても慎重なる検討を加えたい、こういうことなら、私自身は、わかりましたということに次に入りたい。重ねてひとつ……

○井出国務大臣 そのように承つた次第であります。

○栗山委員 これはちょっと私、席をはずしたと思つたのです。遠藤君が答えされておつたと思うのですが、地域集団電話の設備料を引き上げない、こういうふうになつたやに聞いたんです。この点はいかがですか。

○遠藤(正)説明員 そのとおりでございます。

たしておるのでありますが、この点についてどのように受けとめられ、御検討を新たにされておるかというのを伺いたい。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。

有線放送電話は、公社電話の補完的な役目だというふうなことから御決議がなされてあるわけでございます。それに基づきまして郵政審議会という審議を重ねた経緯がございます。それで確かに地域社会における発展のために貢献した成果は大きいものがあるかと思うのであります。そこで昭和四十二年の審議会の答申をいただいた趣旨に沿いまして、有線放送電話が持っている公社電話にない機能と申しますか、効用、そういうものを生かして農山漁村の地域の通信の要求に合致した、そういうものである限り、これを健全に育成していこうという方針をずっと続けて今後もその考えでまいりたいと考えておる次第でございます。

○栗山委員 初めて正直な御答弁を一つ監理官からいただいたので、もう一点これに関連をしてお尋ねを申し上げます。これはいまの法制下においては一地域に一つしか認めないのだ。その他の市町村というものは、あるいは農漁村団体がそれによって格差ができて困っておる。これで一つの拡充強化を法制上あるいはまたその施設の拡充強化をしてもらいたい、こういうような切実な要望がございました。この問題をどう受けとめられて、どう対処しようとするのか、これも関連してお伺い申し上げます。

○牧野政府委員 お答え申し上げます。ちょっと御質問の意味が受け取りかねたのでございますが、地域において一つしか認められないからその格差が激しい、二つの地域があったりそれれ一つづつある有線放送電話の格差が大きいから、それをどうやるのか、どういふふう育成していくつもりかという御質問と解釈いたしますと、郵政省といたしましては、先生先ほど御指摘のございました全国有線放送電話協会に対し設備の補助をいたしております。その関係でその設備

の補助を通してそういう格差を是正していく、こういう意味になるでございましょうか。そういう御質問であればそういうお答えになろうかと思ひます。

○栗山委員 おおむね、それでよろしい。

農林省の農政局、お越しをいただいております。それから自治省の行政局の方、お見えになつていらつしやいますか。たいへんささやかな問題で長時間お待ちいただいております。恐縮をいたしておりますが、農林省と自治省にこの問題に関連してお尋ねを申し上げてまいりたい、かように考えております。

御承知の農林省と自治省が、ここに資料がございまして、過去にばく大な額の補助金を出して有線放送電話の施設を育成されてまいりました。これは高い評価をいたしております。今日三百二十万戸の利用者に発展をいたしております。こういうふうなことでございまして、これらの施設の更新もございまして、拡充もございまして、老朽化したもの、改修の問題等もございまして、こういう問題について何かお考えをいただいておりますかどうかということをお農林、自治両省からひとつお伺いしてまいりたい、こういうことでございまして。

○岡安説明員 お答えいたします。

有線放送電話につきましては、農林省は昭和三十一年以来、補助金、融資等の助成措置をやってまいりました。お話しのとおり、施設として現在二千をこえるような施設がございまして、またその加入者は三百二十万戸をこえていまして、これら施設の拡充なり補修、それから更新等につきましても助成の考え方をございまして、私どもは新しい施設等をつくらます場合におきましては補助金等の用意がございまして、いわゆる山村振興に基づきます補助金が大体二分の一以内の助成をもつて実施いたしておりますので、これの対象をいたしまして現在実施いたしております。更新、補修等につきましては、現在助成の対象ではございまして融資の対象といたしまして、もっぱらこれは近代化資金とい

う融資がございまして、この利子等についても軽減をいたしまして、大体七分の利子ということでもって現在その助成を進めておるわけでありまして、今後ともその方向でもって努力をいたしたい、かように考えております。

○遠藤(文)説明員 お答え申し上げます。

私どものほうにいたしましては、昭和二十八年以来、例の町村合併後に合併した新市町村の建設のための総合助成の一環として、新しく合併した新市町村の育成に相当する見地から、三十一年度から五十年間にわたって五億円ばかりの助成をいたしてまいりました。町村合併という総合助成はその後でございますが、町村合併といふ総合助成はその後でございますが、その後はこのような施設の新設ないしは更新につきましては、融資といひますか、地方団体でございましての起債といたしまして措置してまいっておりますという状況でございます。年々必要に應じまして起債について努力してまいっております。先ほどお話しございましたように、もちろん地域社会の変化に際していろいろ役割は少しづつ変わってくるかとも思ひますけれども、このような有線放送電話というものは広報、通話の双方の機能を有して、弾力的に運営できるといふような利点をございまして、地域社会の実態に適合して適切に運営されることが望ましいという見地から、今後ともこのような資金の充実につきましては努力してまいりたいと考えております。

○栗山委員 いま農林省の御答弁をいただきましたが、農林省にもこういうような陳情が参つておると思ひます。農林漁業金融公庫の融資金の金利の引き下げ、それから農業近代化資金の利子補給の拡大等を強く望む、こういう要請がございまして、この問題についてこれまた今後の方向の施策をひとつお伺いをいたしてみたい。それから、自治省のなにかでございまして、これも先ほどの御答弁でございまして、これも、低金利による資金のワカを拡充してもらわなくちゃならぬ、こういう要望が同時にあの代表者

会談で議決をされて陳情されておると思ひますが、この問題をどう受けとめてどうお運びをいただくか、これを両省にお伺いをしたいと思ひます。

○岡安説明員 私どももお話しした陳情は承っております。ちょっと詳しく申し上げますと、近代化資金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在七分の金利をもつて融資をいたしております。それから農林漁業金融公庫の資金につきましては、一般では七分五厘、それから災害の場合には六分五厘ということでもって融資をいたしておりますが、この利率の引き下げにつきまして、せっかく御要望がございまして、率直に申し上げます、いろいろ他の融資の体系等一般的な金利の体系がございまして、これにつきまして特に引き下げるということとはなかなか困難ではなからうかというのを率直に申し上げざるを得ないというふうなことを考えております。

○栗山委員 そこで、いま足りませんが、それはよくわかつておるものでありますが、したがって利子補給等を求めたいというのを附帯で望んでおるという文書もごらんになったと思うのでありますが、農林漁業金融公庫の利息の問題等につきましてはお説のとおりだと思ひます。したがって、何らかの助成策として利子補給をひとつやってみてほしい、こういう御要望であつたかと、私も陳情を受けた一人でございますから、その問題の御答弁をいただきたいということですが、

○岡安説明員 陳情の趣旨はそういうことでございまして。現在、近代化資金の七分と申しますのは、一般的に単位協同組合におきまして金利が九分のところを利子補給をいたしまして七分に下げたところというのが現状でございます。公庫資金につきましては、政府資金等の低利資金を公庫に貸しまして、それでほかよりも安い七分五厘というふうな金利で貸しておるといふことでございまして、このことは、これをさらに引き下げることでございまして、下げるためにはいろいろ利子補給その他の措

置を講ぜざるを得ないと思ひますけれども、そのほかに、先ほど申し上げましたとおり、一般的な金利体系等の問題がございます。従来からもその御要望は承っておりますのでございますけれども、なかなか困難な問題があるということをこの際お答えを申し上げざるを得ないところでございます。

○栗山委員 御承知のとおり、日本の金融政策も、公定歩合を三たびにわたって下げてまいらなかつたやうな、これは本質的に違ひますけれども、やはり農村振興の一環としてとらえてまいらなかつたやうな問題点が新たにいまの金融関係に生じておるといふこともひとつ御勘案をいたして、さらに善処を求めるといふことの要望だけを申し上げておきます。たいへんどうも、いろいろありがとうございました。もう自治省のほうも、それでけっこうでございます。(発言する者あり) まだまだ、十一時五十九分まででございますから、ひとつ御了承いただきたいと思ひます。これからです。

公社にお尋ねいたします。公社の当初の広域時分制の問題、それから料金制度の問題につきましては、私の承知をする限りにおいて、きょう稲葉参考人の御意見がございました。諸般の状況を考慮いたしまして、時分制は私は賛成だ、ただし、その運用の中身に問題がある、こういうことを参考人から御意見を賜りました。したがって、広域時分制の問題については、私は反対するものではございません。ただし、料金問題について、当初の案とちよつと変わつておると思ふのです。それは市内通話というものは十円案をお出しになつた。したがって、収支とんとんということと見合つて市外通話料というものを下げなければならぬ、こういう発想でお運びをいただいた。これも過般、私、質問をいたしました。大体市内通話というもののについては、一つのビジネスだといふとらえ方で、一つの料金制度の設定を行なつておるやうに私は理解する。いま、都市構造の地域構造が大きな変化をいたしてまいつた、そういう

ことでひとつ広域制の方策をとつていただかなかつたやうな、いまのような状態では——私の選挙区でもあるのであります。道一つ隔つたところで、これは実は市外通話なんでありまして、そういうところがたくさんあるのです。私の選挙区は大阪の四区なんでありまして、五区は選挙のポスターが右に張つてあつて、四区は選挙のポスターが左に張つてあつて、片や西村委員長でございます。片や栗山礼行でございます。したがって、地域構造の広域化という広域行政を進めておる形において、これは変えてまいらなかつたやうな形において、か、こういう事柄で私は質問を展開いたしました。この限りにおいては私も賛成なんでありまして。

しかし、市外通話料というものの料金の決定基準といふものはその発想というものは、市内とは異なつておりました。私の理解するところによりますと、市外通話というものは、ぜいたくだ、こういうことで非常に高い料金をきめられたといふことでございましょう。したがって、それはもう前近代だ。こういうふうな国際化、そして日本といふこともこれだけいろいろ文化が発達して近距離の要素に進んでおるときに、そういう市外通話というものは別な発想で料金制度を定めてまいらなかつたやうに考えを新たにしてみらなかつたやうな、こういうことについて、大体そういう一つの発想は理解ができる、したがって検討を深めてまいらなかつたやうな、こういうふうな御答弁をいただいたと思ふのです。したがって、私はそういう期待をいたしておつたわけでありまして、広域時分制だけをとりまして、そして市外通話料というもののについては、前近代的な料金という内容を持つておる、こういうふうな私は理解をいたしておるのではありませんが、この点について、なぜ、時代に対応する料金制度といふものの、これも適正料金の設定ができなかつたのか、こういう疑問を深く抱くわけでありまして、この点について、これは総裁と私は一本勝負で質問をいたしたと記憶をいたしてお

りまして、総裁からこれは御答弁をいただきました。

○米澤説明員 お答えいたします。

料金制度をきめる場合に、原価といふのは一つの要素になるわけでありまして、これは技術の発展によりまして、だんだん原価の中心、建設の中心が變つてまいります。現在の状態を考えますと、市内のほうはむしろ原価的に見まして結局赤字で、市外でもうけておる、こういう形になつておりますが、だんだんしかし原価に近づけていきたいといふのがわれわれの前々からの考えでありまして、したがつてこの際、広域時分制をとるといふことと同時にまた市内を十円に上げる、そのかわり公社も赤字にするわけにまいりませんから、結局プラスマイナス・ゼロの範囲で調整するというところで、市外の中距離、遠距離を下げようといふことを考へておつたわけでありまして、しかし、この十円にする問題は、物価政策その他の問題もありまして、政府の御方針に公社も賛成いたしまして、今回はこれは先の問題として処理するということになつて、現在は法案でお願いしております。つまりやうなことでやりたいと思つております。しかし、問題点としては、確かに遠距離はできれば下げたほうが原価的にいいのではないかと私は思つておりますが、いまの時点ではちよつとこれはやるわけにいかない、こういうふうに考へております。

○栗山委員 大体の考へ方の基調としては私はけっこうだと思ふのですが、要はもの実行の問題であります。そして、財政規模というものの上に立つて、そして改むべきものを改められたいといふところに問題点があるのではないかと。したがって、そういう現代的要素を含めた最も合理的な市外通話料金というものを、可及的すみやかに真摯に取り組んでもらわなくてはならないのです。この点を私強く望んでまいりたい。おそらくこれ以上について、いかがでしょうかという答弁を求めましても、これは総裁もお困りになる

から、なにいたしませんけれども、確かに市外通話でもうけて市内で赤字を出しておる、それから大都市で赤字であつて中小都市において赤字である、こういう資料等も拝見をいたしました。これは、こういうやうな矛盾をどう解決するかといふことについて、真剣な検討と方向づけをいたしてまいらなくてはならぬと私は考へております。

それから、いま広域時分制の問題で料金が十円から七円に設定された、中野委員その他の委員からも御質問ございましたが、実はそうではないのです。時分制になりますと一番被害を受けるのは、御承知のとおり、七円からなりまして、そのワケ内とどまるということなら、それはその範囲でけっこうでございます。しかし実際は時間をごさしまして、五分にしたらどうかという御意見もございました。あるいは一分刻みで料金の設定をしたらどうかという御質問もあつたやうでありますけれども、私はそういうふうな小刻みの具体論は避けてまいりたいと思ひますけれども、実際は市内のものが七円で据え置かれた、こういうことで喜びを感じるということよりも大きな負担増になつてまいります。その集計は知りません。データがございせんから知りせんけれども、実感としては値上げなんです、実際は。こういうやうな中身も検討をされなかつたやうな、しかもその事柄は、総合的な財政の均衡をはかつてまいらなかつたやうな、こういうところにもどうも割り切れない矛盾と撞着が存する、こういうふうな私は理解をいたしておるのですが、この点は私の意見が間違つておりましようかどうか。

○米澤説明員 お答えいたします。

いまの市外料金等に対します御意見は、大体それでいいのじやないかといふふうな考へております。公社としましては、料金制度そのものにつきましてはなお十分後とも検討をいたしまして、だんだん理想的な状態に近づけていきたいといふふうに考へております。

○栗山委員 次の問題であります、七カ年計画で「当面 同一行政区内における市内通話区域の統合拡大を推進する」ということが示されておられ、また質問に付いていろいろ御答弁をお伺いいたしました。そこで「当面」ということについていろいろ質疑があったようでございますが、「当面」とは現時点を「当面」というのか、あるいはもう少し距離を置いたかっこうで「当面」と称するのか、これはどういふふうな理解をいたしたらいいか。

○浦川説明員 七カ年計画に掲げてございいます「当面、同一行政区内における市内通話区域の統合拡大」という表現を用いておりますが、この「当面」と申しますのは、現在第四次五カ年計画が四十三年度から始まっておりまして、この五カ年間で逐次同一行政区内における二つ以上の加入区域を持つておるものにつきまして、十二キロ以内のものについて合併をしまして、広域時分制は根本的に解決するわけでございまして、広域時分制はこの法律案にも掲げてございまして、四十七年度後半より実施する、こういうことでございまして、それまでの間は従来の区域合併、市内通話区域の統合、これを推進してまいるという意味合いにおきまして「当面」ということばを使わせていただいております。

○栗山委員 これはいい言でございますけれども、私は一般質問の中で申し上げたことがございいます。前回の五カ年計画について大失敗であった。それは積算の基調、どこに資料を求められて五カ年計画をやられたのか知りませんが、大失敗であった。それがまた七カ年計画になった。五カ年計画の積算の解消というときの総裁の唯一のローガンは、申し込めばすぐつくというようなことを声高らかにローガンを掲げられて、料金の問題やあるいはその他の問題等にお触れになりました。だけれども、これは失敗じゃないか。それが七カ年計画になっておるといふ経緯がございいます。したがって私は、あやまち

は再び繰り返すな、こういう一つの解釈を持ちますので「当面」とはどういう理解をいたしておるかというのを私の伺いたかった内容でございます。したがって私は、ローガンを掲げなさい、そして別な角度からひとつ積算解消の真摯な努力と適切なローガンを掲げることが公社ではないか、うそつばちの選挙ローガンをみたことはやめなさいというふうなことを申し上げたことが前回のものです。これは記録に載っております。私は、そういうふうに、これ以上この問題について御答弁を求めませんけれども、「当面」の解釈もわかりました、ひとつ真摯な姿で七カ年計画でよりよくこれを果たするといふ勇断とそれから責任を感じて実行していただかなくてはならぬ、こういうことを申し上げてこの問題は終わってまいりたい、かように考えております。

最後のデータ通信の問題でございまして、いろいろおしかりを受けるだろうというふうなことで、私はもうオーダーボックスに質問いたしておりましたから、細部の問題除いておりましたから、ばらばら時計をながめつつ御質問いたしておりますから、御了承いただきたいと思っております。データ通信の今度の法案の内容というものは、実は、実際は、私は法律論者じゃございませんし、法律学者でもございせんからわからないのでありますが、何べん読んでみてもわからない、どうも私の頭が老化したのではないかと、こう思いつつ読み直してみてもわからぬ、こういうふうな感を深めるのであります。たとえいろいろな御質問の中で御答弁を伺ったのでありますけれども、あるいはきょう参考人からいろいろな意見がございました。そうして今度の法案の内容を見てまいりますと、大臣の認可行為が五つございいます。省令にゆだねるものが六つございいます。こういうふうな、大行政権の立場をこれは貫いておる。悪い方向に進んだものだということを実は憂慮しておる。井出大臣にしてもおかしいというふうな言——きょうは少し公式に敬意を表しつつものを言

わしてもらいますよといったのもそこなんでありまして、実は私の熱情を込めておった郵便法改正の法律も、まさにそういう点に力点を置いてまいったと思うのでありますけれども、結局政治が行政に引きずられておる。そうして行政が政治にならぬ、それなりの理由づけはございまいしうけれども、まさにそういう感じがするのです。したがって、情報事業のあり方というものをもどくようにとらえてこの法案の内容になつたかという点について、ひとつ大臣から、私がよくわかりましたと言つて頭を下げるまでの御説明、御答弁を——べんいたしたい。

○井出国务大臣 これは栗山さんにどうも御満足のないような確かな答えになるかどうか、自信はないのであります。先ほど来行政万能である、こういうことでございまして、私は、むしろ政治は行政を駆使する、ある程度は行政に委任をしてく、そうして大所高所からこれを御監督いただく、こういうことであつてしかるべきであらうと思つております。さで、いまお示しのようにな、だいたい数カ所大臣の認可事項というものがあつて、これが目ざわりだということでありまして、何にしましても、今度は新しい試みでございまして、御承知のように、一方にはもっと開放せいで、もう一方は議論があると思へば、いや危険である、もつとしっかりだいておれ、こういう両方の議論がありまして、この間を適当に処理するといふ苦心の作であつたかと思つております。したがって、当初スタートにおいては、あるいは少し厳し過ぎるとおぼしめしかもしれませんが、これくらい慎重にはからつておつたほうがいいではないか。これはこれからますます発展する分野でありますから、その向きによつては、時代の進運とともにこの問題は考えていってしかるべきであらう。当初はひとつ慎重でスタートしたい、こういう趣旨に出るかと思つております。

○栗山委員 きょうの参考人の御意見を伺いました、情報産業基本法の一つの基本的なものを制定すべきだというふうな御意見も存しました。しかし、弾力的運営を現時点ですべきだというふうな御意見もございました。私はもう、コンピュータの通信回線というものがこうして民間に開放されるという、この基本の方向については大きな一つの成果と、おそろし一つの事態をひとつ急速に早めてまいらうという方向の、基本の精神の存することを理解いたしておるのであります。ただ問題は、いま申し上げましたように、どうも国会の権威をそこなうような内容をもたらすのではないかと。省令に属する、また大臣の認可行為に属するといふものがあまりにも多過ぎる。そうすると、一つはやはり国会の権威というものと立法府のあり方をどう評価すべきか、こういう一つの問題を、深く憂慮をするわけなんです。きょうの参考人の御意見もございましたが、試行錯誤的になりまして、確かにこれはどこで歯どめをするかというところが、歯どめがないんじゃないか、こういうふうな、これは学者でございまして、御意見がございました。

私も同様な見解からいままの御趣旨をひとつお伺いしよう、こういうことなのでございまして、どうなんでしょうか、慎重、かつ弾力的推移の上に運営するということだけで、立法府のあり方をゆがめられて、そして省令及び大臣の認可行為といふようなものが優先するといふことについて、私は、主客転倒だ、こういう議論がもしもせんけれども、感を深めるわけなのでございします。もしいまの大臣の御答弁がしかりといたしますならば、その一面の一つの評価をいたすことにつきます。私は、現時点でやぶさかでない、こういうことでございまして、しかし試行錯誤的にやられて、一体この歯どめをどこにするんだ、こういう一つの問題について、確たる自信と内容があるのかどうか、こういうことが私の危惧の存するところでございます。この点について、重ねてひとつ御答弁をちょうだいしたい。

○井出国务大臣 国会におはかりをせないで、行政府が省令なり大臣認可でかつてにする部分が多

いと、こういうようなお受け取り方のようです
が、私は、国会の権威のためには、むしろ些事に
わたったことかいは行政におまかせをいただ
いて、そして大所高所からいろいろにらまえて
らつしやる姿のほうが、むしろ国会にふさわしい
のではないかと、こういうふうにも実は考えるわ
けであります。しかし、栗山さん御懸念になりま
すような点、歯どめも必要である、こういうこと
も、私もよくわきまえておるつもりであります
から、そういう点はひとつできるだけ留意をし
て、これに基づいてひとつスタートさせていた
きまして、さつきも申し上げるように、これはま
だ新しい、未知の世界に入るわけでありませ
う、もしそこで都合な点あるいは差しさわりの
ある場合は、これはもう私のほうから御相談を
して、こういう点は改めるにはやぶさかでありま
せんと、こういう機会もあるかと、こういう弾力
性を持って考えておるわけでありませう。

○栗山委員 りっぱな答弁として承っておきま
す。私は意見がございませう。しかし、いまそれ
は討論はいたしません。この問題はこれでとどめ
ておきまして、あなたの人格に狂信的に私は尊敬
をいたしておるわけでありませうから、これ以上追
及をいたしません。

いわゆる通信回線の開放が実現いたしました場
合、電信や電話の疎通等に支障を及ぼさないとい
う歯どめがあるのかどうか、また、絶対支障は及
ぼさないという確信がおりなのかどうかという
この問題もやはりとらえてまいらなくちゃならな
い問題だというように考えますことは、御承知の
とおり、一昨日の新聞でございませうか、二十三
日の朝、川崎市で起こってまいりました、小田急
の生田及び向ヶ丘遊園間で起きたパンタグラフの事
故で同線が混乱をした。したがって、出勤時が非
常に混乱いたしました、少しおくれるというよう
なこと電話が二時間もとまったというふうな一
つの事態が、こうなまなましく新聞で報道されて
おる。また外国でもこういうような事態が起きて
おるといふようなことが新聞の報道に出ておるわ

けでございませう。こういう点からいって、電話の
通信回線と、それからいわゆるこの通信回線と
の混乱によってそういうことが起きないという歯
どめ、あるいはまたその確信というものを持た
たものがあつたのかどうか。あれば、具体的にこ
ういう歯どめがあり、そういうようなことのない
という確信のほどをいへんお伺いをいたしてまい
りたい、かように考えます。

○井出國務大臣 このデータ通信という新しい仕
事に公社が立ち臨むにあたりまして、本来の業務
である電気通信の仕事が、たとえば端的に言え
ば電話の問題等がこのために阻害をされるという
ことがあつては断じてならない。これは公社のほう
から相談を受けました際の私の最初に申したこと
でございませう。したがって、さつき公社の局長諸
君からもお答えがありましたように、たとえば資
金計画等からいたしまして、電話の加入者に迷
惑のかかるという計画はしてないのだ、新たに資
金の要するところは財源なりその他の方法によつ
て資金調達をする、こういう、言うならば、デー
タの分は公社の大きな会計の中で、別個な企業は
つくらないけれども、それに準じたような別途の
特別な会計のしかたをしたい、こういうふうにし
ておるわけでありませうから、私もその趣旨に
のっとつてこれから監督をしてまいるつもりで
ございませう。

それから、いまお示しの川崎市の問題等は、た
いへん技術的な問題にもわたるようでございま
すから、公社のほうから答えていただくことにいた
します。

○栗山委員 総裁からひとつ確信のほどを――技
術屋ではだめだ。あなたが主張されているのだけ
から。

○米澤説明員 お答えいたします。
前、この席でもお答えいたしました、データ
通信をやることによって電話の本来の業務に影響
を及ぼさないということは、これは絶対にその方
向でやりたいと思ひます。たとえば具体的にどん
なことをやるかといひますと、ある局でそういう

データ通信回線の要望があつたときには、その局
のトラフィックの状態とか、あるいはその回線の
余裕の状態、あるいは積滞の状態とか、そういう
ものを総合的に見まして処理するということに
いたします。したがって、データ通信のために通信
回線が混乱するようなことは絶対に起こさないと
いうことにしたいと思ひます。

○栗山委員 最後に、もう一点だけ、これは大臣
にお伺いをいたします。
きょう、稲葉参考人に私、端にお尋ねをいた
してまいつた問題は、電電公社はコモンキャリ
アに徹すべきだ、いわゆる線貸し業として徹すべ
きだという論者もずいぶんあると私は思ひます。
したがって、この種の事業は民間にゆだねるべき
だという議論も財界方面から相当あつたやに承り
ます。また、別途の公社をつくるべきだ、こういう
ような意見等も聞くのであります。そういう問題
について、稲葉先生、ぼくはあなたの経済学につ
いて六、七回聴講生として学んだ一人なんですが、
あなたの参考意見を伺つてみるとどうも自民党は
りになつて、私はあなたの弟子から破門されるか
知らないけれども、やめちまうぞというようなこ
とを言つてお尋ねを申し上げました。
この問題は、やはり将来の方向づけをする非常
に重要な問題であるかと思ひます。現時点とい
うことではなくて、将来の事です。やはり私は、
政治とは一つの方向を示すことなり、こういう
ふうに政治の一面観をとらえておる一人でござい
まして、この問題について稲葉参考人は、私はと
かく言うべきものではない、しかし、政府や国会
がお定めになることではございますが、私個人とし
てはこれはもとより賛成でございませう。こうい
ふような供述が一つございませう。これも御参考
に供してまいつて、大臣の所見を伺いたいというこ
とが一点でございませう。

第二点は、これも基本法がなく、試行錯誤的
な方向で取り組んでまいるということはいへん
な危険を存するのではないかと、こういうふうな参
考人の御意見等もございました。稲葉先生はなか

なか表現のうまい方でありませうから、現時点にお
ける弾力的運用をもつて何らかの基本的な方向を
定めてまいらなくちゃならぬ、こういうふうな
ニュアンスで御答弁をされたのであります。私は、
もし将来の方向を定める一役が政治の役目とい
たしますならば、情報産業基本法というふうな問題
等も、やはり将来の問題として検討を新たにすべ
き重大な課題だ、こういう理解をいたしておるの
であります。この場合に、こういう基本法は、い
ろいろな公害基本法の問題もございませう。それ
から大臣が御答弁なされました農業基本法の問題
等もございませうが、少なくとも超党派で、各党
間の政審の問題でもございませう。私は民社党
の情報産業委員会の会長をいたしておるわけで、
せっかく勉強をいたさなくちゃならぬというよう
に思つておるのでもございませうけれども、なかなか
勉強はできないので困つておるわけでもございま
すけれども、少なくともこういうふうな基本法の問
題について、議員立法で、そして各党から出しか
いますか、あるいは共通の場をもつて出し合つて
まいることが望ましい姿でなかつたかという私の
見解を持つのであります。この点について大臣
がどのような御見解をお持ちでいらつしやるかと
いうことをお伺い申し上げて、そして御答弁をい
ただきまして、私の質問を終わることにいたしま
す。

○井出國務大臣 御質問は二段に分かれておつた
かと思ひます。
最初の点、きょう私は残念ながら所用のために
稲葉さんその他の参考人の御意見を伺うことを逸
しました。よつて、これはいづれ会議録等をよく
検討をいたします。そこで、コモンキャリヤに徹
するのが公社の職分ではないかという議論も確か
に從來あつたと思ひますけれども、私は、現段階に
おいて、電電公社があの巨大な機構を持ておる
だけに、こういう問題における経験なりあるいは
技術なり人材なりこれを活用しておるわけであり
ますから、むしろこれを活用して先進的な役割りを
演じてもらふということが国家のために必要では

ないか、こういう考え方でおりますから、今回のような案に出たわけでございます。稲葉さんの御意見、伺わなかったのではありませんが、当初は財界サイドに立つて開放論の先頭を切っていたら、しゃつたように思いますが、まあわれわれが折伏したわけではありませんが、現実的にかなり私どもに近寄ってまいったというふうに見えておるわけでありまして。

それから、後段にお触れになりました基本法の問題は、これはきょうは武部さんその他それぞれお答えを申し上げてまいったわけでございます。このことは、その際申し上げましたように、事は非常に広範囲にわたりました、各省各庁にも関連がありますから、そういう衆知を集めてせっかくその方向で準備はいたしておるつもりでございますが、さいわい栗山さん御提案のような超党派の御見解というものがそれぞれ、これはもう情報産業を何もうデオロギーに即して云々というようなものじゃないと思ひます。これはどの党が先取りしていいというふうなものでもないと思ひますから、そういうふうなおまとまりができません。これは私どもむしろ歓迎するところでございます。これだけ申し上げて答弁にいたします。

○栗山委員 たいへんどうもありがとうございます。

○金子委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○金子委員長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次これを許します。内海英男君。

○内海英男委員 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し、賛成の意を表するものであります。

御承知のとおり、電電公社は昭和二十八年年度以来四次にわたる長期計画を策定し、電信電話の拡充につとめてまいりましたが、最近における電話

需要の急激な増大や電気通信サービスの高度化、多様化への要請等にかんがみ、本年度からは既定の第四次五カ年計画の一部を吸収拡大した新たな電信電話拡充七カ年計画を八兆五千億円の規模をもって実施することといたしてまいります。

今回の公衆電気通信法改正案は、この長期計画のスタートと時期をあわせて制度の整備を行なうとするものでありまして、電報、電話の制度の改定のほか、問題のデータ通信制度の法定を内容とし、情報化時代に臨む電気通信事業の新路線を敷くものとして注目されるのであります。

法改正の第一点は、電報の料金等の改定であります。御承知のとおり、電報事業は、近年電話等の普及に伴い、電報の役割が著しく悪化し、かねてから体制刷新の必要に迫られていたものであります。今回の改正は、こうした事業の実情に即して電報の料金や利用制度を改定し、事業近代化の基礎条件を整備しようとするものでありまして、たとえその中に若干の料金値上げが含まれていてもいたしまして、電報事業の将来を開くためには必要最小限の措置として大方の国民の納得を得られるものであらうと存じます。なお、その改正に伴い電報の特殊取り扱い等も全面的に再検討せられることとなると思ひますが、これらの特殊取り扱い等の中には慶弔電報などのように国民生活に深くなじんだものも少なくないのでありますから、その改廃については実情を見きわめながら慎重に進められたいと存ずるのであります。

改正の第二点は、電話設備料の改定であります。先日の質疑でもたびたび言及されましたように、電話の需要は最近一段と増加の傾向を示し、電話申し込みの積滞数も本年三月末には三百万になんなんとする状態で、積滞の解消は公社の最大の課題となっております。

今回の設備料の改定は、このような需要の増大に対応して電話の大幅増設を行なうため、その経費の一部を設備料の引き上げに求めようとするものであります。現在の資金事情下において電話

需給の改善を促進するためには、この措置もやむを得ないところであり、むしろ、この資金の安定化を機に多年果たし得なかつた積滞の完全解消を一日も早く実現することこそ最も肝要なことであらうと存ずるのであります。

改正の第三点は、通話料金体系の改定であります。この改定は最近における生活圏、経済圏の拡大と情報化社会の進展に即応して、自動の市内通話に時分制を導入するとともに最低通話料金の区域を広域化し、この広域時分制の実施による増収分を引き当てに近距離通話の料金調整をあわせ行なうとするものでありまして、通話需要の動向に沿っているばかりでなく、料金体系としても合理性を加えることとなると考えられます。

改正の第四点は、この改正案の最大の焦点であるデータ通信に関する制度の法定であります。社会経済活動の高度化に伴い、データ通信に対する社会的要請は近來著しく増大してきております。今回の改正は、データ通信に関して新たに章を起し、民間企業等が電子計算機等を設置して電気通信回線を利用する制度としてデータ通信回線使用契約の制度を設けるとともに、電電公社または国際電気通信会社が行なうデータ通信サービスについてもこれを法定することとしていたのであります。これらの規定の新設によつて、わが国のコンピュータ利用は一躍新段階に入り、本格的な発展の緒につくものと思ひます。

なお、このデータ通信の規定に関しては、省令や大臣の認可にかかると事項が多過ぎるのではないかと意見があります。発展途上にあるデータ通信に関する規定において、省令委任等が多くなることは避けられないことであるとしても、政府においてはその運用について独善のそしりを受けないうような十分の配慮が必要であらうと存じます。

以上、改定の各事項について見解を申し述べましたが、今回の改正案は、全体を通じてきわめて意欲的であり、中でもデータ通信に関する新章の設定は、公衆電気通信事業におけるデータ通信の地位を明確にするとともに、総合電気通信時代

への指向を示唆するものとして画期的な意義を持つものであります。

わが党は、以上のような判断から、本改正案に賛成いたすものであります。最後に、この改正案が政府並びに電電公社、国際電気通信会社の適切な施策に肉づけられて公衆電気通信事業の充実発展に役立つことを強く期待して、私の賛成討論を終わります。

○金子委員長 古川喜一君。

○古川(喜)委員 私は、日本社会党を代表して、公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し反対の意を表するものであります。

今回の公衆電気通信法改正案に対しては、本会議並びに本委員会において多数の委員を賛成に立て慎重審議を行なつたのであります。この法案は基本的な考え方において承服し得ないところがあり、その内容も欠陥の多いものであるとの結論に達し、これに全面的に反対することとしたのであります。

以下その理由を申し上げます。

情報処理の問題につきましては、第六十三国会において情報処理振興事業協会等に関する法律案に対する附帯決議として、情報化に関する基本法の制定等が要請され、政府も善処する旨約束してきたのであります。この約束が果たされないうままコンピュータ利用の主流をなすデータ通信制度をきめようとするのはまことに遺憾であります。新たに設けられるデータ通信回線使用契約は、いわゆる通信回線の開放を行なうとするものであります。現在申し込んでもちかない電話が約三百万に達しているにもかかわらず、大企業等のためにこうした優先的な措置をとることははなはだしく問題であります。私どもはデータ通信の普及を否定するものではありませんが、現在はまだこの三百万の人々に一日も早く電話をつけることが何よりも先決問題であることを指摘いたしたいのであります。

しかも、データ通信のための公衆通信回線の利用に關連して、市内通話の時分制が採用されよう

としていたものでありまして、これから来る料金負担の増大も大企業のために国民を犠牲にするものであります。

このほか、データ通信に関してはプライバシーの問題や業務上の問題あるいは情報化のもたらす人間疎外の問題など、これらの解答を見出せないまま進めることはきわめて危険というほかなく、わが党はこの改正には賛成することができません。

次は、電報制度の改定についてであります。今回の改正は、電報の料金を大幅に引き上げるとともに、その利用制度を全面的に改めようとするものであります。市内電報や翌日配達電報が廃止されるほか、法改正をまつて国民に最も利用されている電報も廃止することになっていくなど、相当思い切った整理が行なわれることになっておりますが、こうした合理化措置の強行は国民の利便に影響するばかりでなく、従業員にも不安を与え、電報事業の将来を一そう暗くするものであります。わが党の反対するところでありま

す。

次は、設備料の値上げについてであります。設備料は御承知のように、わずか三カ年の間に一万円から五万円という他に例を見ない値上げが行なわれることになったのであります。公社の資産である電話設備の費用を利用者の負担にかけるとは本来適当でないのに料額を連続的に引き上げ、当然のことのようにしているのははたはしく不当であります。公社の都合により、設備料一万円ないし三万円と引き上げに長期にわたる上、さらに設備料の引き上げを押しつけるなどは、独占事業の一番悪い面が出ているといわざるを得ません。電話申し込みの積滞解消を最大の課題と考えるのであれば、公社は、その責任において資金の調達をはかるべきであり、政府もまた資金調達の便を与えるべきでありまして、安易な国民への転嫁は絶対に避くべきであります。

最後に、通話料金体系の合理化についてであります。本業による通話通話区域の広域化は、一応

国民の要望にこたえているかに見えますが、これと同時に導入される市内通話の時分制は、前述のように、データ通信と関連するばかりでなく、従来時間制限のない度数制に代わった一般利用者に思わぬ負担をもたらすものであり、たとえ時分制採用による増収分はすべて近距離通話に振り当てられるといっても、その利益は必ずしも全利用者に均てんするわけではなく、結果的には値上げになるものと見られます。

かようにして、今次改定は利用者に多額の負担をかけるものでありまして、物価問題の深刻なおりから、かかる改正は避くべきでありまして、制度的な不合理とあわせて、わが党はこれに強く反対するものであります。

以上をもって反対討論を終わります。

○金子委員長 樋上新一君。

○樋上委員 この法案は非常に問題の多い、しかも重要な法案であり、当委員会においても現在まで慎重審議をしてまいりましたので、私は公明党を代表しまして、公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し、問題点をあげ、次の理由により反対の討論を行ないます。

改正の第一は、日本電信電話公社の電信電話拡充七カ年計画遂行に必要な不可欠な財源の裏付けとなる電報、電話料金及び設備料金の大改定であり、第二には、情報化社会の名のもとに、電気通信回線の開放という内容を異にする法案であります。

いまわが国の物価問題は、郵便料金をはじめとして、米価、タシシ料金の引き上げ等、公共料金の引き上げが大きく注目されているのであります。これら公共料金の上昇は、諸物価に対して与える影響が大きいので、きわめて慎重に検討しなければならぬと思うのであります。

この計画の実施に対して、まず設備料金については、昭和四十三年五月に一万円から三万円に引き上げられ、今回は三万円を約七〇％引き上げて五万円にしようとしているのであります。これは、わずか三年の間に設備料金が五倍にもはね上

げられるという驚くべき現象となり、また五年も前から申し込んでいた人に対して何の考慮も払われず、われわれは断じて許せないものであります。

次に、広域時分制についてであります。現行の市内通話の度数制を一挙に三分刻みの時分制に改めることは実質料金値上げであり、たいへんな改悪である。今回わが党は、電信電話利用実態調査を行なった。こうした実質値上げに対して、電信電話の利用状況の実態を調査し、利用者にとのような影響を与えるか、また国民の納得のいく総合的な電信電話事業の運営がなされるよう、具体的な資料を得ることを目的としている。そのため住宅用電話を取り上げ、まず市内通話と市外通話の利用状況、次に市内通話で一回に通話される平均時分、そして広域時分制に対する賛否とその理由などをおもな調査項目としている。

この調査の結果明らかになったことは、住宅用電話で一カ月の市内通話と市外通話の利用状況はどうか、回数を記入してくださいとの問に対して、市内通話二百回以下が全体の四八・七％、市外通話十回以下が全体の四七・三％との回答があった。次に、住宅用電話については、大多数の方が市内通話が主であることが明らかになった。さらに市内通話の平均通話時分は、三分以内が二六・七％、三分から五分が五一・四％との回答があり、政府側が三分間の時分制を主張する根拠となっていた一回の平均通話時分百十一秒以内が八三％という数字と大きく相違することが明らかになった。

なお、住宅用電話の申し込みから架設までの期間についても、一年から二年が全体の二一・一％もあり、電話積滞への国民の苦情、こうした事実を無視して一方的に設備料金値上げを行なおうとする政府の姿勢に対し、断固反対せざるを得ない。

さらに時分制が実施されると、局の加入数が増大するために、現行法で定められている加入数の大小及び級局の変化によって基本料金が値上げになるのであります。すなわち、局数で七百六十四

局、加入数で二百七十二万加入、このように電話加入者には、時分制による実質値上げと、基本料金の値上げによって、二重の負担の増額となり、たいへん迷惑をこうむる結果となるのであります。

また、附則の試験実施についてであります。広域時分制の試験実施が、郵政大臣の認可を受けて、どこでも自由かつ指定できる。しかも、試験といながら料金は新料金である。これでは加入者はいつ新料金を取られるかわからない。これは公衆法第一条違反であると認めざるを得ないので、審議中の答弁のごとく、加入者に絶対損害を与えないように、厳重に申し入れるものであります。

次に、データ通信回線の開放については、料金の改正とは異なる条項であり、一部改正に便乗することは軽率であり、はなはだ重大な問題であります。具体的には、データ通信の建設資金は、電話利用者の料金値上げの負担によるのではなく、それを政府出資において行なうべきである。また条項には、郵政省令で定める基準とか、公社または公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準等、基準が多く、不明確な点が多い。データ通信の料金については、データ通信回線使用契約に関する料金はすべて許可料金となつてはいるが、これは法律で定めるべきである。また、データ通信の健全な発展のため、民主的な行政委員会をぜひつくるべきであることを付言しておきます。

以上、数点の理由をあげて、公明党を代表しての反対討論といたします。

○金子委員長 次に、栗山礼行君。

○栗山委員 私は、ただいま議題となりました公衆電気通信法の一部を改正する法律案に対し、民主党を代表いたしまして、反対の意を表するものであります。

以下、電報関係から、順次反対の理由を明らかにしたいと存じます。

政府は、今回の電報料の改定理由として、電報の役割りの変化と、電報事業の収支の悪化をあ

げていますが、電報収入の減収分は、ほとんど電話収入に流れていること、つまり言いかえますと、電報収入の減収分は公社の外へは流れていないということを見れば、これはできません。電報料が昭和二十八年以来ほとんど据え置かれていた事実、収支率悪化の状況は一応理解できるのではありませんが、電報事業と電話事業は不可分であり、収支の面においては、強い相関関係があるという事実を見なければなりません。

このような事情を考えますとき、政府のいうような改正理由は、皮相な見方によるものに過ぎないといわざるを得ません。また、制度の改定においても、国民大衆になじまれ、利用の増大をきたしつつある慶弔電報等を、法改正の裏に隠れて廃止せんとすることが、改悪もはなはだしと断ぜざるを得ないのであります。

反対の第二点は、設備料の改定について、政府の考え方が安易に過ぎるという点であります。御承知のごとく、設備料は四十三年に単独電話一加入につき一万円から三万円に引き上げられたばかりであります。国民生活に直接関係する公共料金を、わずか三年の間に五倍にも引き上げるというようなことが許されてよいものでありまじょうか。政府は、設備料は一種の負担金に類するものであるから、公共料金抑制のワケ外にすることとしていたうであります。これは設備料の法的性格を歪曲するものであり、国民感情を無視するもはなはだしといわざるを得ないのであります。

そもそも電話設備は、公社の資産となる性質のものであります。公社の資産となる電話設備を増設するための財源の一部とするために、設備料の引き上げによってこれをまかなうことは、決して妥当な方法とは言えますまい。それこそ、公社みづからが捻出すべき性質のものではないのでしうか。

第三点は、新しい通話制度の矛盾についてであります。今回の改定は、従来の市内通話区域を広げ、そのかわり、七円で通話できる時分を、三分に

制限するものでありますが、東京、大阪のごとき大都市は、区域内通話のできる地域は従来とほとんど異なりませんので、利便を受けるどころか、三分ごとに七円となるので、電話料金の負担の増大は、まことに大きいものがあるかと思ひます。電話収入は、大都市において黒字、小都市以下においては赤字といわれておりますが、今回の改定は、最も収入の大きい大都市の加入者にさらに負担の増大をもたらすものであり、このような改定は約得することができません。

しかも、今回の広域時分制は、今回、法定しようとするデータ通信制度との関連において採用されんとするものであることを見のがすことはできません。つまり、一部の限られた者が利用するデータ通信のために、他の大部分の国民の通話を三分制にすることは断じて許すわけにはまいらないということになります。

最後に、情報処理問題に対する政府の基本的方針の欠如という点であります。現在、情報化社会といわれ、いわゆる情報産業が時代の脚光を浴び、データ通信の需要の増大を来しつつあることは御承知のとおりであります。しかしながら、今回のデータ通信制度の法定は、情報処理問題のあり方に対する政府の基本方針が確立されないうまま、部分的な制度化をはからんとするものであり、本末転倒のそりを免れないものと思われます。これこそ、わが国の情報化の問題について、試行錯誤的に進展をはからんとするものであり、将来取り返しのつかない事態を招来するとも限らないものであることを思い、憂慮にたえません。

なお、データ通信関係の規定は、省令への委任と、郵政大臣の認可事項がはなはだ多く、法案は、言わば単なる骨組みにしか過ぎない形となっております。

このような法案の内容を、どうして理解することができまじょうか。われわれは、法案の内容を郵政大臣に白紙委任するようなことは断じてできないのであります。

由を明らかにしたわけでありましたが、これによって、本案の中におけるさまざまな問題点も明らかになったものと思ひます。

要するところ、電信電話料金の改定は、国民生活に直接関係を及ぼし、かつ、物価問題に影響するところがあることに甚大であるにもかかわらず、あえて、これを引き上げようとする政府は、はたして、公共料金抑制の意欲があるかどうか疑わざるを得ないばかりでなく、情報化社会に対応する基本方針すら持ち合わせていないうちに、白紙委任の内容を持つデータ通信の法定化についての法案を提出したことは、きわめて不当であるといわざるを得ないと言ふことを申し添えまして、あえて建設的意見を強く申し添え、私の反対討論を終わります。

○金子委員長 土橋一言君。

○土橋委員 ただいま議題となつてゐる公衆電気通信法の一部改正案に日本共産党を代表して私は反対し、その撤回を要求します。

その主要な理由は、次のとおりであります。

一、本改正案は、電話について、従来の度数制の料金制度を一挙に広域時分制による三分間七円とし、大幅の値上がりとなり、また電話架設料を三万円から五万円に引き上げるものであります。他方、電信については、赤字を理由に二十五百五十円とし、逐次字数を増すごとに大幅の料金を徴収するものであります。

このような公共料金の値上げは、一般物価の値上げを必然的に誘致し、国民の経済生活を圧迫し、苦しめるもので、断じて容認することはできないのであります。佐藤政府は、国民の物価安定を心から願つてゐるまづ最中に、過日、特例中の特例として、郵便財源難を理由に、郵便法の一部改正に名をかりて郵便料金の三五%以上の大幅値上げ案を、わが党の反対にもかかわらずあえて強行いたしました。その結果、三月十七日より小包料金の八〇%の値上げを行ない、また最近、新聞代百五十円の大値上げ、タクシー料金、ガソリン代、牛乳代など一斉に値上がり、物価の値上が

りはいよいよ国民生活を圧迫し、何人も物価上昇の苦衷を訴えない者はないという状況の中で、今回の公共料金の値上げは断じて許さるべきものではありません。

本案の電話、電報の料金値上げは、佐藤政府の新全国総合開発計画と新社会経済発展計画による大資本に奉仕をし、国民の公害、交通災害、物価高などの悪政をエスカレートするものであります。日米両国首脳の一昨年十一月の日米共同声明の本旨に基づく日本の軍事力強化、日本の軍国主義化の危険な道に突き進んで行つて行なわれるものであるがゆゑに、絶対に認めることはできません。

そのことは、公衆電気通信法第五十五条の九以降に新しくデータ通信関係を公衆電気通信法に挿入したことであります。現在の本法体系の第一、第二、三、四の範囲を越える関係が生ずると思ふのであります。ましてや申し入れ積滞三百万個という目前の重大問題を解決することなくこのようなことは断じて許すことはできません。

今日、情報化時代とか情報産業時代とか称してコンピュータ、電子計算機の異常な発展と普及化に判つて、大製鉄工場、大石油工場、巨大電力会社、大銀行、大証券会社など、生産過程から管理、販売、在庫、運輸に至る工程がコンピュータによる管理支配が可能となつております。これをオンラインに結びつけ、生産、金融、輸送、販売に至る全過程を科学的に合理的に大資本の支配と管理を掌握する道具に公衆電気通信回線を利用して巨大な利潤をねらうものであります。また、アメリカ帝国主義の他国支配と侵略のパツチシステムの一部分とも深く関連をして、これが利用されることは明瞭であります。そのゆゑに電電公社は従来の第四次計画を変更して、電電の七カ年計画を昨秋改定をし、千九百七十万台の電話架設をする。そして同軸ケーブルの網の目を全国に張りめぐらし、情報化時代の要請にこたえたいものである。

今日までの沖縄県においては、二十六ドルすな

わち一万円足らずで電話が一台架設するのに、日本のように高度に生産力が発展し、佐藤政府の言う経済大国でありながら二十万円近い金がなければ電話一台をつけることができないというこの現実を見れば、いかに大衆収奪が過酷であるか、あらためて国民に示しているものであります。同時にデータ通信制度のためその素地をつくるものであります。この危険な計画は通信メーカ、コンピュータとその関係メーカの有効需要を拡大し、真に大資本に奉仕をするの实体を如実に示しております。国民の経済生活を豊かにすることがきわめて重要であるときにこれを遂行することは、全く賛成ができません。

第三、電報、電話関係の労働者に及ぼす合理化と配置転換、首切りなどが行なわれます。特に電話、電報と研究機関の労働者の低賃金政策は、現在の高物価とたび重なる物価引き上げ政策のもとでは、今年の春闘において一万五千円前後の賃上げ要求は最も当然のことです。十年から十五年勤続の労働者が手取り六万円前後の収入である。しかも妻や子供を養い、高い家賃を支払って生活することは、全く苦痛と苦難であるといわなければなりません。私は、電電公社の、下積みで働く圧倒的多数の壮年、青年の労働者が、ストライキ権を奪われて、あらゆる締めつけの中で、低賃金とアメリカ式労務管理に耐えていることに心からなる憤しみを感ずるものであります。スト権の奪還と大幅賃上げ要求をいたしまして、本法案の反対の理由といたします。

○金子委員長 これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。公衆電気通信法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○金子委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○金子委員長 御異議なしと認め、よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子委員長 この際、井出郵政大臣及び米澤日本電信電話公社総裁から発言を求められておりますので、これを許します。井出郵政大臣。

○井出郵政大臣 このたびはたいへん御熱心な御審議をいただきまして、ただいま公衆電気通信法の一部を改正する法律案の御可決をいただきまして、厚く御礼申し上げます。特に本日は深夜に及ぶまで御熱心な御審議をちょうだいしましたこと、まことに感銘深いものを覚えるわけであり

ます。この委員会の御審議を通じて承りました御意見、御議論されました点は、ことごとく私どもの深い教えとして拝聴いたしました。これらの点を今後の電気通信事業の上に具現いたしました。委員会の御審議におこたえ申し上げたいと存じます。まことにありがとうございました。

○金子委員長 米澤電信電話公社総裁。

○米澤説明員 公衆電気通信法の一部改正法案につきまして、ただいま御可決いただきましたことにありがとうございます。本委員会を通じて多くの貴重な御意見を賜りましたが、私ども、今後事業運営にあたりましては、十分その意を反映させていきたいと存じます。

今後ともよろしく御指導いただきますよう、お願い申し上げます。

○金子委員長 次回は、明二十七日午後零時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後十一時四分散会

通信委員会議録第四号中正誤

ページ	段行	誤	正
七一	三	つらに憎い	つら憎い
二二	三	お間違ひ	お間違ひ
五五	四	日刊誌	日刊紙
五五	四	労使使	労使

同 第五号中正誤

ページ	段行	誤	正
五五	四	すると	するとう
六三	四	監察者	監督者
七一	三	私たちの	私たち
五五	四	検閲は、	「検閲は、
六二	一	ABCたいな	ABCみたいな

同 第六号中正誤

ページ	段行	誤	正
二二	四	郵便事業	郵便事業
二二	四	解形	解決
六六	六	選出	選出
九三	二	自分	身分

昭和四十六年五月十二日印刷

昭和四十六年五月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局